

令和6年6月4日から
令和6年6月5日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和6年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月4日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
厚生文教委員会所管事務調査報告	5
一般質問	6
櫻井一隆君	6
深見迪君	14
鴻池智子君	24
松下哲也君	28
齊藤昇一君	34
渡邊定之君	38
長尾式宮君	47
鈴木裕美君	53
類瀬光信君	58
延会の宣告	66

第2号(6月5日)

開議の宣告	72
報告第3号 専決処分した事件の承認について	72
報告第4号 専決処分した事件の承認について	75
報告第5号 専決処分した事件の承認について	77
報告第6号 専決処分した事件の承認について	82
報告第7号 専決処分した事件の承認について	83
報告第8号 専決処分した事件の承認について	85
報告第9号 専決処分した事件の承認について	89
報告第10号 専決処分した事件の承認について	95
報告第11号 専決処分した事件の承認について	98
報告第12号 繰越明許費繰越計算書の調製について	101
議案第33号 財産の取得について	102
議案第34号 工事請負契約の締結について	104

議案第35号	工事請負契約の締結について	104
議案第36号	町道路線の廃止について	106
議案第37号	標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案第38号	標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	113
議案第39号	標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	117
会議時間の延長		118
議案第40号	令和6年度標茶町一般会計補正予算	118
議案第41号	令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	118
議案第42号	令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	118
意見書案第4号	地方自治法改正案に関わる意見書	122
意見書案第5号	すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	123
意見書案第6号	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	123
意見書案第7号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保 ・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	124
議案第40号	令和6年度標茶町一般会計補正予算	125
議案第41号	令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	125
議案第42号	令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算 (議案第40号・議案第41号・議案第42号審査特別委員会報告)	125
閉議の宣告		126
閉会の宣告		126

令和6年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年6月4日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 5 一般質問

○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
税 務 課 長	石 黒 敬 一 郎 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	村 山 尚 君
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君

水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	菊地将司君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから、令和6年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
7番・黒沼君、 8番・長尾君、 9番・松下君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月6日までの3日間といたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日から6月6日までの3日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業について、6月、7月に開催予定の一部事業を残し、森と川の月間関連事業が終了しましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体に組織される連絡協議会により、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

現在まで、植樹や清掃など6本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、一部は関係者のみで実施をいたしました。

事業の内容につきましては、第31回シマフクロウの森づくり百年事業植樹祭、第30回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第23回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹の3事業で1,440本の植樹が行われており、厚岸町民の森植樹は6月9日、第20回摩周・水・環境フォーラムは7月14日に開催予定とされているところでございます。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として第24回町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデーが行われ、440kgのゴミが回収されました。

これらの活動は「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という趣旨のもと実施されているところであり、この「森と川の月間」活動の充実と、より多くの方の参加が得られるようさらに努めてまいりたいと存じます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和6年第2回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、令和5年度町内各中学校卒業生の進路状況及び令和6年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢59名で、全員が進学しました。

進学先の内訳は、標茶高校へ27名、釧路管内公立高校へ22名、管外の公立高校及び私立高校などへ10名となっております。

次に、令和6年5月1日現在の学校の状況であります。入学者数につきましては、小学校は44名の入学者で、3名の減。中学校は54名の入学者で、9名の減であります。標茶高校は53名の入学者で、11名の減となりました。

在籍状況につきましては、小学校は299名在籍し、11名の減。中学校は188名在籍し、5名の減であります。町内小中学校の在籍総数は487名で昨年と比べ16名の減となりました。標茶高校は174名在籍で、昨年と比べて2名の減であります。

学級数につきましては、小学校が38学級で3学級の増、中学校は17学級で1学級の減であります。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が18学級で、在籍児童数62名、中学校は6学級で、在籍生徒数25名であります。

次に、教職員数であります。小学校は69名、中学校は39名で昨年と変わりません。また、今年度も教員定数加配として、知的学級加配で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ1

名と情緒学級加配で虹別小学校へ1名、外国語専科加配で標茶小学校へ1名、体育エキスパート加配で標茶小学校へ1名、学校力向上加配で標茶小学校へ1名、過疎地小規模校支援加配で塘路小学校へ1名、初任者研修加配で虹別中学校へ1名、合計8名の特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に7名、虹別小学校に1名、標茶中学校に3名、虹別中学校に1名配置いたしました。

2点目は、児童生徒が各種大会等において大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

5月19日千歳市で開催された第21回北海道小学生学年別柔道大会において、塘路小学校6年坂本凌冨君が、小学6年生男子65キログラム級の部で、準優勝と優秀な成績を収められました。

今後のさらなる活躍を期待するものです。

2点目は、標茶町立図書館への図書の寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブ様から児童図書14冊、5万円相当の寄贈をいただきました。

昭和50年から毎年子供たちの読書推進を願い、今年で累計2,375冊、総額330万円相当となりました。

心より感謝の意を表するものです。

以上で、今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書。

（1）調査日時、令和6年4月18日午前10時から、調査場所、標茶町役場議員室。

1. 出席者、櫻井、渡邊副委員長、深見委員、鈴木委員、鴻池委員、類瀬委員。説明者、村山住民課長、曾根年金保険係長、石黒税務課長、中下税務係長。事務局、齋藤議会事務局長、熊谷議事係長。

2. 調査事項、標茶町国民保健事業の現状と課題について。

3. 主な説明がございましたので、2、3朗読させていただきます。令和6年から令和11年度までの北海道国民健康運営方針に基づき「標茶町国民健康保険事業の現状と課題について」説明が行われました。同運営方針は中間年の令和8年度頃にも見直しが検討されるということでありました。ここから4項飛ばしまして、賦課方式を四方式から三方式へ移行するために、資産割を段階的に減らし、令和9年度から廃止するというところでございます。また、マイナンバー、いわゆるマイナンバー保険証については、マイナ保険証を取得しない町民には当面の間、いままでどおり申請しなくても「資格確認証」を交付するとの説明もございました。質問と説明が重複している部分が多いので、質問についてはここでは省略してございます。

4. 委員会の所見でございます。

国民健康保険の統一的な方針を北海道が示し、また後期高齢者医療保険も都道府県単位で全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が経営主体、ここでは保険者でござい、となることから、被保険者の声や願いが届きにくい現状にある。町民の要望や声を聞く相談窓口を開き、保険者の運営方針に反映させる手立てが必要と考えるものであります。

2点目、医療費水準の高さを納付金に反映させる調整が6年度から廃止されるが、医療水準は釧路、札幌など医療機関が多数あるところと本町では大きく違う。保険料水準の統一は、市町村ごとの医療費水準を反映させることが負担の公平性を維持すると考える。そのことを含めて現状や意見を「北海道国民健康保険市町村連携会議」に反映させるべきであります。

2026年度に開始予定の「子ども・子育て支援金」制度は、公的医療保険に上乗せして徴収し、児童手当や育児休業給付の拡充などに充てる財源の一つとするのは理解できない。子ども子育て支援と医療保険の目的、趣旨が違う。また、均等割である国保では、逆に支援とならない場合も生ずると考える。市町村連携会議に意見を出してほしい。町としても住民の健康維持と医療の充実、高い国民健康保険料軽減のため意見、要望を出すべきである、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 通告に従い、質問をさせていただきます。

質問の内容ですが、新たな食品開発、雇用の促進に努めてはどうかという演題にしました。答弁を求める者は、町長といたしました。

質問の趣旨です。標茶高校の生徒が作る乳製品や肉の加工食品は、町民に多大なる人気があり、「うまいもん発見市場」などで販売しても、すぐに完売となっております。また、3月にはSL冬の湿原号のイベントにもスイーツを駅前で販売し、標茶のイメージアップに貢献しています。4月3日の新聞には、「標茶ブランドの創出」と題した講演が行われ、高校生50名が出席したとの報道もありました。このすばらしい生徒たちの技術とアイデアを町の発展に生かすべきと思うが、町長の所見を伺いたいと思います。

生徒は来年3月には卒業するので、まちおこしのための食品加工を研究開発する施設を立ち上げ、受入れ準備をすぐにでも始めてはどうか。また、場所については、駅前周辺の空き店舗などを活用し、駅前通りの活性化を図ってはいかがかということでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の新たな食品開発、雇用の促進に努めてはどうかのお尋ねにお答えいたします。

標茶高校の生徒が作る乳製品や肉の加工食品は、「うまいもん発見市場」など町内イベント時での販売だけではなく、毎年、イオン釧路昭和店で開催している「しべちゃフェア」においても大盛況で、本年も6月15日、16日の2日間において、出店を予定しており、町外イベントにおいても、標茶高校の生徒が直接、消費者と対面し販売することで、標茶町のイメージアップだけではなく、生徒個人における標茶町の良さを改めて実感していただけるイベントであると思っております。

議員ご指摘のとおり、標茶高校は地域と連携し、実学教育では、特産の牛乳を生かしたしべパフェ作りや観光列車ノロッコ号、SL冬の湿原号に乗車し、釧路湿原の自然や野生生物のガイドを行うといった活動など、地域の魅力を様々な切り口から研究、発信する取組、さらには様々な加工食品が標茶高校ブランドとして大変誇らしい評価をいただいているところであり、私は、生徒が自ら学ぼうとする主体性や社会の発展に貢献する取組を育む総合学科には無限大の可能性が秘められていると、大きな期待を寄せているところであります。

1点目の生徒たちの技術とアイデアを町の発展に活用すべきについてですが、先ほど申し上げました製造加工の技術にとどまらず、令和3年4月に策定した標茶町第5期総合計画策定の際には、住民の方1,000人を抽出した住民意識調査アンケートを実施しましたが、標茶高校生においては全員にアンケート回答をいただき、その後、総合計画策定セミナーにおいて、ワークショップなどを開催し、町の将来について提案を行っていただいております。

また、年に1度ではありますが、町職員が高校の授業として総合計画を基にした今後の標茶町についての説明を行い、その後、町の課題についての意見交換を実施するなど、まちづくりに関する高校生のアイデアに触れる機会もあり、これらを標茶町の将来のために生かしていきたいという思いは議員と同じくするところでもあります。

2点目のまちおこしのため、食品加工を研究開発する施設を立ち上げ、標茶高校の卒業生を受け入れる準備をすぐに始めてはどうかについてですが、標茶高校卒業生の雇用先として、議員がご指摘の施設を整備する計画は現在ありませんが、町内で生産された農畜産物等を加工し、町の特産品として町内外の消費者にお届けすることは、新たな雇用の創出と本町の基幹産業である酪農・畜産業の持続可能な経営と、ひいては町全体の活性化にもつながり得ることから、民間事業者の活力に期待するほかにも、将来的に整備に向けて現在検討を行っている、仮称ではありますが物産センターや、既存の食品加工施設に特産品の研究開発を行うための機能を持たせるなど、あらゆる可能性を視野に入れ、研究してまいりますと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今の町長の答弁を聞けば、総じて言えばいろいろ考える、だけれども、具体的なものはないと、このように承っているのですけれども、そんなことでよろしいのでしょうか。もっと標茶町を発展させるためには町自らが汗を流すべきだと私は思いますが、そこらはどうなのでしょう。町長のお考えを伺いたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今回、特に標茶高校に注目して、そこの加工をできないかというお話なのですけれども、議員ご承知のとおり、標茶高校は実は道立高校であります。なかなか自由にそういうものできないというのが、まず1つ大きな課題としてあります。ただ、過去にも、中で作られている食品のグラスランドシリーズについては、レシピについては、公開してもいいですよということは以前に確認したことがあります。そういったものを活用しながらということは十分できるかなと思っております。

それから余談であります。例えば標茶のうまいもん発見市場、これは以前、実は標茶高校内で開催されていたイベントであります。たまたま私が企画の課長をやっているときに、当時の北洋銀行支店長と、これを何とか駅前でできないだろうかということを経営の校長先生と直談判しまして、駅前の商工会の商業部会の人たちに話をして、うまいもん発見市場を校区の敷地内だけではなくて標茶の駅前で、今、年に5、6回必ず定期的で開催されて多くのファンが来ていらっしゃると思いますけれども、そういったことにも関わってきた経過がございます。現在も可能な範囲で、例えばふるさと納税の返礼品の中で標茶高校の作ったものを返礼品として取り上げられないかとか、例えばしべパフェについては、少しだけ触れましたけれども、これも地元のお店の方々に高校生の作ったものを提供しながらやっていた経過があるので、たまたまコロナ禍の中でなかなかそういった

ものできないという形で現在中断しているという状況でいます。

なかなか道立高校の中で直接、恐らく皆さん三笠高校のようにレストランを運営しているとか、そんなこともイメージしているのかと思うのですが、あそこはたまたま道立ではなくて市立高校です。市がいろんな形で最優先しながら、例えばレストランの部門をかなり強力に推進して、いろんな部活動もその中で特化するような形で教育方針を定めながらやっているとか、そういったことがなかなか道の教育の中に一自治体の意向が入りづらいとか、そういったものがありますので、なかなかそういう形での部分については手をこまねいているとか、議員からしたら何をやっているのだろうと言い方をされているのかもしれませんが。高校生のものがすごい人気があるというのは、高校生が自分たちで作って直接販売するから非常に人気があるのですね。できたものをただ置いて買ってくださいというのは、なかなかやはりそれは非常に厳しいだろうと思いますので、例えば今、考えている物産センターの中に、そういうコーナーで高校生が週末に実際に販売のお手伝いをさせていただくとか、アイデアについてはいろんなところからいろんな形でいただいていますので、今、これから様々な形で検討を進めていく中で展開できないか、そのようなことを考えてございます。ただ、具体的にどうするということが決まっていませんので、今、お答えできなかったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 町長、標茶高校の生徒が作ったものを町が販売するとか、そういうことを私は求めているのでないですよ。標茶高校でいろんなことを学んできた生徒、これが毎年卒業していくわけです。町を離れば、全く学校で習った食品加工、乳製品加工のそういう部門に就職してくれない、技術を生かせない。だが、標茶に物産センターあるいは研究開発するような、そういう施設を作って、卒業した生徒、高校生、大学ではないのですよ。大学生ではなく高校を新年度に卒業する生徒を対象に物産センターとか加工食品を開発研究する、そういう施設を作って受け入れる体制を作ってはいかがかと、こういうお話をさせてもらっているわけです。何も高校生が授業で作ったものを標茶が代わって売る必要はないのです。私が求めるのは、新たな人材、若い人材を標茶に定着させる一つの方法、手段として、この特別物産センターみたいなものを町が自ら汗を流して作る、そういう姿勢はないのかということをご伺いしているわけです。どうですか。作ってくれますか。作れないのですか。白黒はっきりさせましょう。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

やりたいことは、たくさんあります。ただ、現実の問題として、今、ここでこれをやりますとか、そういうことはなかなか非常に厳しい状況だということだけ、ご理解をいただきたいと思っております。気持ちは十分あります。議員、思っているとおり、本当に高校生が地元就職できないとか、そういった部分については多くの方から伺っていますし、実際に

標茶高校生が、よその町の、例えばホテルに入って、非常に標茶高校生はすごく評判がいいですよという話もホテルの経営者の方から伺ったりしていますので、そういう方が、一人でも多く地元で活躍していただきたいという思いについては、議員と全く同じだと思っていますので、そういった部分については最優先で汗を流していきたい、いろんな形でいろんな皆さん、これは町だけではなくて、地元のやはり商工会を挙げて、地域を挙げてこういったことに取り組まなければならないことだと思っていますので、いろんな方と協議をし、今回これからいろいろ検討していく物産センターの中で、例えばそういった者が活躍できるような場所ができないかとか、そういったご意見も伺っていますので、その中で可能なものを展開していきたいという気持ちには変わりはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 町長、いいですか。標茶町の町民は7,000人を切って、6,900人何がしかと、こういう数字になりました。町長が以前にもおっしゃられた身の丈だとか、背丈に合わせた町政というものをやっていったら、人口が減れば経済力が落ち、組織力も落ち、何もいいことがない。だから、個々で若い人を雇用する、そういう一手を打つことが、標茶の将来発展になるのではないかと。もう待ったなしだと思うのですよ。

ご承知のとおり、酪農は非常に厳しい状況にあります。基幹産業である酪農が、標茶の命である酪農が大変な状況の中でも、やはり力になる人口増というものが求められると僕は思うのです。そのためにも、こういう若い人たちを標茶に定住させる、そういうことに力を注ぐ、汗を流すべきときであろうかと私は思うのですよ。これもやりたい、あれもやりたいということをお口にすることは簡単ですが、実際に町自ら汗を流すべきときだと私は思うのです。1年遅ければ、1年標茶町は損をするわけです。今、ここに、早々にでも来年度受け入れるための、そういう考えを具体化するべきときだと思うのですよ。机上の空論はもう十分です。実行してこそ価値があるのですよ。やりましょう、町長。ひとつ考えてください。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 同じ答弁になるかもしれませんが、櫻井議員と気持ちは同じでございます。ただ、具体的な話として、やはりしっかりした構想を持ちながらお話ししないと、町長、またうそを言ったのではないかとかという話になりますので、しっかり組立てをしながら、しかるべき形になったときに議会とご相談をしながら進めていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、気持ちについては、一切後ろ向きではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ですから、今、町長はしっかり組立てをして、それからお話をしたいと、こういうことですが、しっかり組立てをするのにどのぐらいの時間を要すればいいのですか。そこまで待ちますから、いつ頃までに、そうしたらこのしっかりした組立て

をできるのか、具体的な数字を挙げてお願いしたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 具体的に形が決まったらすぐ皆さんにお知らせをして、ご理解をいただきたいと思っていますので、いつ、どこまでというのは、ここで明言できる状況でございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 考えている方向は同じだとおっしゃるのですが、いついつやるといふ期限については、かなりの差があるのかなと。こんなところで押し問答していても仕方がないですけども、できるだけ早くこの高校生を受け入れる、このすばらしい人たちを他町村になるべく出さないように町内でいろんな職種に就ける、そしていろんなアイデアを我が町が吸収できるような、そういう手だてを講じていただきたいと、こう思います。続いて、2問目に進めていきたいと思います。

これは、宿泊施設の利用をする町民、これに対して、還元はどのようにするのかという質問でございます。

質問の趣旨は、釧路湿原かや沼観光宿泊施設も9月のオープンに向けて準備中だと思います。多くの町民が楽しみにしているのは、温泉であり、また、施設の内覧でもあります。当然、料理にも一段と関心が高く、気になるという声も出ております。町としても、このように期待をしている町民に対して、具体的に何らかの方法で応えるべきと私は思うわけです。

さらに、町民に対する還元はどのようなことを考えているのか、具体的にお知らせ願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の宿泊施設を利用する町民の還元はどのお尋ねにお答えいたします。

多くの町民が楽しみにしているのは温泉であり、施設の内覧である。また、料理に関心も高い。町民に対して、何らかの方法で応えてはどうかとお尋ねですが、広報しべちゃ6月号において、愛称決定の記事を掲載しておりますが、その中で町民の皆さんを対象とした内覧会を8月頃に予定しており、詳細が決まりましたら案内させていただくとお知らせしたところであります。

指定管理者であります、株式会社共立ソリューションズとは、現在開業に向けて細かい調整を進めて協議を行っているところですが、町民向けの内覧会につきましては、プレオープン前に開催することで指定管理者と調整しております。また、その際には、施設見学だけではなく、提供される予定のメニューの一部展示と試食につきましても対応していたけると聞いておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

町民に対する還元はどのようなことを考えているかとのことでありますが、2月16日に開催の議案第1号審査特別委員会の中でもお答えしているとおおり、町民が宿泊利用した

際の宿泊料を町民割価格とする設定や、町民が日帰り入浴した際につきましても、町民割価格を設定するほか、町民の日の設定やポイントカード等による還元についても検討していただいているところでもあります。また、プレオープンの際には、抽選になるかとは思いますが、希望する町民向けの体験宿泊の実施も検討していただいておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ただいま、プレオープンする前に内覧すると、そのときに抽選で優遇招待券を頂けるという話もございました。それはそれとして、入浴料とか、あるいは宿泊しなくても入浴し、食事をして帰るという方もいると思うのです。そういうときに、宿泊でなく食事代の町民割、還元というのを考えているのか、具体的にはどの程度のことを考えているのか、数字を示していただきたいと思うわけです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 町長の答弁にもありましたが、指定管理者と、今、協議中でありまして、まだ多くのことをオープンにできない状況であります。

ちょっと経過について、私のほうからお答えさせていただきたいと思うのですが、先ほど町長の答弁の中で町民向けの体験宿泊のお話がありましたが、あれは数に限りがあるので、抽選になるというところでもあります。公募する形になるのではないかと思いますけれども、そこに応募くださった方について、限定数で体験宿泊も検討してもらっているという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、宿泊料、入浴料等についても、町民向け価格であったりとか、あるいはポイントカードによる還元等について、今、検討中であるということでもあります。

議員から具体の金額について、求められたところなのですけれども、基本的には、この間この場等々で議論させてもらっているとおり、町内民業を圧迫しない範囲でできるだけ使いやすい価格と、それから、なおかつ経営についても、安過ぎることで経営を圧迫しないような、収益が取れるような、町民、それから町民以外という区分け、それからシーズンによる収益性を考えながらの価格設定を、今、指定管理者のほうと詰めている最中でありますので、詳細の金額については、詳しくまだ申し上げるものがないというところをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 入浴料やそういうものが何も決まっていないから発表できないということですか。それでは今の段階で何が決まったのですか。料金的なものは何も決まっていないということですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

議案第1号の審査特別委員会の際に、室料ですとか入浴料を提示させていただいております。

ます。室料につきましては、これは一般的な料金設定ということで提案をさせていただきました。それから、入浴料金につきましては、一般利用が大人 1,000 円と、町民利用については 700 円ということで提案させていただいてまして、これについて、入浴料については、町民利用が 700 円は割引になりますということでお話をさせていただいているところです。

それで、宿泊料関係なのですが、今、町内事業者といろいろ調整をしている段階で、食事のメニュー内容ですとか、その原価計算、その辺も含めまして、どのぐらい町民に還元できるような料金設定にできるのかというところを、調整というか、検討していただいているところですので、宿泊料金関係につきましては、まだ提示できないという状況ですので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ちょっと私の聞き違いかもしれないですが、入浴料については、700 円と。これを割り引いてくれる、全額割引ということですか。

（何事か言う声あり）

○2番（櫻井一隆君） 違うのですよね。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 1,000 円ですが、町民が利用すると 700 円になりますということでございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 300 円一律引いてくれると、こういうことですね。分かりました。

そして、食事その他の料金については、町の業者の関係、競争関係にある方もいるので、それについては、なかなか今のところ出せない。だけれども町長、9月オープンですよ。それではこの料金設定その他について、いつ頃公表できますか。共立のほうとのいろんな打合せもあると思うのですが、大体の目安として、やっぱり8月中には数字的なものを出していかないと、町民もなかなか納得しないところがあるのではないかと思うのですよ。楽しみにしていますからね。いつ頃の予定になるか、具体的に考えておられますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

料金関係は、条例改正が必要になりますので、一応、共立さんのほうとは6月中にはある程度金額を固めたものを提示していただきたいとお話をしていますので、7月頭とか、その辺にはなるかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 確認したいのですが、7月に大体の数字が出てきて、この料金についての改定がなされて議会にかかるということで承認という運びになるのですか。大体8月ぐらいいはめど、7月ぐらいいは臨時会か何かあって、そこで決まると、こういうふうに承ってよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

大まかなスケジュールについては、今、担当課長から申し上げたとおりであります。定例会で言うと9月になってしまいますので、その前に議員の皆様にはご相談申し上げる機会を持たなければいけないというところで、当然、臨時会ということになるかと思えますけれども、例えばその前に全員協議会等で一定程度の方向性をお示しできるかどうかについては、ちょっとこの先のスケジュール、それから内容のいかんで変わってくるのかなと考えているところであります。いずれにしても、今のところの作業としては、6月中に一定程度の金額を示していただいた上で、7月以降に、早い時期に、条例改正の必要がある場合については、改正案を示させていただきたいと考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） いろんな、共立ソリューションズの考えもあって大変でしょうけれども、一般の価格についても町民の方々に知らせるべく、早く条例改正のための諸手続をしていただきたいと、こう思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） 私は3点について、質問をいたしたいと思えます。

1点目は、会計年度任用職員の処遇改善。24年問題と重なって、現場で働く人たちが非常に大変な状況にあると。どうしても役場の職員については、役場の処遇改善、これを思い切って考えていかないと解決できないと思うのです。

それでまず最初に、本町職員のうち正職員と会計年度任用職員の6月現在の人数はそれぞれ何人なのか伺います。

また、会計年度任用職員は正職員と同等の勤務労働をしている場合が多いと思えますが、いかがですか。

会計年度任用職員の業務は、役場業務の中で大きな役割を果たし、なくてはならない存在と考えますが、いかがですか。

その意味でも本来正職員とすべきと考えますが、町長のご所見を伺います。

会計年度任用職員の待遇について、フルタイムには給料や通勤手当、期末手当や退職手当などの各種手当が支給され、パートタイムには報酬と通勤手当相当額の費用弁償、期末手当が支給されるとなっています。しかし、会計年度任用職員は、住居手当や扶養手当は支給されません。これは著しく不公平で、せめて住居手当を支給し、安定的な人材確保に努めるべきと考えます。この点については、地方公共団体が条例で定めることができると思えますが、いかがですか。また、持家の場合は支給されていないと思えますが、それを除けば会計年度任用職員への住居手当支給はそれほど高額にはならないと思えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の会計年度任用職員の処遇改善をとお尋ねにお答えいたします。

1点目の本町職員の正職員と会計年度任用職員の人数についてのお尋ねですが、令和6年6月1日現在における職員数は、正職員が281名、会計年度任用職員が242名となっております。会計年度任用職員の勤務対応別の内容としましては、内訳としましては、月給制であるフルタイム会計年度任用職員については153名、時給制であるパートタイム会計年度任用職員については89名となっております。

続いて、会計年度任用職員は正職員と同等の勤務労働している場合が多いのではないかとのお尋ねですが、基本的には会計年度任用職員の任期は一会計年度内に限られるものであることから、その職務の内容や責任の程度は任期の定めのない常勤である正職員とは異なる設定とすべきであるものの、特に福祉関係の職場にあつては、正職員とほぼ同様の職務内容となっている職務があると認識しているところであります。

また、会計年度任用職員の業務は役場業務の中で大きな役割を果たし、なくてはならない存在と考えるがどうかというお尋ねにつきましても、定数管理の観点から、正規職員を大幅に増加できない現状において行政サービスを維持するためには、会計年度任用職員の存在は役場業務の中で大きな役割を果たしているということは、議員、ご指摘のとおりであります。

続いて、本来正職員とすべきというお尋ねですが、職員数については、この間、行財政改革において現状維持以下を基本としながら管理されてきました。また、本町財政を考えると類似団体との比較は常に意識せざるを得ないものであり、人口減少という社会情勢を含めても困難であると認識しておりますことをご理解ください。

2点目の会計年度任用職員は住居手当や扶養手当が支給されないことについてのお尋ねですが、これは総務省自治行政局公務員部の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、国の非常勤職員の取扱い等を踏まえ、支給すべき手当等について明示されているところであり、具体的には、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、退職手当、特殊勤務手当等の職務給的な手当を指し、上記以外の手当については、支給しないことを基本とするとされております。

続いて、会計年度任用職員に対して、住居手当を支給し、安定的な人材確保に努めるべきのお尋ねですが、住居手当につきましても、月額4,500円以上の家賃を支払っている職員に対しては最大2万3,500円、自己の所有する住宅に居住する職員に対しては5,000円を支給しているものであります。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、現在のところ住居手当は国のマニュアルによると対象とされていないことから、これ以外の点においては、人材確保の方策を検討していく必要があるものと考えております。特に令和5年の地方自治法の一部を改正する法律において、勤勉手当を支給できることとされ、本町においても、令和6年度から支給を開始

することからも、これにより一定の処遇改善が図られたものと考えておりますし、安定的な人材確保に資するものと考えております。

条例で定めることができるかどうかにつきましても、先ほど申し上げました事務マニュアルにおいて対象とされていないことから、実情としては難しいものと認識しているところであります。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） きちんとした再質問の前にちょっと聞いておきたいことがあるのですが、ごく最近北海道新聞で、179の市町村のうち103市町村が持家手当を出しているという記事が2度にわたって、持家手当は人口減を食い止めるためにも必要なことなのだという首長さんもらっしやるというような記事が載っていました。標茶は持家手当というのは出ているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

本町は、先ほど町長からも答弁ありましたけれども、自己の所有する住宅に居住する職員に対しては5,000円を支給しております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 5,000円がそうなのですね。それで、もう一度、2万3,500円の住居手当、これ幾らに対して、何円以上に対して、というのをちょっと聞き漏らしたので、これを後で答えていただきたいと思います。

それから、さっき条例の話が難しいというお話でした。難しいということは、絶対できませんということではないですね。今、難しいのは、私は働いている職員のことについて聞いたので、そのことについて答えているのだと思うのですが、先ほど町長の答弁の中で、福祉関係は正職員とほぼ同じ程度の仕事をしているという話をされました。そういう点では、この難しさを乗り越えないと、福祉関係で働く人の数というのがどんどん減っていくのではないかと思うのです。非常に危機感を持っているし、現実にもう既に壊れかけているわけでしょう。だからそういう点では、もっと本腰を入れてこれをやるべきだと思うのですよ。そういう点では難しい条例だけれども、しかしこの点については、国は改めて条例を定めることについて言及していないわけですから、つまり市町村のいわゆる自治体条例でこれをやれば可能だと私は思っているのですけれども、その2点についていかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、住居手当、借家の場合の金額についてのご質問がありましたけれども、町長の答弁では、月4,500円以上の家賃を払っている方に対して、まず支給の対象になると。金額に応じて計算式がありまして、変化はするのですが、支給額としての最大値は2万3,500

円であるということを申し上げました。計算内容については、ちょっとそこまで、今、資料が手元になかったものですから、必要であれば後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

それから、条例制定の関係なのですが、条例制定権という考え方であれば、当然、地方自治体はそれをすることができると考えております。

ただ、会計年度任用職員に限らずなんですけれども、公務員関係においては、総務省のほうから通知という形で技術的な助言をいただいております。マニュアルもそういった類のものだと理解しているのですけれども、その中で、先ほど町長の答弁にもあったとおり、住居手当に関しては職務的な手当ではないというところで対象外となっている、そういうような考え方が示されておりました、条例制定したとしても、その後に技術的な助言等々に基づいて是正を求めるというところまで強いことは実質的には言われませんが、考え直すようにというようなことがされるということは想定をしておりました、そこで実質的に難しいということを町長は答弁されたというふうに理解しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） やっぱり聞き違いではなかったですね。4,500円以上に、そして上限が2万3,500円ということで、ちょっと4,500円以上の家賃を払っている人に対しては、幾らか分からないのですけれども、金額に応じて払うと。その上限が2万3,500円ということで、これは聞き間違いではなかったと思ったのですが、私、会計年度任用職員の処遇改善というテーマでお話、質問いたしましたけれども、実際は職員の処遇改善がどこにつながっているかといったら、福祉につながっているのです。福祉を利用する、利用しなければならぬような人たちが今困っているのです。だから、職員の問題だけではないのです。

実際、私たちの町に住んでいる方々で福祉を必要とする方々が、こういう職員の処遇の問題も含めて現実に働いている人が、24年問題に起因しているかどうかは分かりませんが、少ない。だから、福祉はそれだけ削られているというのが現状でしょう。困っているのは、福祉を必要としている町民なのです。その角度から、ぜひ物を見てほしい。役場の給与体系とか条例の問題、つまり職員の処遇だけの立場から物事を見ないで、町民の福祉はどうなっているのかという立場から、ぜひそういう立場からも物事を見ていただきたいと思うのです。そういうことを申し上げて、今、実際会計年度任用職員で住居がないことで困っている方がいると思うのですが、それはそういう押さえをしていますか。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 分かりやすく言いますけれども、住居問題で困っている会計年度任用職員がいるという現実をご存じでしょうか。知らなかったら知らないで。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。承知してございません。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） いるのですよ。これ、役場の縦割り行政ですね。例えば、公営住宅を出なければならぬと言われていた会計年度任用職員がいます。ところが、とてもではないけれども、僕もその方に付き合ってあちこち家探ししました。大抵5万円、6万円なのです。その人は電話で、ではお話だけ伺ってまたこの次の機会にとかと言っていましたが、大変な方たちがまだいると思うのです。持家を持っている人はいいと思うのです。それを少し賃金が上がったからといって公営住宅を出なければならぬですよと言ったのは契約管財係でしょうかね。

（何事か言う声あり）

○1番（深見 迪君） こっちか。だけれども、それで困って、実際私も一緒になって標茶中をその人と一緒に動き回ったのですが、そういう問題が現場では起きているのです。そういう実態を会計年度任用職員を実際に雇っているそちらの方々が分からないというのは、やっぱりおかしい。縦割り行政ですよ。だからそういうことを、それがもし解決されなければ、その方たちは本当に標茶を離れて違う職を探さなければならないようなことになりかねないということを含めて、会計年度任用職員に住居手当、最初は正職員並みでなくてもいいですが、人口問題がいろいろ言われていますので、本当は正職員並みに住居手当を支給するような条例を新たにつくるべきだと思っています。

だからそういう点では、後で人口消滅問題でまた質問しますけれども、そこまで来ているということ認識されて、条例問題については、難しいマニュアルに書いてあると言うけれども、これは市町村で、現場で困っている私たち、役場の理事者の方もそうだと思いますが、国のマニュアルに従ってだけいけば、人口減をこれでもって促進させるということになりかねない。だからそうでない、国のマニュアルはあるけれども、例えばさっきの持家の問題でも、国では持家手当はやめなさいという指導をしているわけでしょう。だけれども、そんなことをやったらうちの町から離れていくということで、現在103市町村が頑張っているわけですよ。これがいいかどうかは、私まだ評価できませんけれど。こういうことを含めてマニュアルとか、あるいは条例化は難しいとかということではなくて、難しいのは、今そういう職員をうちの町にとどめておくということが大事なのだから、そういう点では、難しい条例もきちんとさせて、処遇改善を具体的にしてほしいということ私を訴えたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 会計年度任用職員の住居問題の現状について、私どもで、担当のほうで認識していなかったということは、今、初めて私も分かりました。こういった部分について、どういう方法が一番いいのか……国のマニュアルがあるということは先ほど答弁したとおり、事実なのです。国からの指導は、やはりかなり厳しく様々な部分で、例えば地方交付税の算定やら何やらで影響を受けてきているのは事実であります。

先ほど議員からお話のありました住居手当や持家についても、国から指導を受けている

のですけれども、何とかそこをクリアしながらできる方法を考えていかなければいけないということが、今、残っているという状況もありますので、どんな形が今一番いいのか、困っている人を一番救える方法を早急に検討したいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 急いでいただきたいと思います。私はもともと正職員と同じような仕事をしていて、会計年度任用職員だからといって住居手当で差別をする、あるいは扶養手当で差別をするというのは、理事者が本当はやってはいけないこと、役場がやってはいけないことなのだと思います。その辺も含めてぜひ困っている現場で働く労働者の方がいたら、それに手を差し伸べていただきたいと思います。

2番目の質問に入ります。

2番目は、未来志向ゼロの消滅可能性自治体に対して、これは町長のご所見を伺いたいと思います。

もう既にこれはご承知のことだと思いますが、民間の有識者会議「人口戦略会議」、それが24日、消滅可能性自治体のリストを公表しました。標茶町もその中に含まれていましたが、その根拠は子供を産める若年女性人口（20歳～39歳）が減るということでありますが、女性が子供を産まないから人口が減少するというのは、時代錯誤の分析であるとしか言いようがありません。この消滅可能性自治体は、北海道179市町村中117市町村で全体の65%以上です。公表の2050年まであと25年ほどですが、町長はこの公表をどう捉えていますか。ご所見を伺います。

この公表について、当然のことながら全国町村会が猛反発しました。「これまでの地域の努力や取組に水を差すものであると言わざるを得ない。全国の自治体は、人口減少への対応や、独自の地域づくりに懸命に取り組んでいる」という発言もあったと聞いています。これは全国町村会長の吉田会長の言葉でもありますが、町長もこれと同じと捉え方でしょうか。

地方の人口減少は、東京や札幌に一極集中化していることや少子化に問題があります。一部の地方の問題ではありません。複数の首長や知事、関係者から「違和感」「不安を与える」「ナンセンスで地域づくりの足を引っ張る」などと批判が出るのも当然だと思いますが、町長のご所見を伺います。

10年前にも「消滅可能性都市」が安倍政権のもとで発表されました。いわゆる増田レポート、この増田さんという人は、消滅可能性都市という言い方はちょっと激し過ぎたと後で言っていましたけれども、まだ私の調べた限りでは一つも消滅していない、これが事実です。この発表の意図は、役場職員を半減するなど自治体破壊を公言し、平成の大合併を行うことと無関係ではないと思います。増田さんは、この増田レポートの中で平成の大合併には触れていません。けれども、関係があると私は思います。その結果、住民サービスは低下し、住民の声が行政に届かない、自治体の活力は喪失していったと考えますが、い

かがでしょうか。

これを発表した会議の構成、いわゆる人口戦略会議の構成人員は大半が男性で、「消滅可能性自治体」の根拠の一つとされている「若年女性」は一人もいません。人間らしい雇用の破壊、子育てへの重い経済的負担、ジェンダー平等の遅れが原因だと私は考えます。子供を産むか産まないかは、個人の生き方の選択です。政治が介入することではありません。若い女性が減っているから自治体が消滅するなどという設定自体が間違いであると考えますが、どうですか。

この根拠のない「人口戦略会議」に対し、本町が行っている塘路を中心とした移住構想など、町長の人口減に対する施策は同感することが多々ありますが、一層町長の努力を期待したいと思っています。この点についても町長のご所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の未来志向ゼロの消滅可能性自治体に対して、町長の所見を聞くのお尋ねにお答えいたします。

民間の有識者で構成される人口戦略会議は、令和5年12月に公表された新たな日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析を行いました。今回は、平成26年の分析を踏まえつつ、新たな視点として、人口の「自然減対策」（出生率の向上）「社会減対策」（人口流出の是正）の両面からの分析を行ったとされています。平成26年の分析は、「日本の地域別将来推計人口」における「20～39歳の女性人口」の将来動向に注目したものであり、この若年女性人口が減少し続ける限り、出生数は減少し続け総人口の減少に歯止めがかからない。人口減少のスピードを考えると、若年女性人口が平成22年から令和22年までの30年間で50%以上のスピードで急減する地域では、70年後には2割に、100年後には1割程度にまで減っていくことになる。このような地域は最終的には、消滅する可能性が高いのではないかと推測したとされています。今回の分析も、こうした前回の考え方を基本的には踏襲し、若年女性人口が令和2年から令和32年までの30年間で50%以上減少する自治体を「消滅可能性自治体」としています。加えて今回は、各自自治体が深刻な人口減少を回避するには、いかなる対策を講ずるべきかという視点からの分析も行っているとされています。

1点目の町長はこの公表をどう捉えているのかのご質問ですが、日々、人口減少や少子高齢化などの課題に直面しつつも、その解決に取り組んできた自治体の首長として、このままでは将来消滅する可能性がある指摘されたことは率直に憤りを覚えております。

続いて2点目のご質問ですが、4月26日、吉田全国町村会長は、消滅可能性自治体リストの公表に関するコメントを公表しました。その内容につきましては、議員より紹介をいただいたとおりであり、その捉え方も私も全く同じ考えであります。

3点目のご質問の「違和感」「不安を与える」「ナンセンスで地域づくりの足を引っ張る」の批判についてですが、5月3日付の新聞報道で北海道町村会長の記事が掲載されていますが、そこでも発言されているとおり、どこに向けて、誰に向けて発出しているか分かり

ません。今回の公表には、各自治体の地域の人口の実情や課題を考える上で参考にしていただければ幸いですとされていますが、全国町村会長のコメントにもあるように、大きな要因は東京圏への一極集中と少子化、つまり出生率を見ても 47 都道府県で群を抜いて低い東京都に子育て世代の若者が集まっている、最も仕事があり経済規模の大きな東京で最も子供が生まれにくいという構図が問題であると考えているところです。それは一自治体の努力で解決できるものではないし、国全体として平成 26 年に公表以降の地方創生などの政策の効果がどうだったのか、それがなく消滅する可能性の原因が地方にあるような受け止め方をされてしまいかねない公表の在り方に対して、違和感などのコメントが出されるのは自然なことと理解しております。

4 点目の 10 年前の公表で自治体の活力は喪失していったと考えるがどうかのご質問についてですが、平成 26 年に日本創成会議がストップ少子化・地方元気戦略を公表以降、地方創生の下に東京一極集中を防止し、人口減少を抑制するはずでありましたが、今回の公表でもあるように社会減対策、つまり地方から都市への流出は歯止めがかからず、少子化の基調は変わっておりません。そのため、担い手の不足などの影響が出ており、本町でも看護・介護職などの不足により住民サービスに影響が出てきています。このことから、地方での住みづらさと地方に住み続けることの不安が増し、都市部への人口流出が加速するのではないかと危惧しているところであり、その結果、ご指摘の自治体の活力あるいは地方の力が、ますます衰退していくのではないかと考えております。

5 点目の若い女性が減っているから自治体が消滅するなどという設定についてのご質問ですが、20 歳から 39 歳の女性人口が減少するという一面的な指標をもって線引きすることについては、私も違和感を覚えているところであり、大切なのは国と地方が、それぞれの役割の中で、過去の政策が正しかったのか、今後どうしていくのか、次世代を担う若い世代の方々が、生き生きと暮らせる環境づくりを示すことだと考えております。

6 点目の一層の努力を期待するがとのご質問ですが、令和 2 年に策定した標茶町創生総合戦略や人口ビジョンや本町の総合計画に基づき、その事業を着実に実施すること、また、各事業についても、漫然と実施するのではなく、時代に対応し柔軟に見直しを行っていくことが求められていると思います。自然豊かな本町で、どの世代にもより住みやすい、安心して子育てができる安全・安心なまちづくりを目指し、一層努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 実際に調べてみたら、前回の増田レポートの調査で、10 年以内に無居住化、誰も住まなくなる集落の可能性があると 452 集落を挙げたのですよ。集落ですよ。実際に誰も住まなくなったというのは、452 のうちの 41 集落、1 割にも満たない数字、9.1% だったのです。だから、この増田レポートというのは本当に何を根拠にして、あるいは、何をしようとして、こういうレポートを発表しているのかということなの

ですが、今の町長のご所見を伺いまして頼もしいと思えました。そのとおり頑張っていてほしいと思えました。

現在 25 人の知事が参加し、もちろん北海道の鈴木知事も参加している「日本創生のための将来世代応援知事同盟」というものがあります。ここでも実際にこの人たちが国にそういうことを言うなど言っている。特に人口の東京一極集中化の是正、そして出生者数が死亡者数を下回る自然減への対策、これに国が責任を持って行えという要望を国に言っているのです。だからそういう点では、各自治体が本当の意味で、今、頑張りどきだと私は思います。この鈴木知事たちが入っているグループのコンセプトも、「人口減少に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変える」ということであります。まだいくつかありますけれども、ぜひ標茶町も、今、町長がご答弁なさったような形で一緒に頑張っていきたいなと思えます。

それで、次の質問に移りたいと思えます。

最後の質問ですが、中央教育審議会は先ほど提言を行いました。これは全くゼロ回答で、教職員の長時間労働の抑制にはなっていないということで質問したいと思えます。

中央教育審議会は、5月13日、教職員の処遇改善や残業削減、教員確保の提言を文部科学省に行いました。実に50年ぶりの改定です。それによると、月給に対して4%相当の「教職調整額」というものを提示して、現在もそうなのですが、これを10%に引き上げる内容となっています。しかし、4%が10%になったとしても、教職員の残業手当が正規に支払われず、ましてや長時間労働の削減とは質的にも程遠い内容であると考えますが、教育長のご所見を伺います。10%を上乗せすれば残業はさせ放題とも言える内容であると考えますが、いかがですか。

また、勤務が終わってから次の勤務までの時間について、11時間を目安とする「勤務時間インターバル」の導入も提言しています。学校をこれで退勤して、それから次に学校に出てくる時間までのインターバル、11時間設定ですね。大幅に定数が改善されないままこれを求めたって実効性が伴わないのは、今までの例を見ても明らかだと考えますが、いかがですか。

教員の精神疾患が多いという状況もあります。ごく最近の数字で言えば全国で6,000人、精神疾患を患っていると。専門職として授業の準備や教材研究を常におこななければなりませんけれども、現状では無理だと思います。結局、インターバルを取っても絵に描いた餅にすぎず、家に帰ってからでない授業の準備や教材研究ができないという現状もあり、教員の成り手がいない要因が、このような現場の厳しさにあるのではないのでしょうか。その点についても教育長のご所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1番、深見議員の中央教育審議会の提言は、教職員の長時間労働抑制にならないのではないかとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の残業手当が正規に支払われず、長時間労働の削減とは質的にも程遠い内容であ

る、10%上乘せすれば残業はさせ放題とも言える内容であると考えますがどうかのお尋ねですが、教職調整手当は、教員の職務と勤務対応の特殊性を踏まえた勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、昭和46年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が成立し、翌47年から施行されています。

文部科学省は、令和4年12月に「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」を設置し、給特法見直しの議論を進めてきましたが、教員はどこまでが職務なのか切り分けることが困難として、給特法を維持する方針を示しました。加えて、教師に優れた人材を確保する観点から、教員の優遇分を確保した、いわゆる人材確保法の推進を維持するため、教職調整額は少なくとも10%以上にする必要があると判断したものと理解しています。

したがって、議員ご指摘のとおり、教職調整額が10%上乘せされることによって、直接長時間労働の削減につながるかは疑問を持つところではありますが、処遇改善や人材確保という面においては、一定の期待ができるものと考えております。

2点目の「勤務時間インターバル」の導入も提言したが、大幅に定数が改善されないままこれを求めても実効性が伴わないのは、今までの例を見ても明らかだと考えるがどうかのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、学校においては、子供たちに対する指導の開始時間があらかじめ定められているなどの理由により、現状では難しいと考えます。実現に当たっては、充実した教員の配置や教員の働き方への意識改革など、さらなる環境整備が必要であると考えます。

3点目の教員の成り手がいない要因が現場の厳しさにあるのではないかのお尋ねですが、ご案内のとおり教員の精神疾患は増加しており、令和4年度に休職した教員は過去最高となりました。

また近年、教員を志す人材の減少が課題になっている状況にあります。病気休職に至る要因はその教師が置かれた状況によって様々ではありますが、長時間労働の健康への影響は以前から指摘されており、働き方改革の推進による業務環境の改善は、喫緊の課題であると認識しております。教員が健康で、安心して子供たちと向き合える職場環境をつくるのが児童生徒にとってよりよい教育環境を確保するために必要であります。そのためには、長時間労働を解決する働き方改革のさらなる加速化、定数改善など指導運営体制の充実、優秀な人材を確保するための教師の処遇改善の3つをワンセットで取り組むことが必要であると考えます。

本町においては、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」の改定を受け、本年5月に「標茶町働き方改革行動計画」の改定を行い、さらなる教員の働き方改革を推進してまいります。今後も業務の効率化と働き方改革を進め、学校現場の環境改善を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） この中央教育審議会の答申に対して、現職教員らは失望と怒りですと、ある学者はもう0点だというふうに言っています。最後に教育長が、北海道アクション・プランに基づく働き方改革について言われました。でも現場の教員の人たちが求めているのは、少なすぎる教員定数を増やすこと。それから、何時間残業しても1円も残業代が出ない給特法の制度に対して、抜本的に直しなさいということ要望しているわけです。これについては、これが横に置かれた中での働き方改革というのは、どんなに頑張ったってコップの中の水をかき回すようなもので、働き方改革は実現しない、進めようがないと私は思うのですが、その点についてはどうですか。限界を感じませんか。北海道アクション・プランに基づく働き方改革というのは、先ほど言った定数増とか何時間働いても1円も残業代が出ないということを改めない限り、この働き方改革は有効に進めようがない、限界があると私は思うのですが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

働き方改革は、先ほど私も述べたとおり、給料を上げたからといって直接解決するものではないと思います。今回の中央教育審議会の特別部会の答申の中にも3章にわたってこの処遇改善の在り方が書かれてありますけれども、3章、4章、5章と具体的にその方策が述べられております。やはり一番最初に行うべきは、教員の働き方改革のさらなる推進であると明確に述べておりますので、このところはやはり外していないのだなと私は捉えています。

それから、体制の整備。議員おっしゃるように、やはり定数の改善というのは喫緊の課題であり、やらなければいけない問題だと思っています。ちなみに、全国の教育長部会でも要望書として、今回定数改善については筆頭に挙げているところであり、校長会等も全て同じ意見だと考えています。

あと、今回5月に教育長の全国研修会があったのですが、約500名の教育長が集まったのですが、共通の話題であり、最大の課題として筆頭に挙げているのは教員不足であります。どこの教育長とお話ししても、まず一番悩んでいるのは、教員の不足であると述べております。やはりここを改善するというのが、幾ら定数を増やそうと思っても教員がいなければどうしようもないことでもありますので、喫緊の課題であると思います。

今回の中央教育審議会でも最後に全国の中学校校長会会長が述べていますが、言いたいことは一言、早く処遇改善をやってほしいと、とにかく処遇改善というふうに述べています。今回の中央教育審議会も、やはり新たな取組みということで、まず喫緊に早期に解決する方法として、処遇改善、人材確保という観点に立って、今回の10%を上乗せということを決めたのだと私は理解しています。全ての意見の100%の納得を求めることはなかなかできないですし、全ての物事を劇的に変える万能薬は、働き方改革にはないと言われております。やはり、一つ一つこれは解決することが必要なのだなと思っておりますので、まずは今回の効果を見極めていきたいなと思っております。先ほど述べたとおり、働き方改

革はしっかりと標茶町でも進めていきたいと思っておりますし、その効果は着実に上がっていると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 働き方改革の効果は上がっているというのは、この次に具体的にどういうふうに効果が上がっているのか聞きたいと思います。

中央教育審議会答申に対する評価については、かなり一致するものがあったと思いますので、これで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終了いたします。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） まず、通告に従いましてなのですが、一部文章の中に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。まず、認知症についての、昨年6月に「施行」と書かれておりましたが、そこは「成立」の間違いでしたので、訂正をさせていただきたいと思います。

（何事か言う声あり）

○5番（鴻池智子君） 質問の一番はじめ、認知症基本法が昨年6月「施行」と書かれておりますが、そこは「成立」の打ち間違いでありますので、訂正をよろしく願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

認知症基本法が昨年6月に成立しました。認知症家族への支援が明記され、自治体へは施策推進計画策定が努力義務として盛り込まれました。65歳以上が占める割合は、2022年度現在443万2,000人で、2050年には586万6,000人に達するという結果が示されました。当然、認知症の患者数も増加します。認知症の人が希望を持って日常生活が送れるよう、私たちも認知症に対する正しい知識と理解を深めることが求められると思っております。

そこで、町として認知症施策推進基本計画を現在どのように取り組んでいるかを伺います。

町内の認知症サポーター、チームオレンジとも言われておりますが、その各種活動内容と、サポーターとして登録されている団体と人数は何人か。

また、認知症の方が1人で出かけて道に迷って歩き回ってしまう。本人は目的があり出かけておりますが、家族にとっては大変な心配事の一つと考えられます。そこで、SOSネットワークの現状と登録人数を伺います。

今後、認知症患者数が増加傾向にあると見込まれている中、本町の支援内容をより広く周知すべきと考えるが、担当部署としての考えも伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の認知症に関する支援についてのお尋ねにお答えいたします。

本町の認知症施策は、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき推進しているところでございます。

1点目の町として認知症施策推進基本計画を現在どのように取り組んでいるかのお尋ねですが、本町においては、認知症施策推進基本計画は現状では未策定であります。現在、認知症総合支援事業といたしまして、認知症サポーター養成講座の実施、認知症関連講座等の開催、ふれあいカフェの開催、ふれあい趣味クラブの開催、認知症地域支援ケア向上事業等を実施しているところでございます。

2点目の認知症サポーターの各種活動内容と、サポーターとして登録されている団体と人数は何人かのお尋ねですが、活動といたしましては月1回開催しております、ふれあいカフェや認知症講演会での運営スタッフとして活動をいただいております、活動されている人数につきましては22名でございます。

3点目のSOSネットワークの現状と登録人数とのお尋ねですが、SOSネットワークは認知症の人の徘徊等による行方不明事案に対応するため、徘徊のおそれがある高齢者の事前登録を進め、情報は地域包括センターで管理し、各駐在所を含む弟子屈警察署、町総務課、保健福祉課と情報共有を行うことで、行方不明事案発生時の早期発見保護が行えるよう努めております。発動状況は、令和3年度に1件、以降はございません。登録人数につきましては、令和5年度新規登録3名、登録解除5名であり、令和5年度末登録者数は8名でございます。令和6年5月末現在では新規登録2名があり、現在10名となっております。

4点目の今後、認知症患者数が増加傾向にあると見込まれている中、本町の支援内容をより広く周知されるべきと考えるとお尋ねですが、現状2か月に1回実施しております地域包括ケア会議の中で、各事業所のケアマネージャーの方々には制度の周知を行っており、対象の方々の情報提供をいただいているところでございます。また、町の包括支援センターにおいて、随時相談をいただける体制を取っております。周知の方法につきましては、認知症ケアパス、しべちゃ認知症ガイドを相談にお越しになられた際や講演会などのイベントの機会に配付しておりますが、対象の方が限られることもございますので、今後どのような方法が望ましいのか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 高齢化が進むにつれて認知症は誰でもなり得る、当然自分自身も含めてそうなるということがもう目に見えて分かっておるところでございますけれども、この認知症サポーターというのは、全国でなっている方が1,535万人程度おり、標茶町としてはちょっと人数、先ほど22名の方が活躍されているということで、もう少し認知症

サポーターの人たちをいろんな面で多くしていく必要性もあるのではないかというふう
に考えております。当然、私もそうですけれども、介護に携わっている人は大抵そういう
ものは持っているとは思いますが、当事者は別として、家族とか周りにいる人た
ちがこういうサポーターをする、そういう認識と資格を持つことによって、相当見守り体
制というのでも強く持つていけるのではないかと考えております。

やはり日常生活の中で、町民、当事者も含め私たちもそうなのですから、見守る仕
組みの体制を作っていくということで多くの町民に様々な取り組んでいる内容を、情報の
提供をするということは非常に大切なことなのではないかと考えています。広報に載せる
ということがなかなか難しいとかという話もちよっと聞いたのですけれども、やはり目で
見る、ホームページに載っていますよと言っても、大体ある程度の年齢になると、そうい
うところ、なかなか得意な分野ではなくなると。やはり目で見る広報とかという周知とい
うのが非常に大切になってくると思っておりますので、ここは町としても力を入れていっ
ていただきたいなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思えます。

まず、認知症サポーターを増やしていく必要があるというようなご指摘をいただきまし
て、私どももそのように考えております。認知症サポーター養成講座につきましては、平
成 21 年度から実施をしております、累計 728 名の方が受講されております。現状活動
されている方につきましては 22 名でございますが、今年度以降も引き続きこの認知症サ
ポーター養成講座を実施いたしまして、活動していただける方を増やしてまいりたいと考
えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから広報の部分、ご指摘いただきましたけれども、町長の答弁の中にもございまし
たが、今後どのような方法がいいのか検討させていただきたいなと考えているところでご
ざいます。一応、まだちよっと私の頭の中だけで思っている部分でございますが、地域包
括支援センターですとか、町の居宅介護支援事業所とかで対象の方々を訪問する機会もご
ざいますので、その際には簡単なチラシみたいなものをそれぞれ訪問先にお配りするです
とか、あと町のホームページを活用、もしくは広報の中での「こんにちは保健師です」と
いうようなコーナーもございますので、そちらのほうも活用しながら広報等を進めていけ
ればなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5 番（鴻池智子君） 広報の方法で先ほど言いました「こんにちは保健師」、私、広報を
自分で読んでいて、あれはすごくいいなと思えましたので、何か事あるごとにそういう広
報の仕方というのは続けて取り組んでいっていただきたいと思っております。

あと、SOSにつきましては、1 回のみそういう事例があったということで、これはな
いにこしたことはないということには考えております。ただ、この SOS ネットワークと
いう仕組みがあるということも、やはり町民の方にも、本当にその当事者だけではなく、

町民の方にもこういう方法があるというのも広く伝えていただければと思っております。

時間があれなのですけれども、2つ目の質問に移りたいと思います。

軟骨伝導イヤホンの導入をということで、認知症になる一番大きな原因として難聴であるということが報告されています。聞こえの改善をすることにより、認知症の予防にもつながると言われております。耳周辺の軟骨の振動を通し音が聞こえる「軟骨伝導」を応用したイヤホンを病院、金融機関、自治体の相談窓口を設置をした団体が125団体に上りました。このイヤホンは、耳の中に入れなくても明瞭に音が聞こえ、音漏れも少ないと言われています。

そこで、役場窓口の特に個人情報を取り扱う部署に設置すべきと考えます。こういう窓口はお金や財産のことが中心であるため、職員は大きな声を出しづらい、相談者もほかの人には聞かれない内容であると思えます。今、窓口には老眼鏡が置かれております。それと同様の設置をすべきであると考えます。安心して相談できる環境づくりが大切と考えるが、町としての考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の軟骨伝導イヤホンの導入をのお尋ねにお答えいたします。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、奈良県立医科大学細井裕司学長が発見した軟骨伝導の仕組みを利用し、製品化されたものと承知しているところでございます。議員ご指摘のとおり、昨年来、一部の病院、金融機関、自治体等で導入されており、導入した自治体等のホームページ等でも紹介されております。

窓口の老眼鏡と同様の設置をすべきのお尋ねですが、現状窓口対応といたしましては、耳の聞こえづらい高齢者の方々や耳に障がいをお持ちの方につきましては、職員が分かりやすい言葉でゆっくりと話しかけることで相手が聞き取れることを確認しながら対応しているところでございます。

軟骨伝導イヤホンは、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて、耳の中に音を増幅させ、音声をクリアに伝える仕組みであり、耳穴を塞がない、周囲の音も聞こえ、より自然な聞こえ方になると言われております。そのため、耳の聞こえづらい高齢者の方々や耳の障がいをお持ちの方との窓口でのコミュニケーションの手段としては有効ではないかと考えているところでございます。今後、他の自治体等での使用事例等を研究させていただき、どの窓口に設置をするか等を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、取組については他の自治体等を検討してということでもありますがけれども、もうある程度取り組んでいるところもあるわけですので、やはりこれは必

要と言ったら変ですけども、そういう人たちもすごく頼みの綱になっているものだと考えております。

今もまだ役場の窓口には、こういうパーティションが一部あるところもあったと思うのです。そういうこともありますので、やはりまだちょっと聞こえの悪いというか、聞き取りづらいというところはあると考えております。これは私もそうですけれども、老眼鏡があそこに置いてあるということ自体がものすごい安心材料になるわけです。ですので、ここに来るそういう相談者、高齢者とは限りませんが、ちょっと耳の不自由な人がそういうものがあるということは、すごく相談するのに安心をしていただけるのではないかと考えております。この導入については、もう本当に早急に検討していただいて、早めの導入を強く訴えたいなと考えておりますので、お願いいたします。

以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時14分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） では早速、通告に従って質問をさせていただきます。

町営路線バスの昼の便をデマンド化「してみては」と書いてあるのですが、**「しては」**ということではちょっと訂正をお願いいたします。

現在、町営路線バスは6路線で運行されております。これはそれぞれ自治体バス、いわゆる廃止代替バスとして町営軌道標茶線、町営軌道の沼幌支線、あと民間バスの2路線、あと旧国鉄バスの2路線の廃止に伴い、地域住民の交通の手段として長年にわたって大きな役割を果たしてきました。特にオソベツ線というのは、昭和46年の8月に運行を開始しておりますし、沼幌線は翌年の47年の5月に運行を開始しております。46年といいますが、もう50年以上にわたってこの町の路線バスというものは、通学や通院等、地域住民の安心できる生活環境の形成に貢献して今まで運行してきたということに対しては、本当に敬意を表するものであります。

その中で、週1回、各路線ごとに昼の便を固定の曜日に運行しております。運行日が祝日に当たる場合は、昼の便を別の日に臨時運行をしているという状況になっております。非常にきめ細かい対応をしていることは評価いたしますが、最近、地域住民のほうから、昼の便の乗客の数が非常に少ないと、何かしらの対応をしては行かないかというご意見をいただきました。

50年が経過して、人口減少、交通の手段は大きく変化してきております。ここ近年の昼の便の各路線ごとの乗客数はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。特に、この中で固定されている乗客であるのであれば小型の車両、例えばスクールバスの活用等ができないのか、そういういろんな形での細かな対応ができないのかという中で、近年デマンド型交通を導入する自治体も出てきております。本町でも、とりあえず昼の便の乗客数の動向を検討し、地域住民と協議した中でデマンド化してはとありますが、この所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の町営路線バスの昼の便をデマンド化してみてもお尋ねにお答えいたします。

1点目の昼の便の各路線ごとの乗客数についてですが、令和5年の実績で申し上げます。オソベツ線が平均で0.1人、最大1人、沼幌線が平均1.4人、最大7人、阿歴内線が平均0.5人、最大3人、中茶安別線が平均0.6人、最大3人、虹別線が平均で0.4人、最大2人、磯分内線が平均2.2人、最大で6人となっております。

2点目の固定化されている乗客数であるなら小型の車両で対応できないかのご質問にお答えしますが、先ほどお答えしましたとおり、乗客数も限られているという状況であり、車両を用意できれば可能だと考えておりますので、経費を比較して、より有利な選択をしてみたいと考えております。

3点目のデマンド化についてのご質問であります。通学生が利用する朝便、夕方便につきましては、これまでどおり定時定路線での運行が望ましいと考えておりますが、昼便につきましては、議員、ご指摘のとおり予約があった区間のみの運行とすることも十分検討に値すると考えております。ただ、実現に当たっては、予約という手間が増えるということや、事前に予約しないとバスが来ないことについての地域の理解を得る必要に加え、その便の運行区間、時刻をどのように利用者に伝えるかといったような実務上の課題の解決に向けて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関する質問にお答えいたします。

小型の車両、例えばスクールバス等で対応できないかのお尋ねですが、本町のスクールバスは、既に住民利用の許可を取り、児童生徒と住民が混乗する形で一部有償運行をしております。ただし、これは児童生徒の通学時間帯における活用であり、登校便と下校便の間の時間帯は学校の総合学習等に行事バスとして利用する必要があることから、現在の車両を定期的、定時的に路線バスとして活用するのは難しいとえます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） 今、スクールバスのほうについては、ちょっと難しいということは理解いたしました。現実に今、スクールバスとの混乗方式というのが、これは過去には

磯分内線がそのような形を取っていたということですのでけれども、今現在はどこの線でしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答えいたします。

現在は、沼幌線、磯分内線、オソベツ線、久著呂線の4便を利用しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） 分かりました。そういうことなら、スクールバスを昼の便に活用するというのはちょっと難しいということは理解をいたしました。

その中で、デマンド化ということで、非常に先ほど前向きに答弁を、可能であるのではないかという答弁をいただいたのですが、先ほどメリットとデメリットという部分では、確かにデマンド化というのは乗客の需要に応じて運行するシステムを指しているということで、いわゆる予約を取って、時間帯がどのようになるかは分からないのですが、ある程度の時間的な余裕といいますか、希望する時間帯で来てほしいと。早く言えば、ちょっとタクシー的な感覚に陥ってしまうのですが、それにしてもそのようなことで利用できるというのがデマンド化。ただ、やっぱりデメリットとしては、あくまでも予約を取らなければならない。この予約の仕方がやっぱり地域住民に対して、きちっとした周知をされなければ非常に難しいものなのかなと思っております。

確かに乗客数を本当に見たら、昼の便は必要なのか、かといってこれをなくすといったら地域住民、非常に不便なものになる。この昼の便を利用して所用を足しに市街地に出てくるということを定期的にやっている方もおられると。ただ、やはり平均で0.1人とか0.5、最大でも7人ですか。早く言えば、本当にワゴン車程度で十分ではないのかなと。こういう意見を地域からいただいたということは、やはりあの大きなバスを、誰も乗っていないのに、ただ指をくわえて運行させているのかと。何ら対策を取らないのかということが反対にこういうふうに見られてくるといことが、私は非常に怖い部分があるので、やはりそれは何らかの対応を取っていかなければならないのではないのかなと、そういうふうに思っていますし、やはり経費節減とかといって、これをデマンド化して地域住民の行政サービスの低下につながるかといえば決してそうではなく、反対にサービスの向上になるのではないかなと考えているのですが、そこら辺どのように感じておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

デマンド化について町長からの答弁にもありましたが、メリット、デメリットがございます。よく昼便に関しては特に空気を乗せて走っているとご批判いただくこともあります。その解決する手段として議員からデマンド化にしてはどうかというご提案をいただいたこと、非常にありがたく思います。

ただ、よく他市町の事例にあるデマンド化というのが、予約に関してはスマホアプリ等を使うという事例が多いです。というのは、特にあったのですが、今で言うと決まった時間に決まった場所にバスが来てくれるという利便性はあるのですが、デマンド化にすることによって、そこが曖昧になってしまう。ですので、スマホアプリを使うと、予約がこれだけあるから、今日はこことこことこことをこの時間で回るよというのを双方向で発信できるのですけれども、残念ながら我が町については、現在点でそれをやるのはちょっと難しいと考えております。そうすると、デマンド化するとしても、同じ時間帯で回ると。ただし、例に出しますけれども、磯分内線で言うと、標茶から磯分内までしか予約がないのであれば、標茶から磯分内まで走って、残りの区間は走らないということでは十分経費節減になると思っておりますので、当面はそのような形でのデマンド化を検討することになるのかなと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） この路線バス、年度初めには運行コースについては、毎年、変更したときには関係機関にきちっと申請をしなければならないですね。デマンド化ということであって必要などころだけ走ればいいといったときには、陸運というか、関係機関との調整は可能なのですか。そこら辺非常に、この辺ちょっと検討していただきたいということと、あとそれがクリアできるのであれば、これは非常にデマンド化というのはいいことなのかなと、私もぜひやっていただきたい。無駄な経費をかける必要はないと思います。

また、市町村生活バス路線運行費補助事業というのがありまして、これも多分平成31年に190万円ほどの補助金をいただいております。これがデマンド化することによって、この補助金のほうに影響はないのか、そこら辺も含めて、多分ちょっといろいろとうなずく説明員の方もおりますので、ここら辺のことをきちっとクリアした中でできるのであれば、ぜひデマンド化を進めていただきたいと思うのですけれども、もう一度ちょっとお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

運行時間や区間が変わることについての手続について、ご質問いただいたと思います。デマンド化については、どのような手続が必要なのかということで私どもも運輸支局と協議をしております。区間が変わる場合、それから料金が変わる場合については、これはしるべき会議に諮って、そこで決議が必要です。ただ、変わらない中で区間を短く運行するですとかということに関しては、これは届出で済みますよという見解を得ております。

ただ、運輸支局さんが心配しておりますのは、例えば先ほどの磯分内線の例でいきますと、磯分内まで行ってその後ぐるっと回って、それからまた磯分内の町から標茶に帰ってくるという路線であります。ここに、例えばふだん乗らない観光客の方が乗ろうとした場合に、何で来ないのだというようなトラブルになっても困ると。その点については、しっかり考える必要があるということで、運輸支局さんから、こういう形ではどうでしょうか

というご提案いただいたのは、最初から、例えば昼便に関しては、標茶一磯分内間は間違いなく走ります、それ以外のところは予約があった場合のみ走りますということにしておいて、走る路線も変わらないのであれば、それは届出で済みますよという見解を得ておりますので、それについてはご報告いたします。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） これ、朝と夕方のこのバスに関してではない、あくまでも週1便、各路線、週1回1日だけが昼の便を走っているということですので、そこら辺もきちっと十分理解した中で、関係省庁とか役場内部の中できちんと議論した中で先ほど空気を運んでいるだけという表現、ちょっと適切かどうか分からないのですけれども、非常に乗客が少ない中でバスを運行するということが、やっぱり一般町民からは非常に無駄な運行の仕方をしているのではないかと、もっと小さい車で運行してもいいのではないかとというお話を聞いておりますので、そこら辺を今後とも十分検討して新たな動きを行っていただきたいということを申し上げまして、次の質問に行きます。

次もまたバスの件なのです。行事バスの更新計画をもうそろそろ検討してはいいのではないかとということです。

行事バスは、多くの町の行事で利用されてきております。地区の公民館行事だとか、保育所の行事だとか、イベントの際の町民の送迎等、また、我々議員の全道町村議員の研修のときに札幌までも利用させていただいております。今まで本当に丁寧な保守管理をされ、歴代ドライバーも非常に丁寧な点検業務を積み重ねてきた賜物と理解しております。

ですが、さすがに近年、老朽化が進んできているという話も聞きます。導入からの経過年数、走行距離数、また、燃費、排気ガスの観点で非常に今の状況とは、中では大分異なる状況になってきているのではないかと思いますので、行事バスの現在の状態をどう認識しているのか伺います。

町民、利用者の安全確保の面では更新するというのが一番いいのですけれども、バスというものは非常に高額なものであります。そういう中で、今後の運行のニーズだとか要件だとかを十分考慮して、人口減少もしております。その中では定員数だとか、バスのサイズだとか、またいろんな機能だとか、あとは運行コースの削減、環境負荷の低減を考えると、バスの更新計画をもうそろそろ検討する時期に来ているのではないかと思いますので、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の行事バスの更新計画を検討すべきではとのお尋ねにお答えします。

1点目の現在の行事バスの状態についてですが、現在の行事バスは平成6年3月に新車購入し登録した車両であり、令和6年3月末における経過年数は30年、走行距離は67万6,874キロメートル、燃費は軽油1リットル当たりで3.7キロメートルです。排ガスについては、エンジンの排出ガス規制のうち窒素酸化物で言いますと、当時が520ppm、今

が 0.7 p p m ですから、この点についてだけでも相当な違いがあると考えられます。

2 点目のバスの更新計画についてですが、行事専用バスは、令和 5 年度においては、運行回数 124 回、延べ 2,401 人の利用があります。平均輸送人員は 19.4 人となっております。運転手を除いた定員は現在の行事専用バスが 55 席であり、これを仮に昨年度購入した虹別線車両に 27 席にサイズダウンすると 124 回のうち 31 回が定員を超えてしまうので、困難だと思えます。さらに、令和 4 年度に購入した沼幌線車両の 39 席にサイズダウンするとすれば、定員を超えてしまうのは 7 回でありました。

燃費は 3.7 キロメートルから 4.7 キロメートルに改善することが見込まれ、環境負荷も小さくなることから、次回購入の際には町民の皆さんの理解を得た上でこのサイズにすることが適当と考えており、毎年の車検も含め車両の状態を確認しながら更新を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

先ほど沼幌線の車両と比較したときに 7 回と言いましたが、実際には 4 回の誤りでした。申し訳ありません。訂正します。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9 番（松下哲也君） 沼幌線はサイズのなもので 39 名……

（「39 名」の声あり）

○9 番（松下哲也君） 39 名、はい。ちょっと聞き漏らしたものですから。

それでいくと、オーバーしたのは最大、例えば町のアイスホッケーの観覧で行くとか、それで 4 回程度はオーバーするという、多分そういう感じかとは思いますが。多分、公民館行事の中では、ほぼ定員内で収まるかと。ただ、サイズのなものは何名がいいのかということとは私も分からないですから、そこら辺はぜひ十分な協議を重ねた中で検討していただければなと思えます。

よくドライバーからも、確かに見た目はそう傷んでいないように見えるけれども、実際には車両、フレームといいますか、そちらのほうがかなり傷んできているのは事実であるということは聞いておりますので、あくまでも乗車しているときに町民の安全を確保するということでは車両の不備があっては決してならないわけですから、いつかの時点では更新をしなければならないかと思えます。

あと、特に行事バスというのは、正直申しまして、町内各地、また全道各地に赴くときに利用する一つの交通手段であると。そういうことでは、そういう機会が非常に多いと理解をしております。

そういう中で、町内のいろんな運送会社の事業所では、トレーラーの荷台そのものをラッピングして、町内の PR に努めていただいているという事業所もありますし、また個人的には自分の所有するキャンピングカーに町を PR するラッピングをして、全国を旅行して周っていただいているという方もおります。そういうことでは、町の行事バス、単なる町民を乗せて歩くというだけにとらわれないで、公民館活動ではいろんなところに行きま

すよね。果物狩りだとか、ほかの市町村に行くわけですから、そういう中で確かに私どもも果物狩りへ行ったら、あそこの何々町のバスが来たとやっぱり見るわけなのです。そういうことで、ラッピングをすることによって町のPRも兼ねるといことも含めて、更新計画というものを進めていただくとことを希望いたします。

そういうことで、この質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終了いたします。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君）（発言席） 私も通告に従って質問させていただきます。

私のほうからは、標茶町の観光資源の将来性についてということであります。

内容に入っていきたいと思いますが、昨年全道42の無人駅の廃止を検討中ということでは北海道新聞ではありましたけれども、釧網線では検討中ということで報道がありました。その中で釧網線では緑駅、美留和駅、茅沼駅の3駅が対象と報じられたのですが、そのとき去年の同僚議員の質問に対しては、JR北海道はそのような事実関係はないということで町長がお答えしております。

ただ、先ほども同僚議員、町民の皆さんが大変期待をしておる愛称「ぼん・ぼんゆ」が、今年9月よりグランドオープンを予定しております。将来的にそういった茅沼地区において駅がなくなるということも懸念されるところではありますけれども、将来的に大変重要な問題と考えております。今後のJR北海道との茅沼駅の存続などについて、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

また、1989年6月より釧路ー標茶間において運行を開始している「くしろ湿原ノロッコ号」の老朽化による余命宣言なども出されており、釧路湿原国立公園に隣接するこの2つの塘路駅、茅沼駅は標茶町の観光の拠点として失うわけにはいかないもので、標茶町の観光事業に多大な損失を与えるのではないかとということが考えられます。今後の標茶町の観光資源への対応策について、町長のご所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、齊藤議員の標茶町の観光資源の将来性についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の茅沼駅の存続などについてどのように進めていくのかのお尋ねですが、昨年6月17日に突然、新聞報道がされましたが、その後、JR北海道に確認をし、新聞報道はJR北海道の発信ではないことと、新聞発表によって既成事実化することはなく、現時点で茅沼駅を廃止することはないと確認しているところです。このことについては、今年の第3回定例会の際にもご答弁申し上げたところですが、現在も状況は変わっておりませんので、ご理解をお願いします。

釧網本線につきましては、平成22年から沿線自治体や関係団体によるJR釧網本線維持活性化協議会を組織し、利活用を促すことにより路線の存続につながる活動を行っております。釧網線は生活路線としての利用のほかにも観光路線として重要視されており、茅沼

駅は、今後グランドオープンを予定している釧路湿原かや沼観光宿泊施設のお客様の利用も見込まれるなど、ますます重要視されることから、その動向は今後とも注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

2点目のノロッコ号についてですが、4月17日、JR北海道は「スタートレイン計画始動」と題した計画を発表しました。その発表では、ノロッコ号をはじめとする車両は老朽化により、今後、継続的に運行できる車両が少なくなっているとされています。先ほども申し上げましたが、釧網線は観光面での特性を生かした路線として、くしろ湿原ノロッコ号やSL冬の湿原号は本町のみならず他の沿線自治体も観光振興に欠かせない存在となっております。JR北海道はノロッコ号について廃止することは明言しておりませんが、現に車両の老朽化という課題があることは事実であることから、車両の老朽化対策と継続した運行は粘り強くJRと協議あるいは要請していくこととしておりますので、ご理解をお願いします。

議員、ご質問にありますように、塘路駅、茅沼駅あるいはノロッコ号など、釧網線は本町にとって重要な観光資源であり、財産であると考えております。これらを存続あるいは継続的に維持するため、関係する自治体と一体となって対応してきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 4月にJR釧網本線維持活性化沿線協議会が開催されて、その中でいろいろと協議されているとは思いますが、ぜひとも、そのような協議を重ねて、湿原を中心とした標茶町のJR駅の存続、観光資源も含めてやっていただきたいと思っております。

ただ、どう考えても、やはりJR北海道の中で釧網線は黄色路線という形になっていきます。それをどうやって標茶町が存続をさせていくのかとかいうか、標茶町がJRに提案をして存続をさせるかということが大変重要ではないかと私も思っております。JR北海道から、こういった陳情等についてあったときに、私の聞いた話ですけれども、度々訪れた陳情者に対して、今日は交通機関は何を使われましたかと、まさか飛行機に乗ってきていませんよねとか、そのような話も聞かれるのです。だから、JRを使っていないのではないですかと大体この辺でもう皆さん腰を折られてしまう。JR北海道についても廃止の理由とか、あちこちしているのは、経営の効率化ということにしているのです。結局、人が乗ってくれないと商売になりませんよというのは、これはもうどこの会社、経営者も同じこと考えると思うのです。だからその辺、要するに誰が乗っているかとかという話ではないと思うのですけれども、ないよりあったほうがいいのかからJRは廃止しないでくれという話で進めていくというのは、もう全然話が違うと思うのです。

だから、ぜひとも、JR北海道も経営者である以上はやっぱり効率化を強めているわけですから、要するにいかに標茶町がJRとともに多くの利用者を巻き込むかということに

については、どう考えても観光資源として利用していくしかないと思うのです。今、町長も答弁されていますけれども、この辺ＪＲ北海道に対して、ぜひとも提案をしてどんどん、要するにぼん・ぼんゆの利用の際もＪＲを利用してもらったときのプランを考えていくとか、本当に全道、全国、湿原の中の唯一の宿泊施設なので、ぜひとも塘路、茅沼駅中心に観光資源として創出するアイデアを、本当にいろんな団体もいますので、多く募って実現できるよう個人事業者へ各団体に働きかけを併せて進めていっていただきたいと思っ

ているのですけれども、今後どのようにお考えか、併せて確認していきたいと思っ

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。
○町長（佐藤吉彦君） 今、齊藤議員のほうから、茅沼の駅含めて塘路、それから釧網線の標茶町の立ち位置については、基本的には考え方同じだと思っています。住民生活での利用、通学・通勤、それから観光が一番のメインであって、その中でもやはり、今、非常に注目されているのが、赤字で黄色い路線の中で８路線が挙げられておりますけれども、その中で特に観光で特化している位置づけになっているのが、釧網線と富良野線の部分でありまして、特にその中でも釧網線は、夏はノロッコ号、冬はＳＬ冬の湿原号というこの二枚看板でこれまで釧路湿原の観光を支えてきたというのが現状であります。特にノロッコ号は今年でちょうど 35 周年を迎えるという、たしか平成元年からスタートした、標津線が廃止になった翌年から、このノロッコ号が釧路湿原の目玉となった事業でありまして、昨年の実績でも 6,500 人くらい乗客があつて、それを単純に 1 人 1 万 5,000 円の運賃で計算すると、約 1 億円近い金がノロッコ号だけで収益を上げているという状況の中で、ＪＲ北海道にとってもこの金額をそんなに簡単に見捨てることができないだろうというような状況だと私は思っています。

機会あるごとにとということをお話しされましたけれども、今年もＳＬ冬の湿原号でＪＲ北海道の島田会長、それから綿貫社長が標茶に来町されていて、一緒に会食をして、そのときにもノロッコ号、ＳＬの継続運行の話を、私、要請しております。さらに、今回、ＪＲ北海道の動きの中で、先ほど言った赤い星、青い星のスタートレイン計画の中では、確かに赤い星は釧網線の中を中心に回るという話なのですが、今のノロッコ号の本数からすると、かなり縮小されるのではないかなということが危惧されますし、ノロッコ号自体の客車自体、それから機関車自体が老朽化しているということもあつて、その先どうするかということが緊急の課題としてありますので、今回、釧路の開発期成会の要望の中に緊急的に入れていただいて、流域全体としてノロッコ号の維持継続を要請するという形になりましたし、これは通常であれば 7 月にＳＬ冬の湿原号の誘致活動で沿線 4 市町村長とＪＲ本社のほうに要請に行くのですが、それを待たないで今月、それとは別にノロッコ号だけ特別枠でＪＲ本社に要請に行くということになっておりますので、引き続き、こういったことも観光サイド、それから北海道庁も抱き込みながら、この路線を維持活用していくということを訴えていきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思っ

すみません。先ほど数字、僕言ったのは「6,500」ではなくて、一桁違います。6万……

(「6万ですね」の声あり)

○町長(佐藤吉彦君) 6万くらいですね。

(「そう思っていました」の声あり)

○町長(佐藤吉彦君) という数字です。すみません。それでいくと約9億という……

(「そうですね」の声あり)

○町長(佐藤吉彦君) すみません。1億円と言いましたか。訂正します。申し訳ありません。

そのくらいの大きな収入が実はあるということで、ご理解をいただきたいと思いますし、それを維持継続させながら、さらにJR北海道が新しい豪華列車を走らせるということでもありますので、それにも期待をしながら、特に釧網線の観光でのポテンシャルをさらに高めていくというのが地元にとっても非常に有益だ、そんなふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(菊地誠道君) 齊藤君。

○6番(齊藤昇一君) 今、町長から将来性のあるような路線で頑張っていきたいということのご答弁がありましたけれども、1点、私、まだちょっとお答えいただいていないかなと思っているのは、最後、何度も繰り返しになりますけれども、要するに誰が、町長が多くJRに乗れば、これは改善するというわけでもないというのはもう当然の話で、誰がどうのこうのということではなくて、要するに自治体、標茶町がこの駅で何をしていくのかということを出していかないと、いくら観光列車だとか豪華列車が来ても地元は対応できないと思うのです。だから、その辺の部分をぜひとも、ちょっとお答えをもらえなかったもので、もう一度。要するに、個人事業者を含めて各団体、この町でどうやって2駅でやっていくか、その辺をぜひとも連携しながらその駅を盛り上げていって、もうどう廃止しようと考えてもJRさんは廃止できないのですよねというぐらいのアイデアを含めて展開していただきたいと思いますと思っています。

こういった釧網本線でも、JRでもこういったパンフレットも出していますし、中を見ると本当にこの中のニタイ・トのツアーとかレイクサイドとうろを回るようなところもありますから、ぜひともそれを愛称ぼん・ぼんゆでやっていただきたいと思いますと思っています。よろしくお願いします。

○議長(菊地誠道君) 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君) 担当からお答えさせていただきます。

観光の部分については、先ほど町長が申し上げました。

町長の答弁にもありましたとおり、生活路線の部分あります。観光ももちろん大事ですが、地元の人方の利用、それから地元の中の財産として観光資源である駅、よく言われる駅前をどう守ろうかということ、これを地元住民の方が一緒になって存続していかなければ、議員、ご指摘の観光で言う部分だけに特化するというのはなかなか将来的に維持

が難しいというふうを考えておりまして、観光も大事で、地元の方々の利用も大事、その両面から、いかに汽車に乗ってもらう、駅周辺のにぎわいも含めて活性化していかなければならないというふうに担当としては考えております。

先ほどパンフレットをお見せいただきまして、私も広報しべちゃ、去年の9月号なのですけれども、去年、塘路の駅前では地元の方々含めましてマルシェというものを展開していただきまして、多くの方々にご利用いただいたという、これも地元の方々の発案でもって、そういったイベント、駅を中心の駅前ににぎやかという点で盛り上がっていただいたという経過もございます。こういった活動、本当にありがたいなと思っておりますし、こういう活動一つ一つが駅、それから駅を中心としたにぎわい形成、JRの存続というふうにつながっていく活動の一つだと思っておりますので、こういった部分を大切にしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 私も本当にそのとおりでございます。まさにまちづくりですから、これ今、私、湿原を中心とした2駅の話をしましたけれども、これのみならず、まちづくりとして標茶町どうやってやっていくのだという話も含めて、今、企画財政課長が言われたとおり、本当にまちづくりとしてどう考えていくかという流れになっていくと思うのです。たまたま私は今回、駅の話をしましたけれども、ぜひともそういった、今、マルシェ含めてみんなでまちづくりできるような体制、雰囲気をつくっていただきたいなと思っております。

以上、終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、齊藤君の一般質問を終わります。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、一般質問3点を用意し、質問させていただきます。

町長は行政報告の中で植樹、「森と川の月間」についても詳しく述べられた部分もありますので、重複してしまうかもしれませんが、質問させていただきます。

植樹活動の意義を明確にし積極的に進めるべきについて質問いたします。

今年も「森と川の月間」が進められていますが、クリーン作戦と同時に植樹が多く行われています。その中で、川と植樹を結びつけた植樹活動も盛んに行われていますが、町としてはどのような効果を期待していますか。

森と川の月間の植樹事業に参加いたしました。関係者からの声、そこで参加された方々の声として、植樹をする場所がないとの声も聞かれました。町としても積極的に場所の確保に協力すべきではないかと思っております。町が貸している土地などもあると思っておりますし、この際、河川敷地などの確認も行ってはどうか。そのような土地があるとすれば、どのような用途で、例えば植樹が可能な1,000平方メートル以上の土地について明らかにしてください。

地元の子供たちも学校行事の一環として取り組んでいるこの植樹祭、将来的にはどのようなにすべきと考えていますか。お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10 番、渡邊議員の植樹活動の意義を明確にし積極的に進めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

本町は、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園を有し、釧路川、西別川、別寒辺牛川の3本の川が流れ、かけがえのない豊かな自然の中にあります。その大地を先人たちが切り開き、自然とともに酪農・畜産業を含む私たちの生活は発展を遂げてきました。多様な生命、あふれる自然を守り、未来の主人公である子供たちに引き継ぐことは、自然の恵みを享受してきた私たちの使命であることから、本町では毎年5月を「森と川の月間」に位置づけ、植樹活動やクリーン作戦など、森と川を守る運動を展開してきました。また、この3本の川は、森の栄養分を海へと運ぶ役割を担い、豊かな漁場を育むとともに、下流域で暮らす人々の生活を支える重要な水源にもなっており、こうした河川周辺環境の保全に努めることは、上流部に暮らす私たちの果たすべき当然の責務であると考えております。

1 点目の川と植樹を結びつけた植樹活動も盛んに行われているが、町としてはどのような効果を期待しているかとお尋ねですが、森と川の月間における本町内で実施されている植樹活動につきましては、現在、シマフクロウの森づくり百年事業植樹祭、豊かな緑と魚のリバーサイド植樹活動、虹別萩野魚付保安林再生事業植樹が行われておりますが、それぞれ主催する団体や関係者で組織する実行委員会等において、目的や趣旨が定められておりますので、それらの達成に加え、水源涵養や土砂流出防備等、森林の持つ公益的機能の発揮と、さらには心安まる豊かな暮らしの基盤となる森、緑に対する町民の理解が深まることにも期待をしております。

町としても積極的に場所の確保に協力すべきではないかとお尋ねですが、本町におきましては、それぞれの植樹活動における目的や趣旨に沿い、保全が必要な河川周辺の主伐期を迎えた町有林のうち針葉樹林を、ミズナラやヤチダモなど郷土樹種が生い茂るより、本来の自然に近い森林に近づけることを基本とし、これまでの積極的に植樹活動の場として提供してきております。

次に、この際河川敷地などの確認を行ってみたいかどうか。町が貸している土地などはないか。あるとすれば、どのような用途か。場所面積について明らかにされたいとお尋ねですが、町が貸している土地につきましては、河川敷地で町道虹別 69 線沿いの西別川河川敷で1万 4,165 平方メートルを放牧地として、町道虹別 65 線沿いのシュワンベツ川河川敷 4,500 平方メートルを放牧地として、馬場通路として、また、電柱や電線などの占用許可をしております。また、河川敷地以外の町有地で 1,000 平方メートル以上の貸付けは令和5年度では町内会地域会に2件、消防署に1件、国に2件、民間事業所に18件のほか、工事用の短期貸付けが4件で、合わせて27件、28万 228 平方メートルの貸付けを行

っております。

また、いずれの貸付けも、それぞれ貸付け側が事業目的を持って使用していることと、市街地や学校跡地であることなど、森と川の月間関連事業用地としての使用は想定できるものではないと考えております。

いずれにしましても、冒頭説明申し上げた森と川の月間関連事業の趣旨に基づき、今後においても関係機関及び関係団体と連携協力し、植樹活動やクリーン作戦などの取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関する質問にお答えいたします。

2点目の地元の子供たちも学校行事の一環として取り組んでいるが、将来的にはどのようにすべきと考えているか何うとのお尋ねですが、虹別小学校及び虹別中学校においては、毎年度、生活科や総合的な学習の時間を利用し、全校児童生徒が森と川の月間植樹活動等に参加しております。虹別小学校では、植樹活動用の苗木づくりなど、事前の活動を行い、虹別中学校では、講話の時間を設け、森と川に関する理解を深めた後に植樹活動に参加しております。この活動は児童生徒にとって、地域の自然環境を生かしたふるさと教育につながるものであり、大変貴重な機会となっております。今後においても児童生徒の学習の場としたい考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今、河川敷その他いろいろ町が貸している敷地についてのお答えの中で、基本的にはそういう場所はなかなか見つからないという答弁だと理解しますが、次の質問に関わるとも思うのですけれども、河川敷と農地とそこの部分での境界みたいなところで、町有地に入り込んで草地になっている部分とかというの調査はされているのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうからお答えさせていただきます。

今、渡邊議員のほうから、これは植樹を前提として、要は河川敷地だとか町有地に入っている農地がないのかという調査はしているのかということだったのですけれども、植樹前提ではなくて、中山間等直接支払事業だとか、そうした部分から、当然、そこについては所有地内で草地をきちんと管理していただくという前提になっておりますので、そういった面からの調査は行っておりますが、植樹が可能かどうかという観点からの、そういった調査というのはしておりません。

ただ、町長からの答弁にもございましたが、基本的には河川敷地周辺の町有林において、植樹可能なところについては、平成26年から植樹会場として使っていただいております。議員の地元であります虹別地区において、シマフクロウの保護活動をしている団体が植樹活動を30年ほど前から実施しているのですけれども、その団体に対して、これまでに9.2

ヘクタールの町有林のほうを植樹会場として提供してきたところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 基本的に植樹をする場所を積極的に行政のほうとしても、探すという言い方はあれかもしれない、植樹が可能なところは、ぜひそういう団体とかには協力して情報として流していただきたいなと思います。

それと、子供たちの学校行事の一環として取り組んでいるということは、今、教育長からの答弁ありましたけれども、非常に僕も朝ラジオ等を聴く機会が多いのですけれども、やっぱり子供たちに植樹の面白さといいますか、この木が将来どうなるのだということを教えていくことの大切さというのをラジオを通じて聴いたりしているものですから、そういう夢のあるような行事としてこれからも続けていっていただきたいと思います。そういう点で、この質問は終了します。

今の植樹のこととも関係するかもしれませんが、2つ目の虹別オートキャンプ場周辺の河川の泥水流入を防ぐべきという質問をします。

今年も虹別オートキャンプ場がオープンしました。過去において、上流の河川からの泥水の流入などが原因で、人気スポットの環境悪化が指摘されてきました。過去にその点について改善するよう質問したことがあります、その後の環境等について、どうなっているかお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の虹別オートキャンプ場周辺の河川の泥水流入を防ぐべきとのお尋ねにお答えいたします。

令和3年第2回定例会の一般質問で河川への泥水の流入対策についてご質問をいただき、草地更新や造成により1団地の面積が広大な草地面積となり、一気に水が集まり、土手が崩れ、土砂が川に流れ込む箇所があるとご指摘いただき、現状を把握した中では、シュワンベツ川の上流でのり面の保護を行うなどの直接河川に影響する部分については、随時、土砂流入防止の対策を行っております。

また、被害を防ぐために河川敷などへの植樹を行うべきとのお尋ねに関しましても、1つ前の質問と重なりますが、植樹活動は森を再生することにより、土砂が河川に流れ込む際の緩衝帯としての役割も期待できます。今回ご質問のシュワンベツ川流域も含め、町としましても植樹活動に積極的に関わってまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 具体的な中身について1つ質問させていただきますけれども、この虹別オートキャンプ場の環境悪化について、今、町長がお答えいただきましたように質問の経験があるわけですが、こういう環境が悪化していく対策として何か対策に対応できる事業みたいなものはあるのですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 恐らくキャンプ場のダムの土砂が堆積していることに関する内容のご質問だと理解しておりますけれども、やっぱり土砂が流入することを防止することが最大の重要な対策、課題になると私どもは判断しております。

ダムにたまった土砂を放流するという方法も中には考え方としてはありますけれども、上流にたまった土砂を下流に放流するということについては、下流域にまた自然破壊を起こしたり、土砂だまりを起こしたりとかということが起きますので、なかなかそこについては理解を得られないこともあります。

いかに上流部分の流れ込む川に土砂が流れ込まないように対策を施していくかということについては、前回の質問の中でもお答えしておりますけれども、やはり全部の川の中をパトロールできるわけではありません。パトロールとか情報提供を受けた中で直接流れ込むところについて、次の大雨とかで流れ込まないように、のり面の保護や対策を施す。あとは、先ほど町長も答弁しておりましたけれども、植樹することにより直接土砂が流れ込むのを防ぐような緩衝林にするというようなことも、直接河川の部分、私河川管理者の立場として答弁しておりますので、ちょっと河川に関わらない部分はございますけれども、そういう対策が必要かと判断しております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 非常に人気のキャンプ場ということで、それこそ茅沼のぼん・ぼんゆにも引けを取らないという、そういう評価をされるお客さんも結構いますので、ぜひこの環境を悪化させないための対策は取っていただきたいと思います、ということを訴えて、この2つ目の質問を終了いたします。

では3つ目、酪農研修生の確保に一層の努力をについて質問いたします。

酪農情勢について、農業団体の代表などは、生産抑制などの制限を気にせずに生産できる情勢であるとの発言がなされていますが、その点についての町長の考えをお聞きます。

また、酪農情勢の好転が見通せれば、研修生確保に期待しているとの答弁も過去にはしていました。その後、どのような状況になっているか、情勢のいかにかわらず、本町の酪農の発展のためには新規就農者の確保は重要課題であると考えますが、どうですか。

持続可能な酪農の在り方が新聞報道などで取り沙汰されていますが、例えば鶴居村での研修牧場の開設、弟子屈の体験牧場の取組などに対して、今後の町長の考え方を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の酪農研修生の確保に一層の努力をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の酪農情勢について、農業団体の代表などは、生産抑制などの制限を気にせず生産できる情勢であるとの発言がなされているが、その点についての町長の考えを聞くとお尋ねですが、北海道農協酪農・畜産対策本部（道酪対）が決めた2024年度の北海道の生乳生産目標数は403万トンで、2023年度の目標数値399万トンより1%多くなってお

ります。これは一部に不足感が懸念されているバターの安定供給を踏まえた目標数値となっているとのことで、2022年、2023年と続いてきた抑制型の生産体制は終わったと理解しておりますが、一方でこの間における搾乳停止及び離農の状況、乳用牛淘汰による数不足、粗飼料不足や品質の問題、猛暑の影響等の事情を鑑みると、目標達成は難しいという予想がされていることも事実と認識しております。

また、酪農情勢の好転を見通せば、研修生確保に期待しているとの答弁をしているが、その後はどのような状況になっているかとお尋ねについてですが、令和5年第4回定例会の一般質問においてもお答えさせていただいているとおり、本町の令和5年度の新規就農の状況につきましては、夫婦1組が既に営農を開始しており、令和6年度におきましても、夫婦1組が営農を開始、もう一組がこの秋に就農する予定となっております。しかしながら、令和7年度以降に就農する研修生が存在しない状況は変わっておらず、今般の情勢悪化が少なからず影響しているものと考えております。

情勢のいかに関わらず、本町の酪農の発展のためには、新規就農者の確保は重要課題であると考えますがどうかとお尋ねについてですが、私も議員と同じ認識を持っており、標茶町担い手育成協議会が主催となって行っている新規就農フェアでの本町酪農のPR、TACS（タックス）しべちゃなどの酪農体験の受入れ等の取組を通じて新規就農者を安定的に迎え入れることで、地域コミュニティーの維持発展が図られ、人口減少が鈍化するとともに、ひいては本町経済の活性化につながるものと考えております。

2点目の持続可能な酪農の在り方が新聞報道などで取り沙汰されている、鶴居村での研修牧場の開設、弟子屈の体験施設の取り組みなどに対して今後の町長の考えを伺うとお尋ねについてであります。鶴居村では放牧酪農研修牧場を開設するとの報道がありました。飼料価格が高騰する中、放牧を行うことで輸入飼料依存度を下げ、低コストで収益性の高い酪農経営者を増やすことを目的としていることであり、その取り組みについては重視してまいりたいと考えております。

また、弟子屈町の観光牧場については、観光型の体験ができる牧場として、放牧や緑地化にも熱心に取り組んでいることは把握しております。なお、本町においても放牧畜産基準認証を取得している酪農家が8戸あり、そのうち1戸では過去に研修生の受け入れも行っていただいております。認証取得農場には研修生の受け入れ以外にも放牧の実践に基づく持続可能な酪農経営に係る情報発信についても期待しております。本町は平成27年に農業研修センターしべちゃ農楽校を開設し、長期・短期の研修生を受け入れる環境を整備したほか、標茶町担い手育成協議会を組織し就業コーディネーターを配置するなど研修生の受け入れ、研修生のケア、研修プログラムの検討、就農に向けての情報収集を行い、組織的に新規就農希望者の受け入れを行ってまいりました結果、平成27年度から今日まで13組が町内に就農しており、その取り組みについては効果があったものと考えております。

いずれにしましても、配合飼料や化学肥料をはじめとする生産資材価格が高値で推移す

ると見込まれている状況であることから、需給飼料の確保に向けた農地の有効利用の取り組みを推進していくことが必要不可欠であると考えております。施設や、設備のインシャルコストの上昇傾向となっていますことから、機械導入や施設修繕については必要最小限とするなど就農後の経営に無理の生じない形でスタートできるよう、担い手育成協議会の中でしっかりと議論し、指導農業士会とも連携しながら就農者が希望する営農スタイルに対する指導、助言を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今の町長のお答えの中で、平成27年以降13戸の就農者がいるという答弁でしたけども、この13戸については全戸研修牧場からの就農ですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうからお答えいたします。

この13戸については、基本的には農業研修生を得て新規就農をしていただいたと理解しております。以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 全て新規就農者というお答えですけども、では研修牧場で研修を受けないで就農した新規就農者という答えでいいですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 先ほどの答えと重複するかもしれませんが、基本的には研修牧場で研修を経て新規就農をしていただいております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） ちょっとくどいですがけれども、では新規就農で研修牧場を経ないで就農した人はいないということですね。

続けます。標茶の場合は、新規就農に当たっては必ず研修牧場で研修を受けなければ就農できないのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 先ほど町長の答弁の中でもお答えしておりますが、平成27年に本町では標茶町農業研修センター「しべちゃ農楽校」を開設しております。それ以降については、基本的には農業研修センターにおいて、研修をしていただいた後に新規就農をしていただいております。それ以前にも新規就農された方、町内にはおられますけれども、その方たちについては、当然、まだその施設がございませんので、農業研修センターの研修は受けていなかったということでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） ちょっと質問しつこいのですがけれども、研修センターで研修を受けないと標茶町の場合は新規就農の資格はないのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 必ずしも研修を受けなくても新規就農というのは可能だと思います。

ただ、先ほど説明してきた研修生たちについては、酪農経験のあった研修生もおりましたが、酪農経験の全くない研修生もおりましたので、当然、そうした方たちについては、例えば具体的に言うと、T A C S、あるいは先ほど町長の答弁でもご説明申し上げましたが、けれども、放牧認証を取得している酪農家などに実際現地に出向いて、研修をしていただいて就農していただいております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） それでも研修センターから出向いてということは、研修センターに籍を置かなければ駄目だということか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 基本的には、研修センターに在籍したまま、その研修に出向いていってもらっています。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。大変失礼いたしました。

当然のことながら、酪農経験が、例えば雇用就農である方が新規就農する場合など、それなりの知識と経験を持たれている方が新規就農するに当たっては、必ずしも研修所に入所しなくても新規就農は可能でございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） それにしても何となく堅苦しい、標茶の場合はそういう就農の方法を取るのかなという印象を、今、僕は受けてしまったのですけれども、先ほど紹介した鶴居の放牧研修施設を造るという新聞報道なんかがあるのですけれども、標茶の場合は放牧認証農家に放牧酪農で就農したいという人も、やっぱりそういうところに行かないと就農できない、そういう形を標茶の場合は取るのですか。要するに、自由に昔のように酪農家で実習していて、働いていて、就農したいな、農家やりたいな、そういう人が出た場合は、もう一回研修牧場なりなんなりで研修しなければ就農できないという、そういう形はあるのですか。もっと自由に、その瞬間からその牧場からの経験を基に、気軽にという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、就農の機会が与えられないのかな。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、新規就農していただくというのは、当然ながら経営に責任を持ってもらうということになります。そういうことを踏まえると、一定程度の力量があるかどうか、あるいは人間的にどうなのかということも含めて総合的な判断が必要だということで、担い手育成協議会が窓口になって、町、農協、普及センター等々が関わりながら、一定程度の判断をする、あるいは技術がまだ不十分な方については研修をいただくということで、研修センターも用意しておりますし、過去においては指導農業士のところをお願いをして、研修を積んでもらったということもありました。

そういったところで、議員からは型にはまったようなというようなニュアンスで発言されたと受け止めたのですけれども、繰り返しになりますけれども、技術が十分あるかどうか、そして、その先の経営に向かって十分な資質を備えているかどうかというのは関係機関が一致して目合わせをしてゴーサインを出すという、そういうところに行くために必要な流れだと理解しておりますので、また、そういった形でやっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今、副町長が答弁していただきましたので、副町長も記憶にあることでちょっと質問を続けさせていただきますけれども、昔、農業委員会、農林課長のときに、足寄の農協職員か、役場職員か、やっぱりそういうやりたいという研修生と農家の中を取り持って、この研修生がどこまで力がついたかという情報を常に共有しながら就農していくという、そういう実践を足寄でやっていたのです。記憶にないかな。要するに研修牧場、研修生がもっとフリーに自分の、そこの牧場から民間の一般の、例えば私たちのような農場で研修しながら就農に結びつくやり方というか、そういうものの可能性も今後広がっていかないと、本当に研修生が来ない、就農したいという人が来ないという、もっとフリーな、もっと自由な酪農研修生、新規就農者を求める方向に展開していくべきではないかということを質問したいので、ちょっと言い方が通じなかったかもしれませんが。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、議員からお話いただきました足寄の件については、記憶しております。それらを基にしまして、しべちゃ農楽校を開設したときには、担い手育成協議会も再構築をして、そして今現在も農協のほうから就農コーディネーターという役割の方を配置しております。

それから、TACSしべちゃの場長にも一定程度そういった役割を担ってきてもらっておりまして、人物の観察であるとか、それから技術の到達度等についてご助言をもらいながら、担い手育成協議会としての判断を下すと。定期的な会議の中で、その研修生についての状態については、協議しながら進めているというところでありまして。就農の際には農

地を確保したりとか、いろんなことがあって、地域の中に溶け込んでやってもらわなければいけないので、なかなかフリーで飛び込んでやってもらう、そういう形にはなり得ないかと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） なかなか僕のほうもうまく表現できないのもあると思うのですが、そういう意味では研修生の受入れ方も、やっぱり標茶町全体でこの基幹産業をもっともっと守っていかねばならないし、発展させなければならぬし、本当に人を増やしていかなければならないという状況なので、そこら辺もいろいろ、こんな方法もあるなという、僕何度もここで言うのですけれども、いろんなメニューをつくって受入れ体制をつくっていただきたいということを訴えて終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

長尾君。

○8番（長尾式宮君）（発言席） 3点質問いたします。

1点目は、有害駆除の報酬体制を見直すべきではということで質問いたします。

昨今、全国的に熊の被害が続出し、人的被害も出ている状態であります。標茶町においては、昨年〇〇〇18が思わぬところで駆除され、農業者をはじめ地域住民が安堵をしているところであります。

しかし、近隣町村では新たに牛が熊に襲われる事件も発生し、北海道、特に道東におけるヒグマ対策は今後も重要な課題と捉えております。

先日の報道で、道内某猟友会が自治体における有害駆除を辞退した報道がされておりました。内情までは知るに及ばずのところではありますが、辞退の理由の一つに報酬の低さが原因と報道されておりました。

現在標茶町では、猟友会が中心となり、ヒグマをはじめとする有害駆除をされておりますが、町内においては、高齢化によるハンターの減少を危惧する声も聞いております。今後、町民の安全を確保するためにも、ハンターの育成は必要不可欠と考えております。野生動物を相手とする命がけの活動であることから、地元猟友会と改めて報酬制度について話し合い、道や国に報酬制度の在り方について、積極的に働きかけをすべきと考えておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員の有害駆除の報酬体制を見直すべきではとのお尋ねにお答えいたします。

本町の鳥獣被害対策のうち、特別職の職員で非常勤の標茶町鳥獣被害対策実施隊として委嘱した捕獲従事者の鳥獣被害防止活動に係る報酬につきましては、令和元年第3回定例会の一般質問においてご指摘をいただき、早急に町内他市町村の情報収集等を実施し、参考としながら、その内容を北海道猟友会標茶支部と密に協議を重ね、同年第4回定例会において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正案について

可決いただき、危険業務に係る報酬額の見直しを行ったところでございます。

議員もご指摘のとおり、先頃、道内他自治体においてヒグマ出没時の緊急出動の際の報酬額等をめぐり、町と地元猟友会との間にあつれきが生じているとの報道がありました。特にヒグマ出没市街地付近や農場周辺等であった場合、人間や農畜産物に被害を及ぼす可能性もあることから早急な対応が求められますので、仮に本町において地元猟友会の協力が得られないとなった場合、こうしたヒグマ出没時の対応が立ち行かないものになると考えております。

また、その報道の中では、市町村ごとに捕獲従事者への報酬額に大きな開きがあることも伝えられておりましたが、捕獲従事者の被害防止活動に係る報酬につきましては、過去に国や道から標準的な額を示されたことはありませんし、本町に限らず道内他市町村においても実態を把握し切れていないのが現状と思われ、まずは捕獲従事者の危険業務に係る報酬額の実態調査を北海道に対して求めるとともに、その結果を踏まえ地元猟友会との必要な協議につきまして、これまで同様に密に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今、前向きな答弁をいただいておりますので、これから調査のほうを進めていただきたいと思います。

今回、報酬体制はというところをテーマにして質問はしておりますけれども、実は大本の趣旨というかそういったところでは、実は私、一番気になっていたのは、ハンターさんの地位というか、立場というか、そういったものをきちんと社会的な保障がなされていないのではないかという心配をしておりました。

今回、報酬の話にピンポイントでしておりますけれども、一番問題なのは、あるところで、これも道内の話ですけれども、自治体職員、警察官、猟友会団体で、町外れ、実際は畑です。そこに出た熊を撃つときに警察官に許可を取って発砲したら、後になって狩猟免許を取り上げられて起訴されて、そういうことがありました。実は裁判がこの間あって、被告側、ハンターさんのほうが勝っています。しかし、話はそこで終わらなくて、公安が控訴しているのです。要は認められないと言っているわけです。その場にいた警官が撃つていいと言っているのに、そこで警察官に撃つていいと言われたから、猟友会のハンターさんは撃っているわけです。それを後から違法だと言われて、裁判にかけているわけです。それは私、ほかの人に聞いてもおかしいよなど。もともとが町なかには熊が出て危ないからといって、役場職員、猟友会、警察官、雁首を揃えて熊捕りに行っているわけです。町なかで撃つたからといって、裁判にかけているわけです。これはハンターさんの立場からしたら、撃つていいと言われたのに撃つたら処罰されたというのだったら、誰もやりたがらないですよ。

そういうのが前段にあって多分今回、今、一般質問の中で報酬のことを原因として挙げ

られて辞退したという話で、ニュースになった猟友会の話につながっているのですけれども、これ多分そういった立場的な不安定さ、そういったものが引き金になっているのではないのかなと私は思っております。ですので、本来であれば、報酬の話をするよりも、地元のハンターさんの身分保障、それをきちんとしてほしいという内容で本来であれば一般質問すべきだったと今さらながら反省はしておりますけれども、ただ、先ほども最初の質問の中で申し上げておりますけれども、そのような状況の中で、標茶は実は若手のハンターさんが出てきております。ただ、今の年齢層を見ると、中間層がないのが現状です。この後、今、若手とされている人の後にハンターの成り手が出てくるかというのも、正直どこにも保証がないわけです。

そういった中で、地域のために、もともと猟友会のハンターさんというのは趣味ですから、趣味で狩猟を楽しむためにやっているわけですがけれども、いわゆる人に危害を加える熊のような危ないものが出たときには、積極的に自治体に協力しているような状態だと思うのです。逆を返せば、自治体としたら、危ないから行きたくないと言われたら終わりなわけです。自分たちの趣味でやっているだけだから危険なことはしたくありませんと言われたら、それまでなのです。そうならないためにも、動機は様々であってもいいと思います。

報酬面、それこそちょっと裏取りできていない話なので、後で詳しく調べたいと思うのですがけれども、学校の先生の給料が2万円だった時代に、ヒグマを捕って30万円の報奨金が出たという話も聞いております。これに関してはちょっと僕も時間がなかったので、たまたま何かで見つけて読んだ話の中に出てきたことなので、後でどういう状況でそういう話になっているのか調べてみたいと思うのですがけれども、時期的なもの、あるいはその地域の特性なんかも含めても、それだけやっぱり重要視されていたケースもあるかと思えます。そういった中で一番大事なのは、さっきも申し上げましたけれども、報酬の面はもとより、やはりハンターさんの身分を保障する、まずそういったものがないと駄目だと思います。

そこで、ちょっと話がまた元に戻りますけれども、各自治体でいわゆる日当と呼ばれるもの、出動していくら、発砲していくら、捕獲していくら、そういう形で報酬制度を組んでいるところが多いかと思うのですがけれども、自治体によってまちまちです。それは先ほど町長のほうからもありましたけれども、私が聞いている中では、日当6,000円の捕っていくらプラスというところもあれば、ある市では出動した時点で2万3,500円、そういう地域があるというふうにも聞いております。何をやるにしても地域によって格差があったら、みんなハンターさんは条件のいいところに行くと思うのです。そうであってはいけないと思いますので、ぜひこれはヒグマの出る地域の町として、やはり積極的に道や国に働きかけて、制度というものをちょっと見直してもらえないかと思っております。標茶町が安いから高くしてくれという話ではありません。あくまでも、やはりきちんとした形で話し合っ、ルール化することによってハンターさんの身分を保障する、そのための一つ

の方法だと思っていただきたいと思います。

これに関しては、ごめんなさい、ここまで長々話しておいて聞くことはないのですけれども、ぜひ町単独でこういうことをしますという話ではなくて、あくまでも国や道にどんどん働きかけをしていただきたいと思いますというところで、次の質問にまいります。

次の質問は、町内におけるカスタマーハラスメントの調査・対応をすべきではということとであります。

今年に入り、大手鉄道会社が「従業員が安全に職務を遂行するため」とカスタマーハラスメント、以下カスハラと書いてありますけれども、社として対応する旨を公表しております。具体的には、客とは書いてありますけれども、お客さんによる過剰なクレーム・要求から従業員の精神的・肉体的安全を会社、企業が守ることを意味しております。先日の報道では、厚生労働省も本格的な調査に乗り出し、今後の法整備につながると推測されております。

本来、標茶のような人口の少ないところであれば、無用の心配ではとも感じておりますが、昨今の情勢を見ると、小さなコミュニティーでも起こり得るケースであるかと認識しております。

そこで、働く人が外因に脅かされて仕事を全うできないことは、町全体の雰囲気にも影響が出てくると書いておりますけれども、それぞれの職場の雰囲気が悪かったら、何となく標茶は居心地悪い町だなというふうに、そういう雰囲気につながっていくのではないかと考えております。町として町内の実態を把握し、対応策を検討すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員の町内におけるカスタマーハラスメントの調査・対応をすべきではとのお尋ねにお答えいたします。

カスタマーハラスメントは、近年増加している重要な社会問題の一つです。議員ご指摘のとおり、厚生労働省において令和2年10月に事業者や労働者を対象とした調査が行われ、令和4年、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が策定されました。ポスター等を活用した周知・啓発活動が行われ、企業や組織内でのカスタマーハラスメントの防止に向けた取組が推進されております。

カスタマーハラスメントの防止は、社会全体での意識改革と取組が必要であり、議員ご心配のとおり小さなコミュニティーの中でも発生する場合があります。今後、法的枠組みの整備と啓発活動を通じて、カスタマーハラスメントの根絶に向けた取組が必要と感じているところでございます。

現在においても、言い換えればカスタマーハラスメントと捉えられる過剰なクレームや要求が存在する可能性があります。町商工会など事業者を取りまとめる団体と連携の上、町内において働く人の就業環境が害されることがないように、必要に応じて実態の把握や対応策を検討していただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今後調査していきたいというお話でしたけれども、現在、商工会を通じてそういった相談といったものがあるのかなのか、過去に商工会を通じて何かしらのアンケートというか、そういうのをやったことがあるのかどうかだけ改めて質問したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

商工会のほうでは、現在まで具体的な調査等に行っていないと聞いております。ただ、カスハラ自体はあるかどうかと言われると、ちょっとグレーな部分もありまして、はっきりとは把握していないというところでございます。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 質問の書き方が町内と書いてありますので、地元、いわゆる経済団体と皆さん捉えているかと思ったのですが、私の中では、一応質問の範囲というのは全町なのです。一番そういう矢面に立ちやすいのは、やはりお店の店員さんあるいは事業者さんだとは思いますが、町場はそうだというお話でしたけれども、現在、例えば公的施設、役場庁舎であったり、あるいは公民館、そういったところでそういった事案というのはどこまで把握されているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） カスハラの把握ということなのですが、町長から先ほど答弁ありましたとおり、やはり新しい問題であるというところがありまして、それぞれの職員がこれがカスハラかどうかというような判断材料を持っていないというようなものがあって、具体的個別の相談事例というのはありませんけれども、ただ、やっぱりいろんな最近の情勢とかを見ると、自治体の職員の調査結果ということで言うと、やっぱり7割ぐらいの方が自分が受けたとか、あるいは職場で受けた人がいるというような回答があるというような結果からも、少なからずそういった事案というのは身近に起きている可能性は否定できないのではないかとというようなことが考えられます。

それと、あと悪意を持って不当要求するというようなケースのほかに、本人が正当な主張でというようなことでよかれと思っているような行為というのが社会通念上不相応な主張であれば、そのことを繰り返し主張することが結果的にカスハラではないのかと思っておりますし、そういうふうにつまみつかれるケースが存在するというところで、指導や指摘のつもりが一線を越えるとハラスメントになるというような可能性、これはカスハラばかりではございませんので、そういった部分は現状その線引きが難しい問題であるというようなことは認識しています。職員を守る視点からも、これまで以上に注意を払うというようなところと、あと職員に向けての早めの相談だとかというようなことは今後もさせていきたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 町内業者さん、自治体の職員さん含めてのお話になりますけれども、今、これだけ世間的に人材不足が騒がれている中で、やはり皆さん貴重な戦力でございます。そういった意味では、心の病、体の病気、そういったもので1人が欠けることによって本来の職務が滞ってしまうケースというのは、民間であれ公共であれ、あるのではないかと思います。そういうことを踏まえて、ぜひ、厚生労働省からいずれそういったガイドラインの話というのは出てくるかと思うのですが、それを基に勉強会なり、あるいはルールづくりなり、そういったものを将来的には考えていただきたいとは思っています。では、次の質問にまいります。

3番目、最後の質問です。基幹産業である一次産業を守る施策をとということで質問いたします。

標茶町の基幹産業である酪農業を中心とする一次産業は、コロナ以降、需要の低迷、ウクライナ侵攻に伴う原油高、円安に伴う飼料をはじめとする様々な資材の高騰により、厳しい経営を強いられております。既に地元農協や町でも対策はされておりますが、実情として、現在のままでは立ち行かないと離農を考える事業者さんの声も聞いております。

個別での対応は物理的に不可能かもしれませんが、一次産業の町・標茶町の未来のためにも、柔軟な施策が今こそ必要と考えております。基幹産業の衰退は、人口減少、地域経済の非流動性に直結し、標茶町の衰退へとつながっていくと考えております。

基幹産業を次の時代につないでいくためには、柔軟な施策が必要と考えるが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員の基幹産業である一次産業を守る施策をとのお尋ねにお答えします。

基幹産業の衰退は、人口減少、地域経済の非流動性に直結し、標茶町の衰退へとつながっていくと考える。基幹産業を次の時代につないでいくためには、柔軟な施策が必要と考えるが、町長の所見を伺うとのお尋ねについてですが、令和6年4月26日に公表された農業物価指数において、農業生産資材価格指数は前年度同月日で0.9%低下したものの、令和2年度を100とした指数では令和6年3月時点では121.0となっており、高止まりの状況は変わっておりません。

町独自の一次産業支援対策としては、令和4年度に経産牛1頭当たり1,200円、令和5年度、経産牛1頭当たり1,500円を補助基本額とし、令和4年度は2,295万9,600円、令和5年度は2,957万7,000円の計5,253万6,600円を飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業として実施しているほか、全町民を対象にした地域牛乳応援券を配布し、牛乳消費拡大に向けた取組を行うなど、町として支援できることについて検討し、取り組んできたところであります。

議員ご指摘のとおり、搾乳停止及び離農の状況、淘汰した搾乳牛の数の回復、飼料価格

高騰、猛暑への対策など、生産抑制は令和6年度から回避されたところではありますが、酪農経営を続けていくにしても、安心して生産を続けていくためには、まだまだ課題が山積している状況であると認識しております。

本町は一次産業が基幹産業であり、一次産業の発展なくして町の発展はあり得ないと考えるところであります。議員、ご指摘の個別での対応を前提とした柔軟な施策の実施につきましては、議員のご期待に沿ったお答えをすることが誠に残念ながらできないのが実情でございます。

しかしながら、町としましては、農業者団体における相互扶助の精神同様、1人の離農者も出さないという強い気持ちを持って、先ほど来ご説明した対策を講じてまいりました。今後においても、町としてできる対策について、JAしべちゃをはじめとする関係機関と情報交換を行い、具体策の検討を継続してまいりたいと考えております。

また、酪農・畜産業の危機は本町だけではなく、管内、道内、ひいては国内全体の問題であることから、北海道町村会や各種期成会などを通じて、安定的に酪農経営を継続することができる体制づくりについて、国や道に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 個別の対策というのは、やっぱりちょっと難しいというところは理解しております。

ただ、この後、同僚議員も似たような質問をしておりますし、違うのかもしれないですけども、農業関係の質問がありますけれども、実はこの質問をつくった後に、ほかのところでも広域の場面でこういった農業に対する持続可能な支援をという提言がこれからされるとも聞いております。やはりこの地域に住んでいる農業者の皆さんは非常に危機感を持っているし、私ども直接農家さんの仕事をしていない者であっても、農家さんが大変な思いをされているのは十分聞き及んでおります。

そういった中で、町単独では難しいというのであれば、先ほど期成会等でも働きかけたいとおっしゃってございましたけれども、どうか道や国、そういったところにもっと働きかけしていただいた上で、将来の標茶の一次産業につながるような施策というものを進めていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、長尾君の一般質問を終了します。

休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） 通告いたしております1件について、ご質問をさせていただきます。

部活動の地域移行の進捗状況と文化系部の増設をとということでご質問を申し上げます。

国は少子化が進む中、また、教員の長時間労働が社会問題となり、働き方改革が進められていることから、令和4年度に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを令和4年12月に見直しました。そのガイドラインによりますと、「将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要」とされ、学校部活動を地域クラブ活動として移行に向けた環境整備をし、令和5年から7年までの3年間を改革推進期間として地域連携し、地域移行に取り組み、可能な限り早期実現を目指すこととしております。

そのことを受けて、町教育委員会は、子供たちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動を継続的に支えていき、地域の持続可能な生涯学習、生涯スポーツの環境を整えるために今年度から部活動の地域移行を進めますが、子供たちへの十分な説明など、状況はどのようになってきておりますか。それらを含めながら、現在の地域移行への進捗状況を伺います。

今年度は、標茶中学校で活動している卓球、陸上、吹奏楽が移行します。スポーツ系では、卓球や陸上以外にも少年団などが組織されている団体もあります。しかし、文化系では吹奏楽部以外はないと聞いております。町の令和6年度取組には、他の部活や他の団体への広げるための条件整備をとありますが、生徒に選択肢の幅を持たすため、文化系の部活希望調査をし、希望する部の増設を求めているかがでしょうか。そして、文化芸術活動に親しむ環境を整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 部活動の地域移行の進捗状況と文化系部の増設をについてお答えいたします。

中学校の部活動につきましては、これまで生徒のスポーツや文化芸術などに親しむ機会

を確保し、自主的、主体的な活動を通して達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成に寄与するものとして大きな役割を担ってきました。

しかし、近年、少子化、学校の小規模化が進み、生徒、指導者ともに確保できずに廃部となるケースが増え、もはや学校単独で部活動を維持することが難しい現状があります。また、教員の過度な労働が社会問題となり、教員の処遇改善と働き方改革が喫緊の課題でもあります。

このような経緯から、国や道は、将来的に中学校の部活動を学校から切り離すこととし、まずは土日の部活動を地域に移行することとしました。令和5年度から7年度を改革推進期間とし、その取組が全国で一斉に始まったところでもあります。

議員、お尋ねの本町の部活動地域移行の進捗状況についてですが、標茶町では令和4年12月に準備検討委員会を設置しました。昨年度は、先進地視察や研修会を実施し、情報収集に努め、児童生徒、保護者、教員に対するアンケートを行い、課題やニーズを標茶町としての制度設計に反映させました。今年度からは、それらを踏まえて、標茶中学校において、卓球、陸上、吹奏楽の3つの部活動について試行実践を開始したところでもあります。

文化系の調査をし、文化芸術活動に親しむ機会の環境を整えるべきとのご質問に関しては、先ほど申し上げたとおり、昨年度アンケートを実施し、保護者、児童生徒、教員のニーズは既に把握しています。ご指摘のとおり、現在中学校における文化系の部活動は少ない状況であり、今後、新たなクラブ活動の設置も必要な条件が整えば可能と考えております。まずは地域の指導者が確保できること、将来的に参加する生徒が一定数見込めることが必要であると考えております。

部活動の地域移行は始まったばかりで、指導者の確保、国や道の補助などの財源の見通し、組織の在り方など、まだ見えていない部分が多く、課題山積というのが現状です。今後の取組といたしましては、今年度の実践を踏まえた上で課題を整理し、他の町村とも連携を図りながら、部活動の地域移行を少しずつ広げていこうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、教育長のほうからお答えをいただきました。

生徒や保護者に対して、教員に対しての調査を、ニーズ把握をしているとご答弁がありましたけれども、どういう調査をされたのか。私が後段に述べた、文化系の部活に対しての要望等はなかったのか。というのは、保護者の方々から、文化系があってもいいのではないですかという要望が寄せられたものですから、今回ご質問させていただきました。

それで、どんなアンケートをされたのかということと、子供たちあるいは保護者への説明というのは、部活が地域移行することに十分な理解が得られていたのかも伺いたいと思いますし、さらに活動での経費の面、たしか中学校は教育の一環ではないとはいえ、部活

動に関しての経費というのは保護者負担というのがなかったような記憶があるものですから、それが、経費は保護者負担につながっていくのか、そういうことももう一遍に伺います。

さらには、万が一、事故が発生した場合です。これはどなたが、誰が責任を取るようになるのかも、伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長（菊地将司君） お答えします。

まず、1点目のアンケートですが、昨年、先ほどの教育長の答弁の中にもありますけれども、保護者と児童生徒、これは小学校4年生から6年生までの小学生と中学生全校生徒、それと教員に行っております。それで子供たちには、どのような部活に入りたいですかとか、保護者とかには、経費を負担するとしたらどれぐらいの範囲まで経費負担できますかと伺っております。

2つ目のまず子供たちへの説明ということでは、中学校のPTAの総会と、あと吹奏楽部、卓球部の保護者の説明会のほうに出向いて説明をしてきているところです。あと、経費ですが、主に経費については外部指導者への謝礼、それと検討委員の委員報酬等となっております。外部指導者の謝礼につきましては、土日の指導時間を1日最大3時間として、1時間当たり1,000円ということで予定をしております。先ほどの答弁の中にもありました国や北海道の財源とか、まだ未確定の部分等々もありますし、ほかの市町村の情報も参考にしていきながら、これから進めていきます。

最後、3点目の活動中の事故についてということですが、外部指導者及び3つの部活動に入部している児童生徒全員が、傷害保険と賠償保険等も備えてありますスポーツ安全保険のほうに加入をしております。

以上、まだまだいろいろと課題が出てくるとは思いますけれども、今年度、試行実践ということで、いろいろなことにいろいろな課題が出てくるとは思います、対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今年度この3つの部に関しては、4月からスタートされているのですか。

（何事か言う声あり）

○4番（鈴木裕美君） スタートされている。

例えば、土日だけということで、外部講師をお願いしてということなのですからけれども、今まで、昨年度までは、多分部活があれば毎日生徒たちが残って練習を、吹奏楽にしても、あるいは卓球にしてもやられていたのではないかと思います、この毎日練習してきたことというのは、4月からはできていないということですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

そうではなくて、土日の地域移行というのは、まずは土日どちらか、大体は土曜日なのですけれども、その1日を地域クラブ活動として外部の指導者をお願いすると。それから、平日の4日間、5日間あるうち1日は休養日となっておりますので、実質4日間については従来どおりの部活動ということになります。したがって、ちょっと試行期間は複雑になるのですけれども、部活動と地域クラブが混在する形で行っているというのが実情です。

昨年度、PTAの役員に我々出向いて説明会を実施して、今年度、PTA総会にも参加させていただいて、保護者のほうにはそういった説明をしております。この後、令和6年度のどこかで、今、課題だらけですので、これらを整理した後に、指導者が確保できた段階で平日に広げていこうと。まずは土日の地域移行を推進するのが、令和5年から令和7年度というようなスケジュールで進めております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 私は土日しか練習が、活動ができないという解釈をしておりましたけれども、平日でもできると。そういうことでは、例えば中体連とかがあったときの練習というのは、正直言うと影響ないと、今までと同じように練習ができるという理解をしてよろしいですか。いいですね。

それと先ほど、もちろん傷害保険を掛けるということですが、この傷害保険というのは、教育委員会の中でスポーツ傷害保険というのがありますよね。それは、負担というのは、保険料はどこで見るとですか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長（菊地将司君） お答えします。

保険料も、現行のうちの社会教育のほうの予算で全て対応しています。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） これから、スタートしたばかりなので、本当に手探りでやっていくのだと思うのですが、先ほど後段で述べた文化系部、文化系の部活動、吹奏楽ではやはり選択肢がないのだと言われていて、一つの部と、文化部として、その文化部の中に、例えば昔でしたら美術部というのがあったと思うのです。あるいは、高校でやられている華道とか茶道とか、そういうのも盛り込んだらどうなのでしょうという声が上げられていたのですけれども、そういうことも、それでしたら土曜日の1日とか日曜日の1日とかということは、指導者が町内にいらっしゃいますから可能なかと思えますけれども、そういうことも考えていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

やはり文化系が少ないというのは、我々も着手してみてちょっと驚いたところでありました。昔であれば、おっしゃるとおり様々な部活がもっとあったはずなのですけれども、今は吹奏楽部のみということでありました。ちなみにアンケートをした中では、吹奏楽、美術、それから料理、イラスト、デッサン、絵画、演劇、様々な希望が出ています。

ただ、先ほどお答えしたとおり、やはり一番大事なのは指導者が地域から出てくること、それから、これはボランティア活動には将来的にはなりませんので、きちんとお金を取って収支が合う、そういったことも必要であるので、一定数の生徒が集まるのが最低条件になるかと思えます。そういったことをいろいろ踏まえて、新しい部活をつくる場合には、いろんな検討をまた検討委員会のほうでしていかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 何となく分かりました。ありがとうございます。

ぜひ、スポーツにも力を入れるというのは、私もスポーツをやりますので分かりますけれども、やっぱり全ての文化を大事にしていきたいとも感じますので、文化の関係につきましても、基本的には教える方がいないとかよりも、生徒がとにかくいらないということが本当に残念だなと思うのですが、例えば先ほど述べたように、1人でも美術部に入りたいという方がいらっしゃったら、創設していただければなと思えます。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、1点質問させていただきます。

町の存亡をかけて酪農を支援すべきということであります。

酪農は、標茶町の基幹産業であり、経済の生命線です。将来、消滅と言われる標茶町ですが、一次産業、とりわけ酪農を基幹産業として持続的な再生産を堅持する限り、私たちのふるさとは残る可能性が高いと思えます。なぜなら、標茶町の消滅は、日本の食料自給崩壊を意味するからにほかなりません。そうした観点から、これまで酪農家の声や専門家の声を基に経営環境の厳しさが増していることを指摘し、町として実行可能な施策を提案してきました。しかし、検討されることがほとんどないまま、離農に歯止めをかけることも、安定的な生産活動の維持もままならず今日の悲惨な状況に至っていると感じています。酪農家と町の間で、酪農を取り巻く環境の厳しさは共有できているものの、危機感という点では実感の部分で乖離しているという感じが否めません。

危機的状況の酪農を再興するために、これまでの施策の成果を厳密に評価し、持続的な再生産を堅持するために必要なことを厳選して実行すべきではないかということで、以下についてお聞きします。

- ①離農の実態と原因分析、重点支援地方交付金等による支援策の成果と評価。
- ②草地型酪農の現状と今後の課題。
- ③増産に向けた対策と短期的な計画。
- ④速効性のある酪農支援の予定。
- ⑤災害や伝染病への備えと、事後に生産を再開するまでのビジョン。

具体的なこと5点について質問いたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の離農の実態と原因分析、重点支援地方交付金等による支援策の成果と評価についてですが、令和5年度中に町内において、搾乳を停止した酪農家の戸数は9戸となっております。内訳としては、5戸が離農、育成牛飼養等への経営転換が3戸、第三者への経営移譲が1戸となっております。なお、離農の理由としましては、高齢化と後継者の問題や将来への不安などとなっております。

また、令和6年度になってから搾乳を停止した農家の戸数は12戸となっております。その多くは育成を継続する方向で進んでいるとの情報が入っておりますが、搾乳停止の理由といたしましては、昨今の資材価格の高騰等の影響による経営環境の悪化や後継者不足等、様々な要因があるものと理解しております。

国の交付金等を活用した支援策につきましては、令和4年度に経産牛1頭当たり1,200円、令和5年度経産牛1頭当たり1,500円を補助基本額として、令和4年度は2,295万9,600円、令和5年度は2,957万7,000円の計5,253万6,600円を飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業として実行しているほか、全町民を対象に地域牛乳応援券を配布し、牛乳消費拡大に向けた取組を行うなど、町として支援できることについて、検討し取り組んできたところであり、その成果については、酪農家の負担軽減や牛乳消費拡大に向けた機運醸成など、相応の評価をいただいているところではございます。

2点目の草地型酪農の現状と今後の課題についてですが、本町は広大な土地条件と豊かな水を生かし、酪農専業地帯として大きく成長してきました。国が平成27年度から始めた畜産クラスター事業による設備投資が積極的に行われてきましたが、新型コロナウイルス禍による需要減で生産抑制や資材価格の高騰など想定外の事態に見舞われ、酪農家の経営は非常に厳しい状況となっていると認識しており、離農者が増え続けることによって農地が適切に利用されなくなる可能性についても懸念しております。

この非常に厳しい情勢を乗り切るためには、本町の有する広大な面積の草地を最大限に活用することが持続可能な酪農・畜産経営につながるものと考えており、令和5年度予算において、酪農再興事業の継続と事業内メニューにある草地更新加速化事業に、追播により草地植生改善を行う場合にも補助対象とする制度拡充をさせていただいたところです。いずれにしましても、引き続き関係団体との情報交換を図る中から、効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

3点目の増産に向けた対策と短期的な計画と、4点目の速効性のある酪農支援の予定については、いずれも関連した質問であると考えます。

議員もご案内のとおり、今年度の牛乳生産目標の達成に向けては、搾乳牛の確保など、毀損した生産基盤の回復を図ることが急務となっており、JAしべちゃでは、独自の対策として乳牛リース事業により搾乳牛の確保に苦慮する酪農家を支援しております。1点目

のお尋ねでお答えした重点支援交付金を活用した町単独で行った飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業、5点目のお尋ねに対しお答えする暑熱対策、さらには昨年度行った酪農再興事業の事業内メニューの拡充など、いずれの支援もJAしべちゃをはじめとする関係機関と協議を行い、連携あるいは役割分担をしている総合的な支援であると考えております。

今後の支援の予定につきましても、本定例会で長尾議員の一般質問に対するお答えの繰り返しになりますが、JAしべちゃなど関係団体と情報交換を行い、具体策の検討を継続してまいりたいと考えておりますとともに、北海道町村会や各種期成会などを通じて安定的に酪農経営を継続することができる体制づくりに対して、国や北海道に引き続き要請を行ってまいりたいと考えております。

5点目の災害や伝染病への備えと、事後に生産を再開するまでのビジョンについてですが、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電の発生を受け、その対策として令和元年度から非常用発電機の購入に対する補助をJAと連携して行い、万が一、大規模な停電が発生した場合でも電力を確保できる体制が既に整っております。

また、今年1月の能登半島地震では、家畜の飲み水の供給が断たれたことにより乳質が悪化し、大量の生乳が破棄されるという自体に陥っております。議員もご案内のとおり、道東太平洋岸では千島海溝を震源とする大地震発生が危惧されており、営農用水の断水対策を急ぐべく、現在JAしべちゃと支援策について協議し、年度内にも設備モデルを示せるよう作業を行っております。

伝染病対策につきましては、例年行っている一斉ワクチン接種やBVDバルク乳検査を継続して実施しておりますし、令和4年度の牛サルモネラ症の多発に際しましては、関係機関と連携し、飼養衛生管理に係る現地指導と暑熱対策にもつながる消石灰配付を令和4年度に引き続き行い、一定程度の成果が出ているものと評価しているところであります。

議員もご案内の、国内では鳥インフルエンザや豚熱が毎年のように発生しており、感染が確認された農場では、家伝法に基づき飼養する全ての家畜が殺処分され、状況によっては経営継続が困難となることも十分考えられます。本町の基幹産業は酪農・畜産業ですが、過去には宮崎県で口蹄疫が発生し、本町においても防疫対策を強化した経過もございますし、まずは病原菌を農場内に持ち込まないために日頃からの対策が重要であり、万が一そうした病気が発生した場合でも、国、道が疾病ごとに定めるマニュアルに沿った対応を迅速に行うことが何よりも重要と考えております。

また、近年は地球規模での温暖化の影響と思われるゲリラ豪雨の多発や夏の酷暑が本町においても多発しており、震度6以上の大地震も全国各地で頻発するなど、本町基幹産業である酪農・畜産業の持続可能な経営に向けては、議員からご指摘いただいた自然災害に対する備えが重要であると考えております。

先ほども説明しました能登半島地震では、水道や道路など、あらゆる生活インフラが被災しており、今現在も復旧作業が続いております。

いずれにしましても、自然災害の発生に際しましては、各業界が単独で考えるべきものではなく、町の地域防災計画をはじめとした各関係機関が策定した危機管理に係るマニュアル等に基づき、地域社会全体が一丸となって対応に当たるべきものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 標茶町の酪農の危機的状況については、新型コロナウイルス禍によるところ、さらには国際情勢によるところという認識でおられるということは分かります。

ただ、恐らく私とも共通の認識であると思うのですが、それだけが原因ではないということ、答弁の中には入っていませんけれども、あると思います。それは、異常気象による飼料価格の高騰というのは過去に幾度も経験してきていますし、肥料価格についても主たる生産工場の火災事故、それから原油価格の高騰など、常に変動の波を受けてきました。ただ、それらが重なったというところに今回の厳しさがあるということは否定できません。むしろ、町として時間をかけてやってこなければいけなかった各種関税協定の発動に対して、国は国際的な競争力を規模拡大によって獲得しようとしてきたわけです。そういう中で、標茶町をはじめ釧路・根室管内の酪農を基幹産業とする町では、草地型酪農を進めようという、そういうことを進めてきたわけです。ただ、その草地型酪農の推進について、具体的な生産基盤の整備、準備、そうしたことをしてこなかったことのツケという部分も少なからずあると思います。

そういった意味で、認識の異なる部分はあるかもしれませんが、そこはさておいて、各項目について再度伺います。

まず、1点目の離農の現状、それから実態と原因分析、重点支援地方交付金による支援策の成果と評価ということで、過去の牛乳券の配布、それから乳牛1頭当たり1,200円、令和4年の分まで併せて答弁いただいたわけですが、その中で1頭当たり1,200円あるいは1,500円という、そういう現金を配るという支援のほかに、中長期的に生産基盤を構築していくことを考えたときに、以前、町で優良な後継牛を育てていくためにゲノム解析を優先するのだと、そういったことをおっしゃっていた。それから、草地型酪農を進めるといふ点で言うと、土壌分析は大変なお金がかからずに、効果的に肥料や堆肥を利用する点で、これは経費の削減につながります。同様に、餌や堆肥の分析というものも、あまりお金がかからずにそれぞれの酪農家の経費削減や、それから経営環境の向上に役立つようなものなのですが、そういったことにまず取り組んでこなかったという感想がございます。今後、もしまた同じような交付金を活用できれば、そういったことにもぜひ取り組んでいただきたい。そして、その後もそういったことを継続していくことによって初めて草地型酪農が開花するのではないかと、そんなふうに思います。

牛乳券の配布については、何度か行われているのですが、令和4年の第2回定例会で、

どのくらい使用されているのか把握する必要があるだろうと、さらにその効果測定についても研究が必要と思うというふうに答弁をいただいています。それら含めて、まずどう考えるか、それから牛乳券について効果の検証をされているかどうか、それから今後されるかどうか再質問いたします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の質問の中で、中長期的な計画の中で、例えば土壌分析ですとか、ゲノム解析を行ってきていないのではないかというような趣旨のご質問だったと思いますけれども、ゲノム解析に関する助成というのは、たしかJAさんのほうで行っていただいております。

それから、土壌分析のほうだったのですけれども、こちらにつきましては、令和4年度の町と農協と連携して行った国の飼料高騰に対する緊急支援対策に上乘せする形で、JAと町と合わせて2,800円の補助を行っておりますが、その中のメニューの中でというか、要件として土壌分析をしなければならないというのがありますので、もともと行っていた農家さんも当然おられますし、それ以外の方についても、基本的には土壌分析ということを行っていただいたのかと思います。ただ、土壌分析をただけでは、当然、草地型酪農のほうに適切な施肥ですとか、あとはどういった植生があるのかも含めてなのですけれども、そういったところにつながりませんので、それらを基に恐らく農家さんのほうも取り組んでいただいたのだと思います。

先ほど町長のほうから答弁申し上げましたが、令和5年度から酪農再興事業の事業メニューを拡充いたしまして、簡易草地更新だけではなくて追播についても事業の対象となるように制度のほうを拡充しておりますが、たしかその新しい制度を活用してもらって更新した面積が183ヘクタールございました。そうしたところも草地型酪農の推進に資する取組になっていったかと考えているところでございます。

それから、牛乳券のほうだったのですけれども、令和5年度以前については、ホクレンの牛乳贈答券を活用しておりました。議会のほうからもご指摘いただきまして、それだとなかなか使用率、実行率というのがつかみづらいということで、令和5年度は独自の牛乳券を使って牛乳・乳製品、乳製品というのは地元の生乳を使った乳製品と限定させていただきましたが、そちらのほうの実行率が90パーセントと、当初想定していたよりもかなり高かったかと思います。実際に牛乳贈答券を使っていただいて、当然、牛乳消費が拡大したという効果のほかにも、町民の皆さんに酪農の現状がこういった危機的状況になるのだよというのも理解していただいて、それ以上の消費拡大につながっているのではないかと担当課としては分析しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 町長からの答弁ですと、相応の効果があつたというようなことでしたので、担当のほうから詳しく答弁いただいて大変参考になります。

ただ、令和5年度の牛乳券、実行率が90パーセントですが、それがどういった効果につながったのかということ、要するに、ほかに牛乳券に代替するようなことはないのかということ、それを今後ぜひ検討していただかなければならないなど。実際のところ、私だけかもしれませんが、牛乳券の配布という点については、やや食傷気味であります。

次に、私は草地型酪農について、具体的なビジョンが必要と考えていまして、その策定をこれまで提案してきました。町長の答弁の中で広大な草地を有効活用することが大切との認識を示されましたけれども、また離農が進んで未利用の草地が増えることに対する懸念というのももっともだと思います。しかし、そうは言いながら、放牧酪農の位置づけ、放牧というものの位置づけが明確でないと感じております。

そこで、昨今、町内の公共牧場の利用が低迷しているという事実を、実態を把握しているかどうか伺います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

町内全ての公共牧野の現状について、調査はしきれておりませんが、聞き取りを行ったところの状況を申し上げますと、いずれの牧野も令和4年度に対して入牧頭数が落ち込んでいる、当初の計画を下回っているというような状況は把握してございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 令和6年度の入牧に関して言うと、これは一部ですけれども、減少した枠に対して近隣の市町村の酪農家から3桁以上の育成牛が利用者として入ってきているということがございます。該当する町内の共同牧野における預託頭数の減少というのは、それは離農であったり、あるいは町営牧野であれば料金の問題であったり、いろいろ複合的な理由があるわけですけれども、ただ、草地型酪農を進めるという中で、放牧というのは大変大きなウエイトを占める部分であると思うのですが、そういったところの共同牧野の運営が、地元の牛ではなくて他の自治体の牛によるところが大きくなってきている。これは何かしら対応が必要ではないかと思えます。

何で他の自治体からの牛が急に増えたかということ、生産抑制や減産に対して、そちらでは乳牛の総体の頭数を減らさずに、リタイア事業などを使って牛を処分し、一方で資金提供、利子の補給などをして、初生の購入を助けるというようなことで牛群全体の若返りを図った結果、さらに生産抑制とか減産とか言われる前よりも乳牛の数が増えようとしているという、そういうことであると聞いています。

一方、標茶町では、先ほど伺ったように、いろんな対策を打っておりますけれども、国の政策に従って減らすときは減らし、消費拡大については一所懸命取り組んでいるけれども、そういった減産後にどうやって増産に転じるかというような対策というか見通しについてどうだったのかと。そうやって標茶町の共同牧野を利用するところというのは、そういう意味では先を見越して減産の後、増産に転じる、乳牛が全体として減る中でも総体の頭数を変えないで、でも生産は抑制するという方法を取ったという、そういうことの証左

であると思います。そういう点で、本町のそういう広大な草地資源、牧草資源というものを町内の酪農家がきちんと利用するために、どのような方法を考えているかお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時10分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

議員の今のご質問の意図というのは、牧野の運営のことではなくて、生産基盤を回復するためにどういったことを考えているかということにつながるといいますので、そうした視点でお答えさせていただきますと、町長の答弁の繰り返しにはなってしまうかもしれませんが、今回、農協さんのほうで乳牛のリース事業というものを行っております。生産抑制の関係で、乳牛リタイア事業、国の事業を使って牛を減らした人、あるいは農協さんも独自で駄牛淘汰事業というものを行って、乳牛自体の数が減っております。牧野の預託頭数が減っているのは、そういった要因もございます。あるいは、去年の酷暑の影響で繁殖の成績が悪くて、入牧頭数がそれらの要因によって減っているとも思います。

ただ、この後徐々にではありますけれども、農協さんのほうで行う暑熱対策、町のほうでも行いますけれども、徐々にそういった数も回復してくるかと思えます。今現在、すぐに生産基盤を回復するために何か取り組む方策等があるのかと言われると、やっぱり一度毀損した生産基盤をまた立て直すには時間を要することかと思えます。1年ないし2年の時間を要することになるかと思えます。ただ、これもちょっと具体的な話はできないのですが、失われた生産基盤を再生するために農家さんが必要としていることについて、農協さんと関係機関と連携しながら情報交換をする中で、町のほうとしてもきちんと対応してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そういったことで一旦減らしてしまった牛というのは、増えるまでに2年の歳月が必要です。羊だと1年ですし、いろいろ季節外繁殖とかで簡単に増やせるのですが、牛の場合そうはいきませんから、まずは今後この状況が続くかもしれないし、また新たな危機が訪れるかもしれない中で、とにかく土地とか牛を減らしてしまったら、そこから生産基盤を回復するのは難しいということ、共通の認識になったと思うので、その点については分かりました。

そうやってこつこつと対策をした結果、また放牧牛が増えてきた、町内の牛で各共同牧野、町営牧場が埋まるようになった状態のときに考えなければいけないのがヒグマの対策であると思います。問題となっていた個体は捕獲されましたけれども、令和元年第3回定例会

では、そういったヒグマ対策として電牧の敷設が有効であるという提案をさせていただきましたが、それに対して、町としてはヒグマの習性を考えるとき、オープンスペースをつくるのが有効であるという考え方を示しています。また、同年の第4回定例会では、同僚議員の質問に対して、緩衝帯の整備を推奨するのだというふうに具体的に答弁されていますが、その後、こういった効果的かつ費用のかからない対策というのはどういうふうに進められていますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、公共牧野で、これまで厚岸町と本町の牧野において、60頭を超える被害があつて、令和元年から足かけ5年間の対策をしてきております。昨年の夏にOSO18は捕獲になったのですけれども、当然のことながら近隣の農場において、また新たに家畜被害が起きるなど、決して警戒を緩めているわけではございません。今年度につきましても、牧野のほうと協議をしながら、ヒグマ対策のほうは継続して行っているところでございます。

あと、議員からご提案いただいた電牧の敷設につきましては、各牧野のほうに打診をして、結果的に標茶町内の公共牧野はかなり面積が広いので管理が大変だということで、打診はしましたけれども、牧野のほうの判断で電牧のほうの敷設はしていないと理解しております。

それから、緩衝帯の設置についても非常に有効だと過去の議会答弁であったということなのですけれども、僕も同じように考えております。実際、茶安別の牧野のほうの要望を受けて、ヒグマの通り道となりやすいようなヤチダモの木を切って緩衝帯を実際につくった、そういった対応もしたところもございます。全ての牧野のほうでそういったことをやっているわけではないのですけれども、実際に一部牧野の要望を受けて、そういう緩衝帯の設置をしたという実績もございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 理解しました。

最後に、5点目の災害や伝染病への備えと、事後に生産を再開するまでのビジョンということで、特に地震にフォーカスして、停電であるとか水の確保であるとか、そういったことについて、現状と、それから今後も取り組んでいくということを答弁いただいております。

ただ、これも草地型酪農という点で絶対避けられないものとして私は常に意識しているのですが、2008年に雌阿寒岳の噴火警戒レベルというのが2になって、噴火警報というのが発令されています。それから2018年11月、これも噴火警戒レベル2で、噴火警報というのが発令されています。

私、町営牧場に勤務していたことがありまして、そのときに常に思っていたのは、放牧期間中、あるいは粗飼料の採取期間中に噴火が起きて風向きが悪かった場合、一体自分た

ちはどうすればいいのかということを考えておりました。それで、管内の恐らく雌阿寒岳の影響を受けないだろうという公共牧場、それから十勝管内の公共牧場と、非公式ではありますがけれども、提携関係を結ぶというようなことをして準備をしておりました。

今、急に聞いて、そのことに対して答えが出ると思いませんけれども、そういったことを草地型酪農、それで放牧をどんどん進めるのだということと言うと、全部の牧場が影響を受けないにしても、影響を受けるいくつかの牧場、放牧地について、およそどうすればいいと考えているかお聞かせ願いたい。

ちなみに私が勤務した民間の牧場では、そういったことも考えて、向こう1年の牧草を確保するというのを政策金融公庫の資金を借りて行いました。そこからは毎年、その年の分、先に刈った分を食べさせて、あとの分をストックしていけばいいということなのですが、それをみんなができるとは限らないですけれども、そういった想定を高く持った対応をしないと、草地型とか放牧とかということはずましくないですね。その点、何か大ざっぱで結構です、ありましたらお答えください。なければ、次までに考えていただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

正直申しまして、本町で今想定しているリスクと申しますか、想定していた災害というのは、主に地震と停電ですね。それらに対処すべく、今現在、断水対策について作業を行っているというのは、先ほど町長から申し上げたとおりです。

雌阿寒岳の噴火につきましては、実際、噴火が起きたときにどのぐらいの影響があるのかというのは、今現在、僕の中で何か情報を持っているかということ、正直持っておりません。その部分については、今後、実際に噴火が起きたときにどういった影響があるのかというのは研究させていただきたいと思っております。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 4時23分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 8 番 長 尾 式 宮

署名議員 9 番 松 下 哲 也

令和6年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年6月5日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 第 4 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 第10 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第11 議案第33号 財産の取得について
- 第12 議案第34号 工事請負契約の締結について
議案第35号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第36号 町道路線の廃止について
- 第14 議案第37号 標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第38号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第39号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第40号 令和6年度標茶町一般会計補正予算
議案第41号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第42号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第18 意見書案第4号 地方自治法改正案に関わる意見書
- 第19 意見書案第5号 すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 第20 意見書案第6号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第21 意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・
拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 第22 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第23 議員派遣について

- 追加 議案第40号 令和6年度標茶町一般会計補正予算
 議案第41号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
 議案第42号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
 (議案第40号・議案第41号・議案第42号審査特別委員会報告)

○出席議員(12名)

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1番 深見 迪 君 | 2番 櫻井 一隆 君 |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君 |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君 (退席午前10時40分~午後0時15分) |
| 7番 黒沼 俊幸 君 | 8番 長尾 式宮 君 |
| 9番 松下 哲也 君 | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----------------|----------|
| 町 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 副町長 | 牛崎 康人 君 |
| 総務課長 | 長野 大介 君 |
| 企画財政課長 | 齊藤 正行 君 |
| 税務課長 | 石黒 敬一郎 君 |
| 管理課長 | 山崎 浩樹 君 |
| 農林課長兼
農委事務局長 | 村山 尚 君 |
| 住民課長 | 村山 新一 君 |
| 保健福祉課長 | 浅野 隆生 君 |
| 建設課長 | 富原 稔 君 |
| 観光商工課長 | 三船 英之 君 |
| 水道課長 | 油谷 岳人 君 |
| 育成牧場長 | 若松 務 君 |
| 病院事務長 | 伊藤 順司 君 |
| やすらぎ園長 | 穂刈 武人 君 |
| 教育長 | 青木 悟 君 |
| 教委管理課長 | 神谷 学 君 |

指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社会教育課長兼	菊 地 将 司 君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎報告第3号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。報告第3号を議題といたします。
本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君)(登壇) 報告第3号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和5年度一般会計補正予算第16号の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、新規就農者支援事業補助金2,974万4,000円、標茶酪農再興事業補助金1,155万2,000円、除雪委託料1,224万6,000円、中小企業資金貸付金事業2,000万円、ふるさと納税の記念品2,386万5,000円、ふるさと寄附基金積立金2,242万4,000円などあります。

他会計への繰出につきましては、病院事業会計負担金1,239万5,000円、同補助金1億3,432万3,000円、後期高齢者医療特別会計で315万4,000円、国民健康保険事業事業勘定特別会計で1,143万7,000円をそれぞれ減額しております。

追加といたしましては、備荒資金組合納付金3億円、財政調整基金積立金3億3,457万5,000円、減債基金積立金1億4,662万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は1,716万7,000円の減額となり、最終予算総額は、124億5,998万6,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせ補正を行っております。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第16号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の令和5年度一般会計補正予算書によりご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第16号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,716万7,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億5,998万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

28ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

5の2ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名は低所得者支援給付金支給事業でございます。新規の設定で、補正後2,654万8,000円とするものでございます。

第3表 地方債でございます。

起債の目的、1過疎対策事業、補正前の限度額5億2,050万円、標茶中茶安別線道路改良から森林整備対策事業までの計4,000万円を減額し、補正後の限度額を4億8,050万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、7災害援護資金貸付債、補正前の限度額250万円につきましては皆減となっております。

次に、8 辺地対策事業、補正前の限度額 2 億4,700万円から茅沼地区観光宿泊施設改修事業につきまして、20万円を追加し補正後の限度額を 2 億4,720万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、9 脱炭素化推進事業、補正前の限度額2,940万円から400万円を減額し、補正後の限度額を2,540万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。次のページをご覧ください。

次に、10 災害復旧事業、補正前の限度額560万円から80万円を減額し、補正後の限度額を480万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

合計では、補正前の限度額 9 億1,945万2,000円、4,710万円を減額し、補正後の限度額を 8 億7,235万2,000円とするものです。

73ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。合計で申し上げます。当該年度中記載見込額、補正前の額 9 億1,945万2,000円から補正額4,710万円を減額し、補正後の額を 8 億7,235万2,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額134億9,686万1,000円から補正額4,710万円を減額し、補正後の額を134億4,976万1,000円とするものです。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午後 12 時 34 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 30ページなのですが、備荒資金組合納付金 3 億円、財政調整基金積立金 3 億3,000万円、これなのですが、ついでに減債基金積立金もそうですが、この備荒資金組合納付金と財政調整基金積立金はこれ合計で言えば現在いくらになりますか。これ備考資金のほうは特別のほうだと思うのですが、これがいくらになるのか。財政調整基金積立金のこれを入れていくらになるのかということを伺います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 財政調整基金積立金、それから減債基金積立金、備荒資

金組合納付金の残高についてお答えいたします。

財政調整基金積立金につきまして、今回補正後の金額、令和5年度末残高が10億6,164万9,000円です。減債は7億9,129万1,000円、備荒資金組合納付金の特別が8億5,276万9,000円、備荒資金組合納付金の普通が1億760万8,000円。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。報告第4号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 報告第4号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第4号）の専決処分であります。

令和5年10月2日付で釧路地方裁判所から損害賠償等請求事件に係る訴状の送達があった事件について、令和6年3月12日に判決が言い渡されましたが、原告において札幌高

等裁判所へ控訴したため、これに対する弁護士着手金に係る関係費用として、収益的収入支出それぞれに66万円を追加、また、令和5年度において実施されました釧路税務署による税務調査において、源泉所得税の納税額に誤りがあったとされ、これに対する不納付加算税として、収益的支出に67万7,000円を追加するものです。合わせまして、総額を13億4,690万7,000円にしたいというものであります。

なお、本件は、令和6年3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の令和5年度標茶町病院事業会計補正予算書によりご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益。補正予定額66万円を追加し、13億4,690万7,000円に。第2項、医業外収益。補正予定額66万円を追加し、6億3,393万2,000円に。

支出、第1款、病院事業費用。補正予定額66万円を追加し、13億4,690万7,000円に。第1項、医業費用、補正予定額1万7,000円を減額し、13億2,907万8,000円に。第4項、特別損失、補正予定額67万7,000円を追加し、67万7,000円にするものです。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

3ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

次に2ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で、報告第4号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条、総則から収益的収入及び支出まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論はないものと認めます。

(「なし」の声あり)

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。報告第5号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・石黒君。

○税務課長(石黒敬一郎君)(登壇) 報告第5号の内容についてご説明します。

このたびの町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、令和6年3月31日付で専決処分したものです。

改正内容につきましては、個人町民税・固定資産税について、減免事由が明らかであり減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする既定の追加、定率減税に係る規定の整備、固定資産税の負担調整措置の継続などであります。

報告第5号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書(写)

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。改正の内容のみ、ご説明いたします。

議案説明資料23ページ、報告第5号資料②をお開きください。

報告第5号資料②

区分、町民税、改正項目「1. 町民税の減免」で、関係条項は、条例第50条の2第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、町民税の減免について、職権による減免を可能とする規定の追加されたことにより規定を整備するものです。施行につきましては、令和6年4月1日とするものです。

区分、固定資産税、改正項目「2. 固定資産税の減免」で、関係条項は、条例第70条の2第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、改正項目1と同様の理由により、職権による減免を可能とする規定の追加されたことにより規定を整備するものです。施行につきましては、令和6年4月1日。適用は、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

区分、特別土地保有税、改正項目「3. 特別土地保有税の減免」で、関係条項は、条例第138条の3第2項及び第3項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、改正項目1と同様の理由により、職権による減免を可能とする規定の追加されたことにより規定を整備するものです。施行につきましては、改正項目1と同じです。

区分、町民税、改正項目「4. 令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除」で、関係条項は、条例附則第7条の5第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税の実施に伴い、個人の道民税について対象者を「前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者」であることなどを規定するものです。施行につきましては、改正項目3と同じです。

区分、町民税、改正項目「5. 令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例」で、関係条項は、条例附則第7条の6第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税の実施に伴い、個人町民税の普通徴収の第1期分金額から特別税額控除額を控除し、第1期分で控除しきれない場合には第2期分でも控除し、第1期分と第2期分でも控除しきれない場合は第3期分でも控除し、第3期分までに控除しきれない場合は定額減税後の年税額を徴収するものです。施行につきましては、改正項目4と同じです。

区分、町民税、改正項目「6. 令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民

税に関する特例」で、関係条項は、条例附則第7条の7第1項から第5項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税の実施に伴い、公的年金等に係る所得に係る個人町民税の特別徴収の場合は、令和6年10月以後最初に支払いを受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人町民税の額から控除を行い、控除しきれない部分はその後に特別徴収をされるべき個人町民税の額から順次控除するものです。施行につきましては、改正項目5と同じです。

区分、町民税、改正項目「7. 令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除」で、関係条項は、条例附則第7条の7第1項から第5項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税の実施に伴い、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（納税者本人の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の者）の情報は、納税義務者からの申告がない限り捕捉できないため、令和6年度分の個人町民税においては控除対象配偶者に限って定額減税の対象とし、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については、令和7年度の個人町民税から定額減税を行うものです。施行につきましては、改正項目6と同じです。

区分、町民税、改正項目「8. 肉用牛の売却による事業者所得に係る町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第8条第2項及び第3項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後のものになるよう読み替える規定を追加するものです。施行につきましては、改正項目7と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「9. 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」で、関係条項は、条例附則第10条の2第6項から第10項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、わが町特例の割合を定める規定中、参照している法の改正があったことによる条文の修正及び新たに規定を設けたものです。施行につきましては、令和6年4月1日。適用は、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

区分、固定資産税、改正項目「10. 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」で、関係条項は、条例附則第10条の3第3項から第14項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、第9項から14項については、法改

正による参照条文の改正と、第4項から第8項は第3項を加えたことによる項の移動で、第3項については法の新設による規定を新設するものです。施行につきましては、令和6年4月1日。適用は、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例の規定中 固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

区分、固定資産税、改正項目「11. 土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」で、関係条項は、条例附則第11条、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、関係法令の改正により適用期限が延長されたことに伴い規定を整理するものです。施行及び適用につきましては、改正項目10と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「12. 令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例」で、関係条項は、条例附則第11条の2、第1項及び第2項改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、関係法令の改正により適用期限が延長されたことに伴い規定を整理するものです。施行及び適用につきましては、改正項目10と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「13. 宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例」で、関係条項は、条例附則第12条第1項から第5項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、関係法令の改正により適用期限が延長されたことに伴い規定を整理するものです。施行及び適用につきましては、改正項目10と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「14. 農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例」で、関係条項は、条例附則第13条、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、関係法令の改正により適用期限が延長されたことに伴い規定を整理するものです。施行及び適用につきましては、改正項目10と同じです。

区分、特別土地保有税、改正項目「15. 特別土地保有税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第15条第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、関係法令の改正により適用期限が延長されたことに伴い規定を整理するものです。施行につきましては、改正項目8と同じです。

区分、町民税、改正項目「16. 上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第16条の3第3項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税を行う対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の個人町民税の所得割の額なども含んだ額となるよう読みかえる規定を追加するものです。施行につきましては、改正項目15と同じです。

区分、町民税、改正項目「17. 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第16条の4第3項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税を行う対象となる「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得分の個人町民税の所得割の額なども含んだ額となるよう読みかえる規定を追加

するものです。施行につきましては、改正項目16と同じです。

区分、町民税、改正項目「18. 長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第17条の2第3項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税を行う対象となる「所得割の額」について、長期譲渡所得の個人町民税の所得割の額なども含んだ額となるよう読み替える規定を追加するものです。施行につきましては、改正項目17と同じです。

区分、町民税、改正項目「19. 短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第17条の5第5項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税を行う対象となる「所得割の額」について、短期譲渡所得の個人町民税の所得割の額なども含んだ額となるよう読み替える規定を追加するものです。施行につきましては、改正項目18と同じです。

区分、町民税、改正項目「20. 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第17条の6第2項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税を行う対象となる「所得割の額」について、一般株式等に係る譲渡所得等の個人町民税の所得割の額なども含んだ額となるよう読みかえる規定を追加するものです。施行につきましては、改正項目19と同じです。

区分、町民税、改正項目「21. 先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第17条の7第2項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税を行う対象となる「所得割の額」について、先物取引に係る雑所得等の個人町民税の所得割の額なども含んだ額となるよう読みかえる規定を追加するものです。施行につきましては、改正項目20と同じです。

区分、町民税、改正項目「22. 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第17条の8第2項及び第5項、改正内容は、関係法令の改正による既定の整理で、定額減税を行う対象となる「所得割の額」について、特例適用利子等及び配当等に係る個人町民税の所得割の額なども含んだ額となるよう読みかえる規定を追加するものです。施行につきましては、改正項目21と同じです。

区分、町民税、改正項目「23. 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第17条の9第2項及び第5項、改正内容は、関係法令改正による既定の整理で、定額減税を行う対象となる「所得割の額」について、条約適用利子等及び配当等に係る個人町民税の所得割の額なども含んだ額となるよう読み替える規定を追加するものです。施行につきましては、改正項目22と同じです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第5号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

◎報告第6号

○議長(菊地誠道君) 日程第4。報告第6号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・石黒君。

○税務課長(石黒敬一郎君)(登壇) 報告第6号の内容についてご説明します。

このたびの国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の104万円から106万円への改正、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改正等でございます。

なお、本件につきましては、4月24日に行った第9回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第6号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分書(写)

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料39ページ、報告第6号資料②をお開きください。

報告第6号資料②

改正項目「1. 課税額」で、条項は条例第2条第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で課税限度額を引き上げるものです。第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額について、22万円を24万円に引き上げるものです。施行は令和6年4月1日。適用は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目「2. 国民健康保険税の減額」で、条項は条例第23条第1項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様、後期高齢者支援金等課税額の減額後の限度額を22万円から24万円に引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の算定方法の変更については、同項第2号の5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を、29万円から29万5,000円に引き上げ、同項第3号の2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものです。

以上で、報告第6号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は承認されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時31分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。報告第7号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第7号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分であります。

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本町に製造業などで一定の要件に該当する場合には、固定資産税の課税免除を3年間行うというものでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、その失効が令和6年3月31日という事で制定された法律でありましたが、それが3年間延長されたことに伴い、これに合わせて制定した、本条例の失効を3年間延長するというものであります。

なお、失効する日時が3月31日だったという事、国において過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を延長することが正式に決定したのが3月30日だったこと、それに基づき、切れ目なく延長するには3月31日に本条例を成立される必要性があったことにより、議会に議案上程しご審議いただくいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、あわせて報告し承認を求めます。

以下、内容についてご説明します。

議案書24ページをお開きください。あわせて別冊ですが、議案説明資料の40ページの新旧対照表をあわせてご覧いただきたいと思っております。

報告第7号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるといふものです。

次ページをご覧ください。

専決処分書（写）でございます。

標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分日は、令和6年3月31日でございます。

次ページにまいります。

標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

標茶町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するというものです。

冒頭申し上げましたとおり、本条例の根拠法が3年間延長になったことにより制定附則の規定令和6年3月31日を3年間延長するというものです。

条文にまいります。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものです。

以上で、報告第7号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は承認されました。

◎報告第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。報告第8号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 報告第8号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和6年1月5日に発生した自動車事故についての専決処分でございます。

当該事故は、さきの第1回臨時会において報告したとおり、公務のため運転中、当方車

が対向車線にはみ出し、対向車と正面衝突し、損傷を生じさせたものです。相手方車両の損害につきまして、4月3日付で専決処分をさせていただき、4月4日に示談が成立したところであります。

なお、安全運転についてより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の27ページと、議案説明資料の41ページをご覧ください。

報告第8号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページに移ります。

専決処分書（写）

令和6年1月5日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額、126万9,945円。2 相手方、川上郡標茶町桜10丁目18番地、桜団地S11棟201号室、賀東嘉廣。専決処分日は令和6年4月3日です。

資料へまいります。

令和6年1月5日午後1時50分ころ、当方車が道道厚岸標茶線を厚岸方面に走行中、中茶安別交差点から約2.8キロメートル過ぎた地点の左カーブ終盤に対向車線にはみ出し、相手方車と正面衝突いたしました。

損害賠償の額ですが、今回は物損損害分として126万9,945円の賠償をしておりますが、相手方の運転手と同乗者につきましては、現在通院治療中ですので、今後、人身損害分の賠償について誠意をもって対処してまいりたいと考えております。

過失割合については、双方協議により、町100%、相手方0%となりました。

以上で、報告第8号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ちょっと下意な質問をさせていただきますが、この126万9,945円ということで示談が成立したということですが、これは新車にして返すという価格なのでしょうか。それとも修理で返すということなのか。それともう1つですね、先ほど話に出ていた同乗者並びに本人の怪我に対する見舞金だとか、そういったものの発生はあったのか。あるいは、今後治療に向けての通院費用は発生するのか、そこら辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

まず相手方の車両について、今回の賠償についての件でございますけども、相手方車両は廃車と伺っております。この金額になったというのは、この車両が持つ現在の価値、126万9,945円ということになってございます。

それから人身の部分ですけども、相手方の状況なのですが、運転手の方は事故後入院しておりまして、3月8日に退院されました。それから同乗者の方がいらっしゃいまして、この方も入院しておりまして3月22日に退院されました。その後、面会もさせていただきまして直接お詫びも申し上げているのですが、それぞれの方の人身の補償につきましては、保険による補償がなされます。

町につきましては、無制限の補償に入っておりますので、その保険の規定に基づいて支払われるということになりますけども、現在まだ通院治療中ですので、人身補償についての和解は金額が確定してからということになりますのでご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この事故に対しての過失責任割合はどのくらいになっていきますか。
（何事か言う声あり）

○2番（櫻井一隆君） 失礼しました。いいです。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ただいまの過失割合の件ですけれども、双方協議で100対0になっているということですけども、町と被害を受けた方ということですか。それとも保険会社同士ということですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

実際の示談の話し合いにつきましては、私どもも私どもの保険会社をお願いしておりますし、相手方に関しましても保険会社を通じてとなっておりますので、お互いに保険会社によって過失割合が決定したということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 1点だけ伺いますが、治療費等々のことはこれからなのですが、精神的苦痛が非常に大きかったことでの慰謝料的なものは、治療費以外等々で支払われるものなのかどうか伺っておきたいです。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

保険の補償の中にも実際にかかった治療費のほかにも、精神的な苦痛に関しての慰謝料ですとか、それからもしその間働けなくなったということで収入が減るということであればその分の補償ですとか、あとは後遺障害が残ればその分の補償ですとか、そういう部分も含まれてきますので、そういうものの総額が保険で賄われるということになります。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） これはすべて治療が終わってからという話だったのですが、入院の場合は退院時にお金は支払われると思うのですが、それはどうなっているのかということと、今通院しているのであれば、先ほどの同僚の議員も同じことを尋ねたような気がします。通院費は後払いというのは本人にとっては厳しいのではと思いますが、どういう風にしていますか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

人身の場合には、そのタイミングでその治療期間が長くかかる場合に病院の支払ですとか、それから当座の働けない部分のお金が必要ですよという部分が出てくると思いますので、その場合については過失割合が高いと思われる方、これは慣例ですけども、立て替えて概算払いで払うということになってございます。過失割合と金額が確定した後に、精算をするという方式をとっております。今回に関しましても当方の過失割合が高いということと進んでおりますので、途中でそれぞれ運転者の方が2回、同乗者の方に3回既に概算払いが行われている状況でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 私たちが見る限り、人身事故でありますからね、ここに出ている金額しか見えないですけども、その都度必要な金額を払っていると。どのくらい払っているのか。それは役場の保険の中から払っているのか、それともどういう形で支払われているのか。それから、今後も通院にかかる費用にというのが発生してきますよね。それもその都度支払うということになるのか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

この間行われました支払については、相手方の負担がないようにその都度支払われるということになっておりますが、事務上のこともございますので、月ごとにまとめて今のところ支払われるということになってございます。保険会社から支払われております。金額に関しては全額、相手方の負担がないように支払われています。具体的な金額……

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） ですから、私たちが事故を色々検討するにあたって、この金額しか出てないですよ。一体今回の事故で、保険会社に入っているということで保険会社が払うことになるのですが、どの程度の金額が今まで払われてきて、これからどの程度の金額が支払われるのか。事故の形によって試算する表があるので、それである程度の金額が出てくると思いますが、今まででどの程度の金額が支払われたかを聞いている。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

今回報告させていただいたのが、物損損害分ということで126万9,945円となっており、これは確定でございます。人身損害分につきましては、まだ通院治療中ですので現時点でということになるのですが、これまでに支払われた分に関しましては、運転手の方に対して532万4,214円、同乗者の方に対して1,052万7,370円となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は承認されました。

◎報告第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。報告第9号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 報告第9号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和5年12月19日に発生した自動車事故についての専決処分でございます。

公務のため運転中、国道のガードレールに接触し、損傷させたものであります。

令和6年3月28日付で道路管理者であります北海道開発局長から道路法第22条第1項の規定に基づく工事施工命令があり、4月23日に専決処分をした上で町による復旧工事の契約を行い、4月30日に工事が完了し、5月15日に北海道開発局に工事の完了確認をいただきました。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の29ページと議案説明資料の42ページをご覧ください。

報告第9号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページに移ります。

専決処分書（写）

令和5年12月19日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額、52万8,000円。2 相手方、札幌市北区北8条西2丁目、北海道開発局局長、柿崎恒美。

専決処分日は令和6年4月23日です。

資料へまいります。

令和5年12月19日午後2時10分ごろ、国道391号線のシラルトロ橋を渡り終えたところで左側路側帯の積雪にハンドルを取られ、車両左前方部分がガードレールに接触いたしました。

過失割合については、町100%、相手方0%ということになります。

以上で、報告第9号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 先に報告された第8号でもお聞きしましたが、今回も保険会社同士で示談の交渉をして過失割合を決めていると思うのですが、第8号では3か月間、第9号4か月間、そして10月中にもう1件事故があった分は今回報告されていませんから、それは5か月ないし6か月を要することになると思うのですが、なぜその時間に差があるのか。第8号については、都度概算払いが行われている。第9号に関しては工事が完了した時点で精算している。

もう1つ、今回報告されていないようなものに関しても、出てこないですけれども概算払いが行われているということになるのですか。要するに本人にご迷惑をかけないようにということがどのケースでもされていると考えていいですか。どうなのですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

何点かありましたので、答弁漏れがありましたら指摘をお願いいたします。まず、示談までの期間に差がある理由でございますけれども、相手方との交渉の中で、保険会社同士にはなるのですけれども、当然ながら状況がそれぞれ違う示談の期間はそれぞれかかる、かからないはどうしても出てきてしまいます。

ただ、今回の案件に関しましては示談ということではなくて、道路の物を壊してしまったということで道路法に基づく復旧命令ということになってございます。これは法に基づいて行っているもので、和解ということではなくて賠償についての専決をしたということでご理解いただきたいと思います。

それから、今回のこれだけ期間がかかったというのは、先ほど言いました通り、命令を受けたのが3月28日でございました。実際、工事に入れるのが雪解け、凍結が解けてからということになりますので、それまでの期間に工事で復旧してくださいということで、北海道開発局からこのような手続きになったということでございます。

過失割合についてなんですけれども、争いということではなくて、完全にこちらが道路の構造物にぶつかったということで100対0ということになってございます。

それから、概算払いについてなんですけれども、これは自賠責法に基づきまして人身事故については被害者救済のために都度概算払いをすることになっており、これに基づいて人身事故の場合は概算払いが行われているということでございます、それ以外のケースに關しましては概算払いが行われておりません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 人身事故以外は概算払いではないということですが、例えば今回はないですが、過失割合の少ない側の方が費用を立替払いしているというようなケースが実際にあるわけです。これはやはり相手方が町民で、その方にご迷惑をかけ続けている状況が続いていると思うのですけれども、そういったことに対して手続き上、何か手当するようなルールというのはないのでしょうか。

人身事故ではないからというのは、救護というのはわかりました。ただ、そうじゃないケースというのも出てくると思うのですね。実際に町民が費用を立て替えているケースもある。それに町として何かしら対応するようなことはできないのかどうか。この第8号、第9号では、いろんなケースがあると思うので、当てはまらないかもしれないですけども。それと、もう1件。路肩……

○議長（菊地誠道君） 類瀬議員、この案件に関しての質問にしてください。

○11番（類瀬光信君） わかりました、はい。ではこの案件に関して言うと、事故の原因について、そもそも路肩の雪にハンドルを取られたということは路肩に寄ったということですよ。路肩にハンドルを取られたことその前の原因が出てこない、これ事故の原因が最終的にはそうかもしれないけれども、よそ見なのか、スマートフォンをいじっていたのかとか、そういうことをもうちょっと究明しなければいけないのではないのですか。そうではないですか。ただ、まっすぐ走っていてガードレールに寄っていったっということ、それで納得できるのですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

この車、ドライブレコーダーがついておりまして、わたくしもこのドライブレコーダーを確認させていただいております。橋の終わりのところで非常に狭い道ではあるのです。原因と言いますか、本人からの申し出で単純に運転していて少し左に寄りすぎていて、ドライブレコーダーで確認したのですけれども、道路には雪はないのですけれども、路側帯には雪がまだ残っている状態で、運転操作が稚拙だと言われてしまえばその通りなのです。

けれども、単純に寄りすぎて左側の雪にハンドルを取られてそのまま左に突っ込んでいったということでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 3回目、最後ですけれども、先日も確認しましたが、町の車両はだいたいドライブレコーダーを完備したということでございますので、今後も今回の事故のようにドライブレコーダーの情報を基に、保険会社同士が過失割合というものを考えるということになると思うのですけれども、お互いに機械の情報でやり取りするだけではドライブレコーダーに映らない事情というのが実際にあると思うのです。そういったことについて、町の側から正確に保険会社に様々な情報を提供しないとなかなか過失割合が決まらないケースも出てくると思うので、そこらへんに関してどの程度の運転者側の情報というのが提供されているか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

公用車で事故を起こした時には、必ず事故報告書というものを本人から提出させております。その中にどのような用事で、どのような運転をしたのか、どんな原因で何が起こってしまったのかということ、なるべく詳細に思い出せる限り書いてくださいということ、を事故報告で報告させておまして、その内容についてはもちろん保険会社にも、場合によってはもちろん警察にも報告いたしております。

ドライブレコーダーは裁判においても証拠になるならないというのがあるようですが、あくまで参考としてそれを裏付けるために必要だということと言われれば提出をしているだけでありまして、決してドライブレコーダーの情報だけで過失割合等が決定されるということではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 物損事故ということで処理はされているのですが、本人は怪我がなかったのか、そこがちょっと心配なのですよね。

それと町の手が公用車、これが損傷しているはずなのですが、それについてはどのような状況になっておりますか。まだ保険会社とかそういうことで話を進めているのか、そこらへんをお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

当方の運転手1人だけ乗っております、怪我はありませんでした。

車の方なのですけれども、修理、それからレッカー代を合わせまして、71万8,271円かかっております。修理しております。

そのうち保険で車両価値の上限である70万円が給付されております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 70万円もの大きい物損事故だと思うのです。本人結構衝撃があったのではないかと思います。痛いのを我慢しながら怒られるからそういうことで病院に行かないとか、そういうことがあっては困ると思うので役場の管理者として十分配慮していただけないかなと、こういうふうに思います。老婆心ながら余計なことを言いましたが、そういうことも頭に入れて、今後事故が絶対がないということではないですので、管理者としてもそこらを配慮してあげた方がいいかと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○（副町長・牛崎君） 議員、おっしゃるような配慮をしてみたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○3番（本多耕平君） 同僚議員から多くの質問が出ておりますので、私からも何点か。先ほどの説明の中で52万8,000円については北海道からの復旧命令ということで、これはまず工事はどこがやったのかということと、先ほど同僚議員が言っておりますけれど、この発生の状況、いわゆる北海道は道路の危機管理が私は不十分でなかったのかという気がするのです。まず、個人的にはですね。運転をしていて左に寄ったらそこに雪があったからそれにぶつかってしまったということは、本当の過失ではなくて北海道が運行上の危機管理が私はできていなかったという気がするわけです。

そんな意味ではこの100の過失割合、これは本当に町が認めたのですか。本当にこちらが悪かったのだと。しかしこの問題の状況の中には、道路の脇に雪があったからそれに滑った、ぶつかったのではないですか。走ってはならないところを走ってぶつかったのなら仕方ないのですけれども、道路に雪があってそれに接触したかどうか私はドライブレコーダーを見てないからわかりませんが、危機管理は北海道が不十分だったのではないのですか。なんで100%こちらに過失を認めたのでしょうか。保険会社に全部任せるということ自体はいいのですけれども、全く町が理解していないと私は思うのです。それと前段として繰り返しましたけれども、個人的によく言うのです。「道道の事故を起こした場合にはまともに補償を取られる。まとも以上に、損害復旧命令によってこうした人たちにお金を取られる。」ということが実際に事故を起こした人たち皆さんが言います。この件でも、私が思うには北海道開発局の除雪の不備によって起こしたと考えれば、100対0なんてなるのですか。これを町が認めたというのであれば私は納得がいかないです。

それとこの工事はどこがやったのですか。町がやったのですか。それとも北海道が工事会社に任せたのですか。それを前段でお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

まず、工事の部分についてお答えいたします。この工事は損害復旧命令が国からなされまして、壊した本人が直してくださいということですので、町が発注いたしまして、施工

業者は株式会社後藤組でございます。そちらで施工をして、町が支払って、それに関しても保険で補填、物損の損害として保険で、これからになりますけれども支給されるということになります。

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時13分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、議員から、路側帯の状態によって町が100の責任を負わなければいけなかったものなのかという疑義だと思うのですが、道路構造令とかを読み込むまでの時間はなかったので、町道における判断なども参考にしながらお答えいたしたいのですが、まず1つは、路側帯は車道の公用を足すもの、というような解釈があるようでございます。本来的にはセンターラインから路側帯の間を走るのが通常のルールだという解釈があろうかと思えます。その上で補助する線の外側というところなのですが、町道の考え方と言うと、まず第一に除雪をして車線を確保するのはセンターラインと路側帯の間となります。

あるいは、雪が降った時に、今回の路側帯の雪もそうたくさん積もった状態ではなかったようなのですが、運転者は積雪があっても走るときには十分、安全運転を考えながら運転するというところで運転者側の責任に戻るといえるところが大きいかと思っております。

今回のケースで言うと、走るべきところには雪がなかったけれども路側帯に雪があった、運転を誤ってそこに進入してハンドルを取られてしまったという状況だというふうな理解で、保険会社の方にも状況報告し、保険会社の方も町の考え方というか100対0という判断で問題ないという、そういう状況であったところでもありますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 2回目、路側帯というのは、今、副町長おっしゃったように車線は車が走るところですけれども、管理者としては道路の維持ということで車線だけすればいいということではないですよ。もちろん路側帯も含め、道路敷地内これも管理するのが当たり前ですよ。

その中で、今の副町長のおっしゃることは、車線は走ったけれどもそこに雪が路側帯にあったからということで、路側帯を運転手が走ってはならないということはないのです。路側帯というのは、私は道路法はわかりませんし偏屈になるかもしれませんが、車

線のほかに万が一の場合は路側帯もいくらかあるわけです。そこも走れることになっているわけです。そこが不備なところを、認めたのですかということなのですよ。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 路側帯については、先ほど少し口足らず、舌足らずなところがあったかもしれませんが、本来走る設定はセンターラインから路側帯の間。路側帯から路肩については、車線の公用を補足するものということをおっしゃっていただきました。なので、走ってはいけない場所ではないです。

それから、町道の管理のケースで申し上げましたけれども、まず車線確保で言うとセンターラインから路側帯の間までで確保することがある。ただ、そのあとのことも考えて、できるだけ路側帯も除雪をするということが多いようでございます。

ただ、優先的にするのは車線。時に路側帯に雪が残ることもあろうかと思えます。雪が降ったら常時完璧に雪がなくなるということはないかと思えます。そのときには、やはり運転者の安全運転に対する責任が問われるものと思っております。今回のケースはまさしくそういったケースに当てはまると判断いたしました。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 最後です。議員諸君から、後ろから、いろいろと厳しい話が出ておりますのでこれ以上質問いたしませんけれども、私が言いたいことは安易にこの事故についての判断、これからの前段でありましたけれども、保険会社に任せることだけではなくて、あるいはまた保険に入っているからいいということではなくて、やはり職員ももちろんそうですけれども、事故のあったときには、納得できるような表現の仕方をしていただきたい。

先ほどから言うようにこの問題については、せっかく副町長から答えをいただきましたけれども、私は納得はいたしません。理解はするけど納得はしない、難しいけれどもですね。いわゆる走り方、車線、路肩あるいはまた道路敷地の管理の問題から言えば私は丸々100%というのはおかしいのではないかとということだけを残して私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は承認されました。

◎報告第10号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。報告第10号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第10号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、標茶町地域総合整備資金貸付条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてであります。

この条例は、国あるいは北海道の地域総合整備資金貸付要綱等に基づき、本町の地域振興に資する民間事業活動等に対して、一般財団法人地域総合整備財団、通称、ふるさと財団の支援を得て無利子で供給する資金の貸し付けを行い、民間事業者の能力を活用しつつ、地域生活経済圏の形成を図ることを目的とするというものでございます。

今般この条例の根拠としている国の要綱が4月1日付で貸付金額等の改正があり、これに基づき北海道の要綱が4月30日に改正となりました。本条例においても国・道の要綱と同額になるよう改正をするものです。なお、現在、相談を受けている案件はありませんが、いつでも貸し付けの要望に対応できるよう、北海道の要綱の改正日に合わせ、本条例を改正するという必要性があり、議会に議案上程し、ご審議いただくとまがないことにより、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、あわせて報告し、承認を求めるとしております。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書31ページをお開きください。あわせて別冊ですが、議案説明資料の43ページ、44ページの新旧対照表をあわせてご覧いただきたいと思っております。

報告第10号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとしております。

次ページをご覧ください。

専決処分書（写）でございます。

標茶町地域総合整備資金貸付条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分日は、令和6年4月30日付でございます。

次ページにまいります。

標茶町地域総合整備資金貸付条例等の一部を改正する条例

今回の改正は本則の改正と、令和3年の改正時の改正附則の改正が必要であったことから、ただいまの表記も標茶町地域総合整備資金貸付条例等の一部を改正する条例と等を入

れたものであり、改正は一括法形式、つまり条建て形式の改正としましたのであわせてご理解願います。

第1条は、本則の改正です。国の要綱と同様に、貸付率・貸付額が改正となったことにより改正するものです。

条文にまいります。

(標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部改正)

第1条 標茶町地域総合整備資金貸付条例(平成4年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「35パーセント」を「50パーセント」に、「300万円」を「100万円」に、「10億5,000万円」を「20億円」に改め、ただし書を削り、同条第3項中「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「10億5,000万円」を「20億円」に、「16億8,000万円」を「30億円」に改め、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」と」を削る。

第2条改正は、令和3年の改正時に定められた、本則に対する特例措置でありまして、令和13年3月31日までは、第5条で定める金額よりも貸付率・貸付額を増やすことを定めていましたが、国の要綱の改正に合わせ、拡大すべく改正するものです。

条文にまいります。

(標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例(令和3年標茶町条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「10億5,000万円」を「20億円」に、「13億5,000万円」を「24億円」に改め、「15億7,000万円」とあるのは「20億2,000万円」と」を削る。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものです。

以上で、報告第10号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番(鈴木裕美君) 説明で現在は貸付がないということなのですが、2点ほど伺いたいののですが、貸付対象事業者というのは全ての本町の事業者なのか。それから、事業というのは新規に対しても貸付される、事業を起こすときに新規であっても貸付されるということなのでしょうか。

○議長(菊地誠道君) 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君) この条例につきましては、ご案内の標茶町地域総合整備資金貸付条例というところで定められておりまして、以前は町内の業にありました会社が

すね、過去には一度このふるさと融資というのを受けて償還していただいたというケースがありますが、全部の事業かと言われれば全部の事業ではありません。

この条例で定められた事業所、事業内容、それから投資額、新設・増設もあるかと思いますが、要件がかなり多岐にわたり非常に難しいので、ある程度の規模ではないと下限額というのが決まっていますから、その投資の下限、いわゆるその設備費にいくらかかるのかによって、その分のいくらかを貸し付けますよというのが決まるわけです。そのため、あまり低額ですと貸付の対象にならなかつたりはするのですけれども、全部の業種かと言われればそうではない。

除外規定もありますので、例えば分譲することを予定する土地の売買を予定しているだとか、これから売ることを分かっているかのような場合とか、いろいろ細かい要件がありますから、ちょっと全部ではないのですけれども、幅広くそういった部分になるように、国のふるさと融資というのを受けながら運営していて、標茶町は過去に一度それを利用したということでございます。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第10号は承認されました。

◎報告第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。報告第11号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 報告第11号の内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年2月29日金曜日、午後9時15分頃、町道桜1線において、通行車両が車道のマンホール上を通過した際にマンホールの蓋が外れ車両が破損したものであります。

相手方車両の損害につきましては、5月15日に損害額が確定し、専決処分をさせていた

だき、5月30日に示談に至ったものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案34ページ、資料45ページをご覧ください。

報告第11号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページに移ります。

専決処分書（写）

令和6年2月29日発生の財物損壊事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額、41万6,042円。2 相手方、川上郡標茶町桜8丁目41番地、小林 真。

専決処分日は令和6年5月17日です。

資料のほうにまいります。

事件発生の状況ですが、先ほど説明しましたが、町道桜1線を通行していたところ、マンホールの蓋が外れ跳ね上がったことによる衝撃で車体が破損したものでございます。過失割合ですけれども、町が100%、相手方が0%となっております。

以上で報告第11号の内容説明を終わりますが、事故後、安全対策を講じておりますが、今後におきましても、より一層の注意を払ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 今、説明受けたのは、道路管理者として説明を受けたと思うのですけれども、先ほどの同僚議員、道路管理者含めた責任割合ということもあると思えますけれども、これマンホールの蓋については道路管理者なのか要するにその施設、そのマンホールといえば水道課のほうなのですからけれども、これどちらかがという……例えばですよ、この事故の原因という話からいけば、なぜマンホールが跳ね上がるような状況に至っていたのか。それを管理していなかったのか、どうなのかということを含めてお聞きしたいです。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） マンホールの管理につきましては、今回の事故のあったマンホールについては、道路管理者が管理しているマンホールでございます。

事故の原因につきましては、恐らくでしかないのでございますけれども、除雪作業の際にマンホールに除雪車がぶつかった際に、マンホールの座台が変形したことにより、マンホールの

蓋を乗っけていても外れやすい状況になっていたのではないかとということが考えられると思います。その際に、上を通ったときにバランスでマンホールが跳ね上がって車が損傷したものと思われています。

また、先ほどの質問から過失割合の話も出ていますので一緒に話しますと、今回については、マンホールが先に蓋が開いていたところに車が通過して、車が事故を起こしたという場合については、運転手の前方不注意ということも考えられますが、マンホールの蓋が閉じていたところを通ったときに跳ね上がったという状況ですので、施設管理者の責任が100%と判断されたということをおもっています。

以上です。

○6番（齊藤昇一君） 2回目の質問になりますけれども、今、言われたとおり、開いたら前方不注意。これ通行人だったら、夜間だと落ちているんです。その辺を含めて、道路の管理というか、除雪管理というか、その辺を建設課長が言った通り、たぶんそういうふうになったのであろうという現象だと思いますけれども、これは道路管理者として、マンホールを設置されているところを全部点検するとか、そういう除雪している作業員の方がやったやらないを、言う言わない、が出てくると思うのです。

その辺、今後こういったことがないように、点検するかしらないか含めて、道路管理者としてのマンホールの管理ということですが、設置者は水道課ということになるのですか。そうではない。

複雑になり申し訳ないですけれども、ただ、いずれにしてもちょっとお願いしたいのは、やはり蓋が閉まっていて車が通行してこういう事故があった。もしかしたら、通過した後にマンホールが外れて、人間、自転車、犬、猫含めて、ペットを飼っている人もいますから、その辺の状況を考えるとかなり恐ろしい話かなという気もいたしますので、今後どうされるかお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今回につきましては、除雪車両ということが想定されますので、除雪の委託業者に関しましては、除雪契約時に担当路線について点検して報告するよう伝えております。そして、そこで異常があった場合においては、舗装の擦り付けとかを行い、補修しながら安全に作業できるようにという指導もしているのですが、凍上の影響とかもありますので、点検時、何もなくてもそういうことがあることは想定されるということをご理解願います。

また、マンホールの点検につきましては、常時見回っている中で、周りの舗装が割れていたりだとか、そういった部分については、その都度気づいたときに舗装している対応をしていますし、極力、議員おっしゃったような事故が発生するのは、まさしく道路管理者としてあってはならないことですので、今後も含めて対応していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 申し訳ないですが、今、言葉尻捕まえて言うわけではないですけども、結局除雪して引っ掛けた人は気づいていたか気づかないか分からないのですが、役場に報告してないから、こういうことになったのですよね。そこというのはペナルティ含めて、どこの業者か分からないですけども、今の話を聞くとそういう報告を受けるようになっていきます。でも結局報告がなされてなかったから、こういった要するにこすったかもしれない、マンホールを傷つけていたかもしれないという状況を報告されていないということですよ。そこをもう少し徹底されるというか、改善していかないといけないと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 除雪作業で施設を壊した場合には、一般的には全て報告されることとなっております。ただ、例えばぶつかったときに、ぶつかったなと思ってもそのまま外傷がない、降りて確認した時に外れていないということであれば、恐らくその時点で大丈夫だったのだなというような判断をする方がいることも、運転手の中にはいらっしやると思います。

ただ、今回のような事故が発生したことも踏まえて、次年度以降の除雪の際には、そこについての指導も徹底してもらいたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君） 1点、マンホールが道路のどのあたりに道路の位置、どこにあったの。ここが通常運転するのであれば、やはりある程度全部確認しながら、私もたいていマンホールは極力避けて踏まないようにして運転して歩くのですけれど、大体道路のどら辺にあったのか。もしあれだったらお教え願います。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 走行車線の真ん中くらいなのですけれども、要は中央線があって、外側線があって、その真ん中辺なのですけれども、当日の写真状況見ますと、若干路肩の方に雪が残っていて、やはり真ん中側によって走ったのではないかと思います。それによって端っこの方にタイヤが乗かって跳ね上がったのが原因ではないかと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第11号は承認されました。

◎報告第12号

○議長(菊地誠道君) 日程第10。報告第12号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君)(登壇) 報告第12号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和5年度一般会計、各補正予算で議決をいただきました8件の繰越明許費繰越計算書であります。

令和5年度歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより、令和6年度に繰越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書36ページをお開きください。

報告第12号 繰越明許費繰越計算書の調製について

令和5年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するというものです。

次ページをご覧ください。

令和5年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書です。

全て一般会計でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、公用車修繕事業320万円、翌年度繰越額320万円、財源内訳ですが、一般財源で320万円でございます。同じく事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額が1,145万1,000円、翌年度繰越額1,145万1,000円、財源内訳ですが、国道支出金が1,145万1,000円でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名は低所得者支援給付金支給事業、金額は3,017万7,000円、翌年度繰越額2,654万8,000円、財源内訳は国道支出金で2,654万8,000円でございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、ごみ運搬車購入事業、金額は3,034万6,000円、翌年度繰越額は同じく3,034万6,000円、財源内訳ですが地方債で2,790万円、一般財源で244万6,000円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業負担金(標茶北部地区)、金額が3,233万3,350円、翌年度繰越額527万5,000円、財源内訳ですが、一般財源で527万5,000円でございます。同じく6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業負担

金（標茶西部地区）、金額が6,837万8,862円、翌年度繰越額4,375万円、財源内訳は、一般財源で4,375万円でございます。同じく6款農林水産業費、1項農業費、事業名、産地生産基盤パワーアップ事業、金額が5,754万7,000円、翌年度繰越額5,754万7,000円、財源内訳は、国道支出金で5,754万7,000円でございます。

7款商工費、1項商工費、事業名が釧路湿原かや沼観光宿泊施設改修事業、金額が3,760万4,000円、翌年度繰越額が3,760万4,000円、財源内訳ですが、地方債で120万円、一般財源で3,640万4,000円でございます。

合計では金額が2億7,103万7,212円、翌年度繰越額2億1,572万1,000円、財源内訳ですが、国道支出金9,554万6,000円、地方債2,910万円、一般財源が9,107万5,000円となっております。

調製につきましては、令和6年5月31日でございます。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第12号を終了します。

◎議案第33号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第33号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、除雪グレーダの購入でございます。町が所有している2台のモーターグレーダのうち、平成9年に購入しました1台について、更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の38ページと議案説明資料の46ページをご覧ください。

議案第33号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1 財産の種類、数量、除雪グレーダ（3.7メートル級）、1台。2 取得の目的、除雪作業に使用するため。3 取得金額、3,737万7,623円。4 取得の相手方、住所、帯広市西24条北1丁目3番4号、氏名、コマツ道東株式会社、代表取締役 中島良太です。

資料にまいります。

財産の取得に関する資料

建設課の除雪グレーダとしてコマツのGD675-6を取得します。

入札年月日は令和6年5月21日で、取得金額の3,737万7,623円から、更新前の車両の下取金額198万円を引いた3,539万7,623円で契約しております。

指名業者は、コマツ道東株式会社と日本キャタピラー合同会社です。

納入期限は、令和7年3月10日としております。

備考の欄ですが、予定価格も下取金額との差額で4,756万1,699円です。

次のページには車両の詳細を記載しておりますのでご確認ください。

以上で、議案第33号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第34号ないし議案第35号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第34号、議案第35号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第34号及び35号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めらるるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の39ページと議案説明資料の48ページをご覧ください。

議案第34号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、令和6年度桜団地公営住宅、S-3号棟住環境改善事業、建築主体工事。
2 契約金額、1億7,765万円。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約の相手方、サトケン・星特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿、構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役 星光彦です。

資料へまいります。

工事概要は改修工事で、鉄筋コンクリート造3階建1棟13戸1,072.51平方メートルです。

サトケン・星 特定建設工事共同企業体、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の5社を指名業者とし、令和6年5月24日に入札執行しました。竣工予定日は令和7年1月17日で、新規・継続の別は新規、予定価格は1億7,931万1,000円となっております。

続きまして、議案書の40ページと議案説明資料の49ページをご覧ください。

議案第35号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、令和6年度桜団地公営住宅、S-3号棟住環境改善事業、附帯機械設備工事。2 契約金額、6,462万5,000円。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約の相手方、住所、標茶町平和8丁目23番地、氏名、株式会社永昌工業、代表取締役、柿崎晃寛です。

資料へまいります。

議案第34号と同じ建物の機械設備の撤去・改修です。株式会社永昌工業、有限会社服部組、株式会社三浦ポンプ機械店、総合設備株式会社、太平洋設備株式会社、株式会社近藤設備工業、株式会社共立、榊設備工業株式会社の8社を指名業者とし、令和6年5月24日に入札執行しました。

竣工予定日は令和7年1月17日で、新規・継続の別は新規、予定価格は6,677万円となっております。

以上で、議案第34号及び35号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 経費の算出方法について、お聞きしたことがあるのですが、今回の2件の工事についても、いわゆる経費の算出方法や根拠は、以前お話を聞いた時には北海道の単価の基準に沿ってということだったので、今回も北海道単価に沿った算定基準で進めているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 工事費の積算の関係ですので、建設課の方から答えさせてい

たいただきます。積算の関係、町の積算につきましては、全て北海道の単価を基準として、最新の更新する単価を基準としております。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） よく運輸業界でも重視されていますけれども、2024年問題、要は残業なんか規制されるわけですが、建築業界とかの設備会社もそういった規制の対象になるかと思うのですけれども、そういったところで単価の変更はあったのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

今年度の、国土交通省と農林水産省の2省協定の単価の中では、時間外労働と言いますか、2024年問題の労務省に対する補正も含まれた単価として公表されております。ですから、その単価を使っておりますので、おのずと積算の中では加味されていることにはなりません。

また、今回については、働き方改革の影響で、工期の方を昨年までは12月中に完成するということでしたけれども、4週8休を考慮した工期設定をして、1月中、17日までという工期で設定しておりますので、その分工期が長くなった分については、諸経費の部分で若干高くなっているということは確認しております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号は原案可決されました。

◎議案第36号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。議案第36号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第36号の提案主旨並びに内容についてご説明いた

します。

本案は、町道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案41ページ、資料50ページをご覧ください。

議案第36号 町道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、次の町道路線を廃止する。

1 路線目は、整理番号326、路線名、新拓1線、起点は字中チャンベツ656番地先、終点は、字中チャンベツ671番地先、延長につきましては、1,232.3メートルであります。

本路線は一部現況がなく、町道として存続する必要が無いため廃止しようとするものです。

2 路線目は、整理番号533、路線名、麻生21線、起点は麻生10丁目36番地先、終点は、麻生10丁目27番地先、延長につきましては、231.8メートルであります。

議案資料の51ページをご覧ください。

本路線は、公営住宅の麻生団地内の道路であります。麻生団地改修にあたり団地内通路が整備されたことにより存続する必要が無いため廃止しようとするものです。位置につきましては、51ページの図面の右の下側の赤で少し太くなっている部分が、路線となっております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 私、麻生団地の町内会長もやっておりますので、麻生の町道についてお伺いさせていただきます。これは公営住宅が整備された時点で道路形状が変わっているのは理解していたのですが、公営住宅としての道路の除雪等については、なんら影響がないということよろしいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 現在麻生団地の公営住宅敷地として管理しており、敷地内の通路についても、除雪作業は実施しておりますので、今まで通りの状況と変わらないということでご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

◎議案第37号

○議長(菊地誠道君) 日程第14。議案第37号を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・神谷君。

○教育委員会管理課長(神谷 学君)(登壇) 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本町の基幹産業である酪農をはじめ医療・介護・福祉など、広い分野における人材確保が課題となっていること、また、物価の上昇により家計負担が増加している状況を踏まえ、この間、標茶町育英審議委員会において、育英資金貸付金制度のあり方について検討を進めてまいりましたが、このたび育英審議委員各位のご意見をもとに、本町の課題である人材確保を目的とした制度拡充により、本町の児童生徒が将来の夢の実現を目指し進学する際の後押しとなるよう、育英資金貸付基金制度の拡充を図るため、条例改正をご提案するものであります。

改正内容につきましては5点であります。1点目は一般会計から基金へ繰入できる額の拡大、2点目は貸付金の限度額の拡大、3点目は貸付金償還期間の延長、4点目は貸付金減免制度の拡充、5点目は貸付金減免制度の拡充に伴う貸付金償還猶予要件の改正であります。

また、本改正に合わせ現行規定について内容を精査したところ、一部、字句修正、文言整理についても行いたく、あわせて提案するものであります。

なお、本案につきましては、令和6年4月19日開催の第1回育英審議委員会の答申を得て、令和6年5月24日開催の第5回定例教育委員会の会議に提案し、原案可決いただいていることを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書42ページ、議案説明資料52ページをお開き願います。なお、議案説明資料は新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照願います。

議案第37号 標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例

標茶町育英資金貸付基金条例（昭和30年標茶町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学資金」を「育英資金」に改める。

第1条の2に見出しとして「(基金の設置)」を付する。

第1条の3の改正は、制度拡充に関連して一般会計から基金へ繰り入れできる額の限度を拡大するものです。

改正文にまいります。

第1条の3に見出しとして「(基金の収入)」を付し、同条第2項中「3,500万円」を「5,000万円」に改める。

第2条の改正は、専修学校の定義を改めるものです。

改正文にまいります。

第2条の見出しを「(対象者)」に改め、同条中「貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）」を「育英資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付希望者」という。）」に、「具備した者」を「備えた者」に改め、同条第1号中「(修学年限2年以上に限る。）」を削り、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第3条中「貸付けする学資金の額は」を「貸付金は」に改め、ただし書き中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第4条の見出しを「(貸付期間)」に改め、同条中「学資金の貸付け」を「育英資金の貸付け」に改める。

次ページにまいります。

第6条の改正は、第3条貸付金の限度を拡充する改正に関連して、貸付金の償還期間を延長するものです。

改正文にまいります。

第6条中「貸付けした学資金は」を「貸付金は」に、「貸付け期間」を「貸付期間」に、「10年」を「20年」に改める。

第7条の改正は、現行の減免規定を拡充するものです。

改正文にまいります。

第7条見出し中「償還の」の次に「免除又は」を加え、同条第1号中「借受人が」を「育英資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が」に改め、同条第2号中「借受人が傷病により再起不能に陥ったとき。」を「借受者が精神又は身体の障害により労働能力を喪失、若しくは労働能力に高度の制限を有したとき。」に改め、同条第3号中「借受人が生活保護法」を「借受者が生活保護法（昭和25年法律第144号）」に改め、同条第4号中「第3条第1号の規定による借受人が、当該課程の専門資格を取得して、卒業後10年以内に標

茶町に居住し、取得した資格専門職として標茶町内の企業等に就業した場合において、その就業した期間が第6条に規定する償還期間に達したとき。」を「借受人が別表の課程を修了し卒業後、標茶町に居住し町内において継続して5年を超える事業を営み、または町内の事業所に就業し継続して5年を超える就業期間に達したとき。」に改め、同条第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。「(5)借受者が償還期間中に標茶町に居住し、町内において事業を営み、または町内の事業所に就業した場合、その後継続して5年を超える事業期間、または就業期間に達したとき。ただし、この場合は、事業を開始した日、または就業した日以降の償還金を対象とし、既に償還をした貸付金の返還は行わない。」

第8条の改正は、第7条の改正（減免制度の拡充）に関連して、償還猶予の規定を改めるものです。

改正文にまいります。

第8条中「前条第4号」の次に「及び第5号」を加え、「標茶町内の企業等に就業後、第6条に規定する償還期間に達するまでの期間は、貸付金の償還を猶予することができる。ただし、標茶町内の企業等に就業した期間が、第6条に規定する償還期間に満たないときは、その事実、次ページへまいります、が生じた日の翌日から貸付金を償還しなければならない。」を「最大5年間の償還の猶予をすることができる。ただし、借受者が標茶町に居住し町内において事業を開始、または町内の事業所に就業する見込みであるが、研修期間を有する専門資格取得者である者は、5年間を超える場合も猶予期間とすることができる。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 標茶町に居住し町内における事業期間、または町内の事業所に就業した期間が、継続して5年間に満たないときは、その事実が生じた日の翌日から貸付金を償還しなければならない。

第9条中「奨学生を希望する者」を「貸付希望者」に改める。

第10条の見出し中「奨学生」を「貸付け」に改め、同条中「奨学生」を「貸付けの可否」に、「育英審議委員会」を「標茶町育英審議委員会(以下「育英審議委員会」という。)」に改める。

第11条の見出しを「貸付けの停止、休止又は貸付金の減額」に改め、同条第1項中「奨学生」を「借受人」に改め、「学資金の廃止又は休止、減額をするものとする。」を「貸付けを停止、休止又は貸付金を減額するものとする。」に改め、同条第1号中「奨学生が学資金を」を「貸付けを」に改める。

第12条の見出しを「借受者の義務」に改め、同条第1項及び第2項中「奨学生」を「借受者」に改める。

第13条中「学資金の借受人が」を「借受者が」に改める。

第14条中「奨学生の選定」を「育英資金の貸付けの可否」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表につきましては、教育課程の区分ごとに貸付金の限度額を表記するものであります。

現行規定では文言を列記して表現しているものを別表表記に改め整理させていただきました。

別表（第3条関係）、大学院及び医学、歯学、獣医学並びに薬学課程の大学、私立月8万円、国公立月5万円、大学、私立月4万円、国公立月3万円、短期大学、私立月4万円、国公立月3万円、専修学校・専門学校、私立月4万円、国公立月3万円、高等専門学校、本科1年生から3年生、私立・国公立ともに、月1万2,000円、本科4年生・5年生、私立4万円・国公立3万円、高等学校、私立・国公立ともに、月1万2,000円とするものです。

附則（施行期日）、第1項、この条例は公布の日から施行し令和6年度から適用する。

（令和6年度の特例）第2項、この条例の交付の際、既に令和6年度において改正前の規定による借受者は、改正後の条例の規定に基づく貸付金の月額を限度として、貸付金の月額の増額を申請することが出来る。

（経過措置）第3項、改正前の条例の適用を受けた借受者もこの条例を適用する。ただし、第6条の規定は令和6年度の借受者から適用する。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○3番（本多耕平君） 育英資金の関係についての改正ということで、説明がありましたけれども、私は育英資金のあり方、本町においての子どもたち、あるいはまた本町においての人材育成に絡む奨学金問題については、できる限り給付型にできないものかということも以前質問させていただきました。その点についても、前を向いたというわけではないですけれども、検討していきたいというような言葉をいただいたような記憶があります。そのような意味では条例の一部が改正された中で、本町においても前を向いた、あるいはまた子どもたち、あるいはまた本町にとっての人材育成においては、かけがえのない条例になるという気がします。

ただ一点、私がお聞きしたいのは、この育英資金の貸付の条件の中に保護者の所得によってこの給付が受けられる、受けられないということはございますか。私、ずっとさっきから目を通していて、いわゆるその貸付の条件の中に保護者の方々の所得によるということは何も書いてないと思ったのですが、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教育委員会管理課長（神谷 学君） お答えいたします。今回の改正にあたりまして、育英審議委員会を3回開催し議論してまいりました。その中でいろいろご意見をいただいております。

その中のご意見として、今回改正にあたりまして育英資金の本来の目的、第1条で設けているわけですが、学資金の確保に困窮している世帯の貸付けという部分であります

けども、本来の目的は維持したまま制度の枠の中で拡充をするのが望ましいのではないかという意見がありまして、それを受けて議論を枠の中でどのように拡充できるかということで協議してまいりました。

その中で、やはり一定の所得制限というのは、残すことが必要であるということで、この所得制限の部分は現行規定のまま残すという結論に至りましたので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 審議会の方で3回の会議をもって、今、それらについても協議をなされて、本来の育英資金の目的については崩さないという管理課長のお話ではありますけども、私は以前から申したいことは、やはり本町における色々な多種多様な人材確保という問題、あるいはまた人材不足ということで、ぜひ高校生にしても大学生にしても本町で受け入れる体制としては、そういう給付型の奨学金制度が必要ではないかということをお私強く町長にもずっと訴えました。

その答弁の中には、町側としては全ての職種でもって人材は不足しているのだ、従ってこの問題についてはということであまり前を向かないで下を向いたお返事をいただいたわけですが、今時点で私が申し上げたいことは、ここまで今、育英資金の関係について内容を十分協議されて困窮している、確かにそうかもしれませんけれども、今、子ども支援ということでもいろいろありますけれども、ぜひとも今一度本町においての給付型のあり方をご協議していただきたい。

これが高校生にとっても、あるいはまた大学生にとっても、あるいはまたいろいろな学生の方々が本町に戻ってくる材料になりますので、町長にも今一度質問といいますか、お願いをして、この第37号について私は全面的に支持をしてまいりたいと思いますが、できれば町長から教育委員会に、あるいはまた本町の財政をもって人材育成確保の面からも理解をするというようなお返事をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、本多議員の方から経済的な部分でのということで以前から給付型という話がありますけれども、実は今回の内容については、減免の条件もかなり緩和してあらゆる職業についても、大学に出ていて地元に戻ってくればほとんど減免されるというような内容になっておりますので、かなり踏み込んだ方になっています。

ただ、経済的な部分でやはり高額な所得のある方については、一定程度それなりの資産があるということで、そういう進学財源については十分かということがありますので、まずはこの形でやらせていただいて、さらに本多議員からある分がさらにそこまでも必要だということがあれば、踏み込んで検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 最後に町長のお答えをいただきました。さらに今一度一礼を申し

あげます。私は前の質問いたしましたように、人材確保、特に獣医が必要だということなことが町長ご記憶にあると思いますけれども、実は町内から、ある高校生が私立の獣医学部に入りました。私は早速そこへ行って、何とか給付金型の奨学金を得られることも私どもの議会であるから、ぜひ君も奨学金ということで教育委員会に伺えという話をしたら、その父母の方はすぐ行ったそうです。そうしたら、その父母はすぐ私のところに来て、本多さん悪いけども、俺の家は所得が高額でダメだったと。その高額の限度が私はわからなかったのです。その家は本当にそんなにお金があるのかなと思ったのですけれども、私からすると所得税の申告のときにかなり余ったのかもしれないですけれども、お金があるからには別にして、私は本町におけるいろんな人材確保するためには、そういう制度もぜひ教育委員会も考えていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 別表の中身なのですけれども、金額がそれぞれ、要するに私立と公立と今回別れたということになりますよね。その中で、高等学校の生徒の金額が変わってないのではないかなという気がするのですけれども、1万2,000円。これ大学に上がって高校生と変わらないというのは、いろいろ積算根拠があると思いますけれども、その辺3万円増えたり、5,000円と1万円ずつ上がったということですか。この辺をお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教育委員会管理課長（神谷 学君） お答えいたします。今回貸付限度額の見直しにあたりまして、日本学生支援機構の基準を参考とさせていただいたところです。その中で、日本学生支援機構の高等学校の基準額が1万円でありました。そういったところで、今回改正にあたりまして、引き下げという形ではなく、現行維持という形で基準を設けたところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号

○議長（菊地誠道君） 日程第15。議案第38号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・石黒君。

○税務課長（石黒敬一郎君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、被保険者の医療費の支出に応じ、応能分と応益分からなる保険税の負担を求め、それをもって国民健康保険の事業運営の安定化を図るものでございます。

平成30年度から始まりました国民健康保険の都道府県化により、保険税は、納付金という形で財政運営の責任主体である北海道に納めることとなっております。また、持続可能かつ安定的な国保運営を目指すため、国保事業が赤字である市町村は、決算補填等を目的とした法定外繰入の解消が求められ、これに該当する市町村は、赤字解消に向けた計画を立てて取り組んでおります。本町においては、1年前倒しで平成29年度から令和9年度までの計画を立て、法定外繰入の解消を目指して段階的に取り組んでおります。

計画の内容としましては、北海道が激変緩和策として、保険税の引き上げ率を2%以内とする基準を示したことを受け、この基準を達成した上で、さらに所得金額が300万円の世帯における保険税の引き上げ幅を7,500円～8,000円程度に抑える税率改正を行う内容としております。

また、北海道の「標準保険料率」の算定に係る賦課方式が「所得割」、「均等割」、「平等割」の3方式となっていることから、令和9年度までに「資産割」を廃止することもあわせた税率改正の計画を進めているところであり、今年度は計画の8年目になります。

なお、本案につきましては、5月22日に行われた第10回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案書47ページをご覧ください。

議案第38号標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料61ページ、議案第38号資料②をお開きください。

議案説明資料、議案第38号資料②

改正項目「1. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」で、条項は条例第3条第1項、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の税率を100分の6.2から100分の6.63に引き上げるものです。施行は公布の日、適用は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目「2. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額」で、条項は条例第4条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の資産割額の税率を100分の8.8から100分の6.6に引き下げるものです。

改正項目「3. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」で、条項は条例第5条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の被保険者一人当たりの均等割額を25,500円から26,000円に引き上げるものです。

改正項目「4. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」で、条項は条例第5条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の一世帯当たりの平等割額について、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は22,000円を21,500円に、第2号特定世帯は11,000円を10,750円に、第3号特定継続世帯は16,500円を16,125円に引き下げるものです。

改正項目「5. 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額」で、条項は条例第9条の2、改正内容は、税率の改正で、介護納付金課税分の一世帯当たりの平等割額を8,000円から7,500円に引き下げるものです。

改正項目「6. 国民健康保険税の減額」で、条項は条例第23条第1項及び第2項、改正内容は、7割、5割、2割の各減額及び未就学児の被保険者均等割額の減額の改正で、第1項は、7割、5割、2割の各減額における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正になります。

第1項第1号は7割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は17,850円を18,200円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は15,400円を15,050円に、（イ）特定世帯は7,700円を7,525円に、（ウ）特定継続世帯は11,550円を11,287円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は5,600円を5,250円に引き下げるものです。

同項第2号は5割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は12,750円を13,000円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は11,000円を10,750円に、（イ）特定世帯は5,500円を5,375円に、（ウ）特定継続世帯は8,250円を8,062円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は4,000円を3,750円に引き下げるものです。

同項第3号は2割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は5,100円を5,200円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は4,400円を4,300円に、（イ）特定世帯は2,200円を2,150円に（ウ）特定継続世帯は3,300円を3,225円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は1,600円を1,500円に引き下げるものです。

第2項は未就学児の被保険者均等割額の減額に係る改正で、第1号未就学児の基礎課税額分の被保険者均等割額は、ア、7割減額、軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は3,825円を3,900円に、イ、5割減額、軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は6,375円を6,500円に、ウ、2割減額、軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は10,200円を10,400円に、エ、アからウに掲げる世帯以外の世帯の未就学児の被保険者均等割額は12,750円を13,000円に引き上げるものです。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 1点だけ説明をしていただきたいと思います。説明員の方から法定外繰入の解消、赤字解消とのこと、それから資産割を解消していく。それから、全道統一を目指していくという方向に向かっていつても何度もここで議論いたしましたが、標茶町は、これを進めていけば国民健康保険税が上がっていくという方向になるのだと思っておりますが、1つ質問をします。

2年前、未就学児童についての均等割りについては、国民健康保険に加入している人たちを中心に非常にとんでもないと。子どもが多ければ、それだけ国民健康保険税が多くなるということですから、子どもに限らずとんでもないということで、国もそういう意見と言いますか、声を少しだけ受け入れて未就学児童については、半額にしていくということをして2年前に出しました。ところが今日の見ましたら、その問題の均等割額が増えているのですよね。これはどうしてですか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・石黒君。

○税務課長（石黒敬一郎君） お答えいたします。今回の改正の内容についてですが、こちらの方は議員おっしゃったとおり、本町といたしましては資産割額の解消、それから赤字の解消に伴う計画を平成30年の2月で策定して、全員協議会の方でご説明申し上げた計画に沿っての今回の税率の改正であります。おっしゃったとおり2年前、令和4年度から国の方で未就学児の均等割額のお話が上がって、半分にするということは議員ご指摘のとおり、おっしゃるとおりなのですけれども、一応の本町の計画と国で示した趣旨が異なるのは、本町の計画はあくまでも重複しますけれども、赤字計画と資産割の解消のた

めの計画に伴って、今回税率を改正させていただくというご提案をさせていただいているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） その理解はできないのですが、わざわざ全国の国民健康保険加入者を中心とした人たちの声を国が受けて、均等割の未就学児の5割削減といたしますか、2分の1の方向によりやく踏み切ったという感じなのですか。なのに、今回の条例改正ではその均等割が増えているのはなぜかという、どうしてこうなるのかということをお聞きしたかったのですけれども、そのものずばり、なぜ均等割を狙ってしまったのかということをお聞きしたかったのです。均等割が増えるというのは、国の未就学児童均等割2分の1にするという方向と反対の方向になっているのではないですか。これはどうしてなのでしょう。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） さっきの説明以外に説明しようがないというのであれば、それでいいです。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・石黒君。

○税務課長（石黒敬一郎君） お答えいたします。議員おっしゃるとおりで、先ほどの説明以外の回答は難しいのですけれども、あくまで平成29年に立てた計画通りの税率改正をただいま行っている最中でございますので、結果的にこういう形で税率改正の提案をさせていただいているということで、これだけの説明で申し訳ございませんけれども、よろしくをお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案可決されました。

◎議案第39号

○議長（菊地誠道君） 日程第16。議案第39号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例案でありまして、令和6年3月29日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第116号）及び予防接種法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第69号）が公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症がB類疾病に追加となることから、本条例の改正を行うものでございます。

なお、手数料単価につきましては、国から示された接種単価が15,300円ありますが、そのうち国の助成額が8,300円であることから町負担額は7,000円となりますので、そのうち、おおむね3割程度に相当する2,000円とするものでございます。

以下、内容について説明申し上げます。

議案書50ページ、議案説明資料64ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第39号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号中、B類疾病、ア、インフルエンザ1,000円、イ、高齢者の肺炎球菌感染症3,000円、をB類疾病、ア、インフルエンザ1,000円、イ、高齢者の肺炎球菌感染症3,000円、ウ、新型コロナウイルス2,000円に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時01分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長(菊地誠道君) 会議規則に定められた時刻が迫りましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長をいたします。

◎議案第40号ないし議案第42号

○議長(菊地誠道君) 日程第17。議案第40号、議案第41号、議案第42号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第40号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和6年度一般会計補正予算第2号であります。

内容につきましては、B類定期新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料、コミュニティ助成事業に係る負担金補助及び交付金、みどり認定こども園防音事業などに係る設計委託料などに要する経費について補正したいというもので、歳入歳出それぞれ2,664万円を追加し、総額を115億7,967万円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、B類定期新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の業務委託料として2,000万円、コミュニティ助成事業助成金250万円、みどり認定こども園防音事業の実施設計委託料147万8,000円などです。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み町債、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところでございます。

また、地方債で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の令和6年度標茶町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,664万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億7,967万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額4億4,300万円に、みどり認定こども園防音事業140万円と、建設機械整備費1,080万円、合計1,220万円を追加し、補正後の限度額を4億5,520万円とするものでございます。起債の方法、償還の利率につきましては補正前と同じでございます。合計では、補正前の限度額7億4,190万円に、1,220万円を追加し、補正後の限度額を7億5,410万円とするものでございます。

14ページをお開き願います。

「地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額7億4,190万円に、補正額1,220万円を追加し、補正後の額を7億5,410万円とするものでございます。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額129億3,725万8,000円に、補正額1,220万円を追加し、補正後の額129億4,945万8,000円とするものでございます。

以上で議案第40号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨についてご説明いたします。本案は、令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、内容につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた周知広報事業に係る費用であります。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることとなっております。国からの依頼により、全ての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用していただけるようリーフレットを作成し、保険証更新時等にそのリーフレットを同封し周知するものであります。

これらに係る費用については、国から全額補助されることから、歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し収支の均衡を図るものであります。

なお、本案につきましては、5月22日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和6年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,259万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、内容につきましては、先ほどご説明いたしました標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算と同様となりますが、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けた周知広報事業にかかる費用であります。マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする

仕組みに移行されることとなっております。国からの依頼により、全ての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用していただけるようリーフレットを作成し、保険証更新時等にそのリーフレットを同封し周知するものであります。

これらに係る費用については、先ほどの国民健康保険と違い、国から財政支援される見込みとはなっておりますが、現時点において支援方法が示されておられませんので、一般会計繰入金として整理し、歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、収支の均衡を図るものとしております。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,673万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案3案は、直ちに議長を除く11名で構成する「議案第40号・議案第41号・議案第42号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題3案は、議長を除く11名で構成する「議案第40号・議案第41号・議案第42号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時55分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第18。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第4号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第4号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第19。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。
これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第5号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第20。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第6号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第21。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第7号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第22。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第23。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思
います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決
定をいたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第40号・議案第41号・議案第42号審査特別委員会
委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題3案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第40号ないし議案第42号

○議長（菊地誠道君） 議案第40号、議案第41号、議案第42号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第40号・議案第41号・議案第42号審査特別委員会委
員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略
をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

議案第40号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） よろしいです。起立全員であります。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第41号、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） よろしいです。起立多数であります。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第42号、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） よろしいです。起立多数であります。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和6年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 5時07分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 8 番 長 尾 式 宮

署名議員 9 番 松 下 哲 也